

令和2年度（3月） 第11回浜北区協議会 次第

日時：令和3年3月25日（木）午後1時30分から

会場：浜北区役所 大会議室（なゆた・浜北3階）

1 開 会

2 議 事

(1) 協議事項

ア 子どもの未来サポートプロジェクト（浜松市子どもの貧困対策計画）
（案）のパブリック・コメント実施について **【資料1】**

イ 浜北区協議会委員のリモート出席について **【資料2】 ※当日配布**

3 その他

(1) その他

(2) 次回開催日程について

4 閉 会

第9号様式

区 協 議 会

区 分	□諮問事項 ■協議事項 □報告事項				
件 名	子どもの未来サポートプロジェクト（浜松市子どもの貧困対策計画）（案）のパブリック・コメントの実施について				
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	<p>○背景・経過</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度に子どもの貧困対策支援体制整備計画として「子どもの未来サポートプロジェクト」を策定し、地域と連携した子どもの自立支援に取り組んできました。 令和元年度に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。 「子どもの未来サポートプロジェクト（浜松市子どもの貧困対策計画）（案）」は、小学5年生と中学2年生の子どもとその保護者、ひとり親、支援者に対する実態調査により把握した現状や有識者の意見を踏まえて、様々な課題の解決に向けた本市の取り組み方策等を示したもので、今回、計画策定に向けて本案におけるパブリック・コメントを実施します。 				
対象の区協議会	中区・東区・西区・南区・北区・浜北区・天竜区				
内 容	<p>○子どもの未来サポートプロジェクト（浜松市子どもの貧困対策計画）（案）の構成</p> <p>第1章 計画の策定にあたって 第2章 子どもの貧困の現状と課題 第3章 計画の基本的な考え方 第4章 施策の展開 第5章 計画の推進</p> <p>○計画の期間</p> <p>上位計画の「浜松市総合計画」や「第2期浜松市子ども・若者支援プラン」の終期が令和6年度末であることを踏まえ、令和3年10月から令和7年3月までを計画期間とします。</p>				
備 考 （答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など）	<p>①パブリック・コメントを実施（案の公表、意見募集） [期間] 令和3年4月15日（木）～5月14日（金）</p> <p>②意見募集結果及び市の考え方を公表 [時期] 令和3年8月</p>				
担当課	子育て支援課	担当者	宮木 典子	電話	457-2793

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

子どもの未来サポートプロジェクト (浜松市子どもの貧困対策計画)(案) に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。

浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「子どもの未来サポートプロジェクト（浜松市子どもに貧困対策計画）（案）」 とは

現在から将来にわたり全ての子どもが生まれ育った環境によって左右されることなく、夢や希望を持てる社会を目指すための施策を推進するものです。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和3年4月15日（木）～令和3年5月14日（金）

3. 案の公表先

子育て支援課、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館、市民協働センター（中区中央一丁目）、パブコメPRコーナー（市役所本館1階ロビー）にて配布

浜松市ホームページ（<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>）に掲載

【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、住所、氏名または団体名、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

（意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。）

①直接持参	子育て支援課（ザザシティ浜松中央館5階）まで 書面で提出
②郵便【はがき、封書】 （最終日の消印有効）	〒430-0933 浜松市中区鍛冶町100-1 ザザシティ浜松中央館5階 子育て支援課あて
③電子メール	kosodate@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	053-457-3011（子育て支援課）

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和3年8月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

こども家庭部子育て支援課（TEL 053-457-2793）

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

●パブリック・コメント実施案件の概要

●子どもの未来サポートプロジェクト（浜松市子どもの貧困対策計画）（案）

第1章 計画の策定にあたって	……	P 1～P 4
第2章 子どもの貧困の現状と課題	……	P 5～P 20
第3章 計画の基本的な考え方	……	P 21～P 24
第4章 施策の展開	……	P 25～P 34
第5章 計画の推進	……	P 35～P 36
取り組み一覧	……	P 37～P 53
参考資料	……	P 55～P 84

●意見提出様式（参考）

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	子どもの未来サポートプロジェクト (浜松市子どもの貧困対策計画) (案)						
趣旨・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・現在から将来にわたり全ての子どもが生まれ育った環境によって左右されることなく、夢や希望を持てる社会を目指すための施策を推進するもの。 ・「第2期浜松市子ども・若者支援プラン」に記載の「子供の貧困対策の充実」を総合的に推進するために、必要な施策を改めて整理したもの。 						
策定（見直し）に至った背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度に「浜松市子ども・若者支援プラン」の子どもの貧困に関する事項として前大綱で示された4つの重点施策を掲げ、子どもの貧困対策を推進するとともに、平成28年度には子どもの貧困対策支援体制整備計画として「子どもの未来サポートプロジェクト」を策定し、地域と連携した子どもの自立支援に取り組んできました。 ・令和元年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」の閣議決定に伴い、改正内容に対応するもの。 						
立案した際の 実施機関の考え方 及び論点	<ul style="list-style-type: none"> ・「すべての子どもが、ひととまちに支えられ、夢と希望を持って、自分の可能性を広げることができる社会」を目指します。 						
案のポイント （見直し事項など）	<ul style="list-style-type: none"> ・分野横断的な以下の3つの視点を持って、施策を展開します。 （視点1）親から子どもへの貧困の世代間連鎖を防止する （視点2）親の妊娠期から子どもの自立まで、切れ目ない支援体制を構築する （視点3）支援が届きにくい子ども、家庭に配慮した対策を講じる ・家庭の経済困窮がもたらす課題から、子どもに関する支援、保護者（家庭）に関する支援、支援体制づくりに関する支援の3分野に分類し、分野ごとに以下の基本方針に沿って施策を推進します。 （分野1）子どもに関する支援 ≪基本方針≫子どもの自立に向けた「生きる力」の育成 （分野2）保護者（家庭）に関する支援 ≪基本方針≫生活基盤の安定に向けた保護者への経済・就労・子育て支援 （分野3）支援体制づくりに関する支援 ≪基本方針≫行政・地域・関係機関等の連携による子ども支援体制の構築 						
関係法令・ 上位計画など	関係法令：子どもの貧困対策の推進に関する法律 ・第2期浜松市子ども・若者支援プラン						
計画・条例等の 策定スケジュール （予定）	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">令和3年4月～5月</td> <td>案の公表、意見募集</td> </tr> <tr> <td>令和3年8月</td> <td>意見募集の結果、市の考え方公表</td> </tr> <tr> <td>令和3年10月</td> <td>施行</td> </tr> </table>	令和3年4月～5月	案の公表、意見募集	令和3年8月	意見募集の結果、市の考え方公表	令和3年10月	施行
令和3年4月～5月	案の公表、意見募集						
令和3年8月	意見募集の結果、市の考え方公表						
令和3年10月	施行						

浜松市子ども・若者支援プラン
子どもの未来サポートプロジェクト
(浜松市子どもの貧困対策計画)

(案)

令和3年10月～令和7年3月



目次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間.....	2
4	計画における支援対象者.....	2
5	計画を推進するうえでの配慮事項	2
6	前プロジェクトの成果と課題	2
第2章	子どもの貧困の現状と課題	5
1	全国の子どもの貧困の状況	5
2	本市の子どもの状況	6
3	各種調査の概要	11
4	調査結果等からの考察（課題の整理）	18
第3章	計画の基本的な考え方	21
1	子どもの貧困問題の捉え方	21
2	前プロジェクトからの支援体制の継続.....	21
3	計画を推進するうえでの基本的な視点.....	22
4	本市の目指す姿	23
5	分野ごとの基本方針	23
6	施策の体系.....	24
第4章	施策の展開	25
分野1	子どもに関する支援	25
	（施策1）子どもの学びを支える教育支援	25
	（施策2）子どもの育ちを支える生活支援	26
	（施策3）子どもの将来を支える自立支援	27
分野2	保護者（家庭）に関する支援	28
	（施策4）生活を安定させる経済的支援	28
	（施策5）保護者の就業を支える就労支援	29
	（施策6）保護者を孤立させない相談支援	30
分野3	支援体制づくりに関する支援	31
	（施策7）子どもの貧困を早期発見する仕組みづくり.....	32
	（施策8）子ども支援ネットワークの充実.....	33
	（施策9）社会全体で子どもを育む意識の醸成	34
第5章	計画の推進	35
1	計画の推進体制	35
2	計画の進捗管理	35
	取り組み一覧	37
	参考資料.....	55

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法律」という。）が施行されたことを受け、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「前大綱」という。）が閣議決定されました。

本市では、「第1期浜松市子ども・若者支援プラン（平成27年3月策定）」において前大綱で示された子どもの貧困対策に関する4つの重点施策を掲げ、子どもの貧困対策支援体制整備計画として「子どもの未来サポートプロジェクト（平成29年3月策定）」（以下「前プロジェクト」という。）により、地域と連携した子どもの支援に取り組んできました。

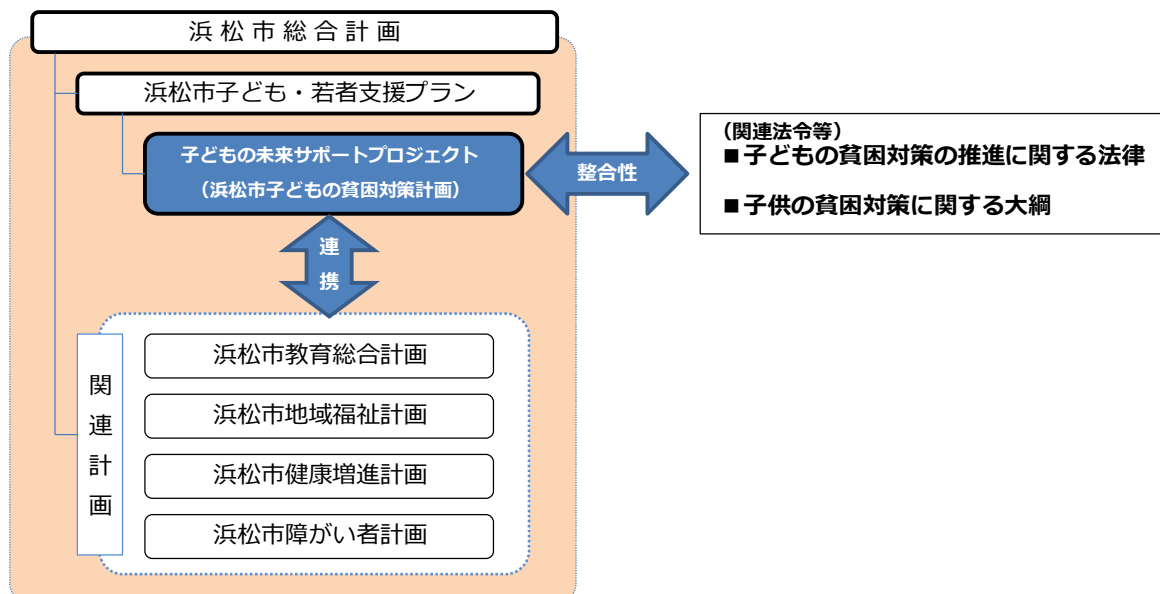
令和元年6月には法律が改正され、その目的に子どもの将来だけでなく現在も含めた対策を図り、貧困解消に向けて児童の権利に関する条約の精神にのっとり推進することが明記されました。そして、同年11月には新たな「子供の貧困対策に関する大綱」（以下、「大綱」という。）が閣議決定され、これまで以上に効果的な取り組みを進めていくことが求められました。

これを受けて、本市では、すべての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会を目指すとともに、子育てや貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、社会全体で支えることができる地域づくりを目指した施策を推進していくため、前プロジェクトを見直し、改定することとしました。

2 計画の位置づけ

本計画は、「第2期浜松市子ども・若者支援プラン（令和2年3月策定）」に記載の「子供の貧困対策の充実」を総合的に推進するために、必要な施策を整理するもので、法律第9条に定める本市の子どもの貧困対策計画として位置づけます。

なお、推進にあたっては、法律や大綱の方針等との整合性を取り、他の関連計画との連携を図ります。



3 計画の期間

上位計画の「浜松市総合計画」や「第2期浜松市子ども・若者支援プラン」の終期が令和6年度末であることを踏まえ、令和3年10月から令和7年3月までを計画期間とします。

4 計画における支援対象者

(1) 年齢層等

妊娠中から概ね20歳前後までの子どもとその保護者

(2) 家庭状況等

- ①経済的困窮状態にある、または困窮するおそれのある家庭
- ②経済的な困窮の状況に関わらず、保護者の疾病等により支援が必要な家庭

5 計画を推進するうえでの配慮事項

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響に配慮した計画の推進

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因する経済状況や生活の変化等により、これまで以上に子どもや保護者が困窮してしまう可能性があることから、支援対象者の生活状況の把握等に努め、制度の柔軟な運用や変化に対応した支援策の検討などにより、計画を推進します。

(2) SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

平成27年9月に国連総会決議において持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指して169のターゲットを伴う17の目標が定められました。

本市では平成30年6月に「SDGs未来都市」に選定されており、本計画の取り組みもSDGsの視点を踏まえて各施策を推進します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



6 前プロジェクトの成果と課題

本市における子どもの貧困問題の実態把握をするため、平成28年8月に子どもの生活実態調査等を行い、その結果を踏まえ、「子どもの未来サポートプロジェクト」を平成29年3月に策定しました。

前プロジェクトでは、地域で子どもを支える体制づくりに必要な取り組みとして、「(1) 連携を強化する」「(2) 支援機関を増やす」「(3) 理解者を増やす」の3つの柱を立て、具体的な事業を展開しました。

(1) 連携を強化する

①成果

- ・地域での子ども支援の活動を促進させる調整役として、子ども支援コーディネーターを市社会福祉協議会に配置したことで、支援団体間の連携が図られ、地域活動が活性化されました。
- ・地域で活動する団体との連絡会の開催や、各地域での活動の情報収集を行い関係機関に周知するなど、連携しやすい環境整備を行いました。

②課題

- ・地域の支援者が関わった児童の情報を行政や学校等と共有したうえでの連携については、個人情報保護の観点等から課題が残っています。

(2) 支援機関を増やす

①成果

- ・子ども支援コーディネーターの配置により、学習支援や子ども食堂などの運営に関する助言や連携先の情報提供を行うことで、地域で子ども支援に取り組む団体が20会場以上増加し、地域の社会資源が充実しました。
- ・民間団体等への委託により、市民ニーズの高かった学習支援事業を21会場22教室で実施することができました。

②課題

- ・学習支援の会場数は増加したものの、設置されていない地域もあることから、より通いやすいエリアへの増設が求められています。

(3) 理解者を増やす

①成果

- ・子どもの貧困をテーマにした講演会の開催等により、子どもへの支援の必要性や子どもの貧困が与える影響等について発信し、市民の関心を高めることができました。
- ・子どもの貧困問題に関心を持った市民や企業等から、子ども食堂等への支援の申し出が増加し、子ども支援コーディネーターを経由し、活動団体へ提供することができました。

②課題

- ・民間企業等への啓発等の働き掛けについては、好事例を上手く情報発信するなど、さらに取り組みを強化し、地域の活動団体が地元の企業等によるバックアップを受けながら、持続的な活動ができる仕組みの構築が求められます。

(参考) 市で把握できている社会資源の推移

【1】学習支援事業の会場数

【前プロジェクト策定時（H28.11時点）】

	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	その他	計
市委託	3	2	0	0	0	0	0	0	5
民間	4	3	0	2	0	0	0	1	10
計(A)	7	5	0	2	0	0	0	1	15

【現状（R3.1時点）】

	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	その他	計
市委託	10	2	3	2	2	2	1	0	22
民間	5	7	0	2	1	0	0	1	16
計(B)	15	9	3	4	3	2	1	1	38

	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	その他	計
差 (B-A)	8	4	3	2	3	2	1	0	23

※その他は、アウトリーチ型で実施。

※民間は、現在活動休止中の団体も含む。

【2】子ども食堂・居場所の数

【前プロジェクト策定時（H28.11時点）】

	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	計
子ども食堂	2	1	0	0	0	0	0	3
居場所	0	0	0	0	0	0	0	0
計(A)	2	1	0	0	0	0	0	3

【現状（R3.1時点）】

	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	計
子ども食堂	2	3	1	3	0	1	0	10
居場所	2	0	0	1	1	0	0	4
計(B)	4	3	1	4	1	1	0	14

	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	計
差 (B-A)	2	2	1	4	1	1	0	11

※子ども食堂は、現在活動休止又は配食に転換して実施の会場も含む。

※居場所は、民間が実施している無償又は低額で子どもが安心して利用できる地域の場所。

第2章 子どもの貧困の現状と課題

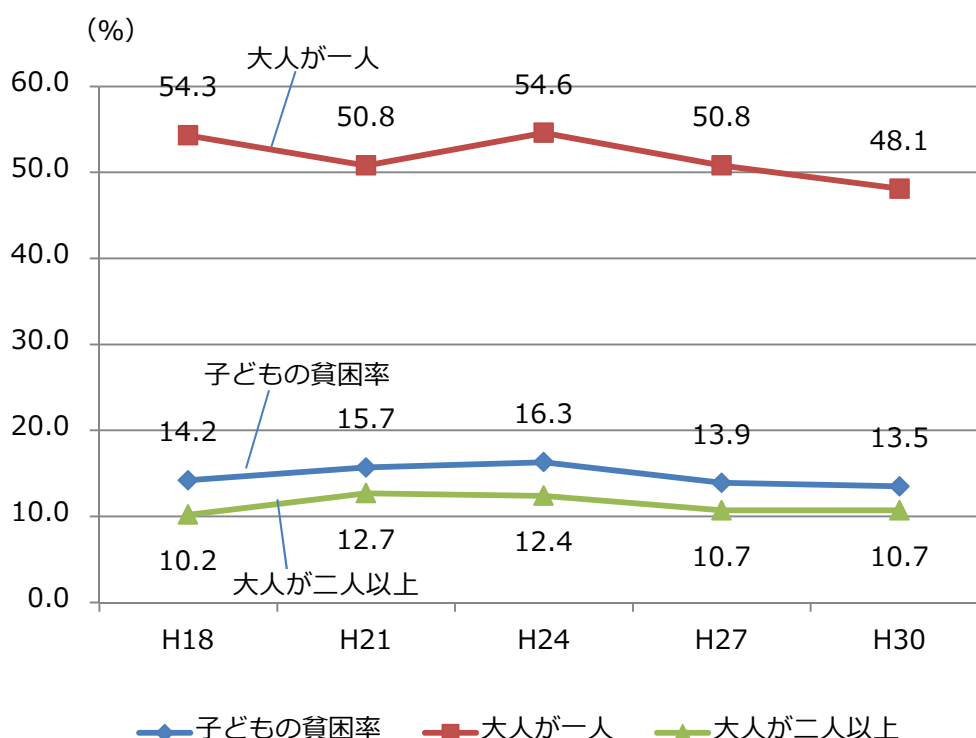
1 全国の子どもの貧困の状況

(1) 子どもの貧困率*

国の調査における平成30年の「子どもの貧困率」は13.5%で、約7人に1人の子どもが相対的貧困の状態にあります。

また、「大人が1人の貧困率」は48.1%で、約2人に1人が相対的貧困の状態にあり、「大人が2人以上の貧困率」の10.7%に比べて大幅に高くなっています。

■ 子どもの貧困率の推移（抜粋）



出典) 令和元年国民生活基礎調査(厚生労働省)

※ 子どもの貧困率

厚生労働省の「国民生活基礎調査」で示される指標で、相対的貧困の状態にある17歳以下の子どもの割合を指します。相対的貧困とは、国民を等価可処分所得額(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得額)の順で並べて、真ん中にある人の額(所得中央線)の半分の額(貧困線)に満たない額で生活している状態を指します。

(⇒P.12【参考】等価可処分所得から困窮群を設定する方法(貧困線設定の考え方)を参照)

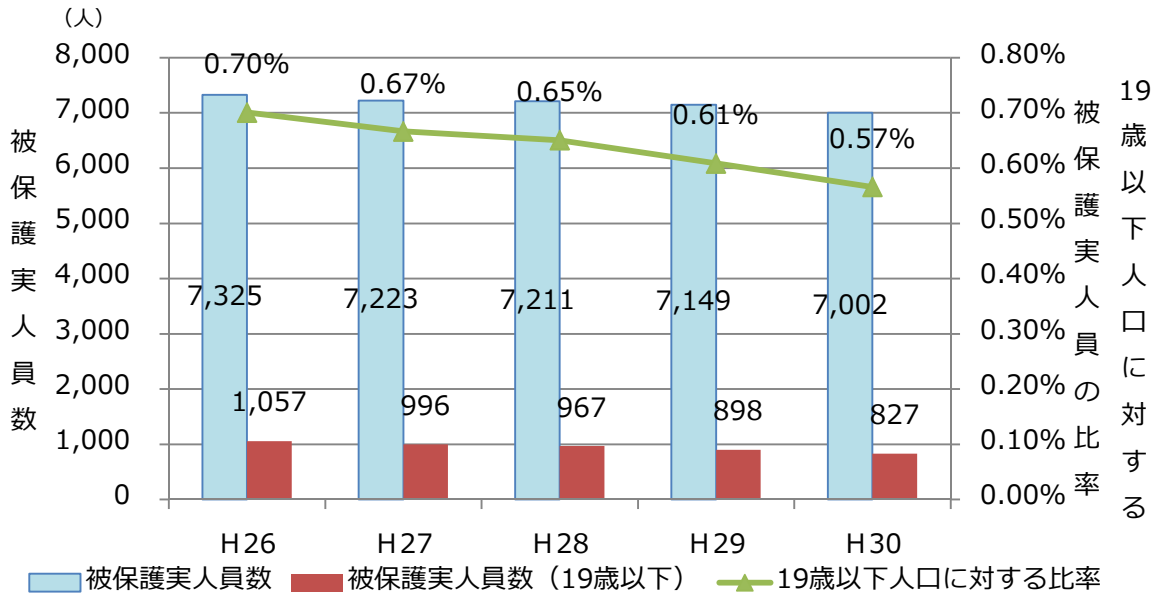
2 本市の子どもの状況

(1) 生活保護世帯に属する子どもの状況

被保護実人員、19歳以下の被保護実人員及び19歳以下の人口に対する比率は、減少傾向にあります。

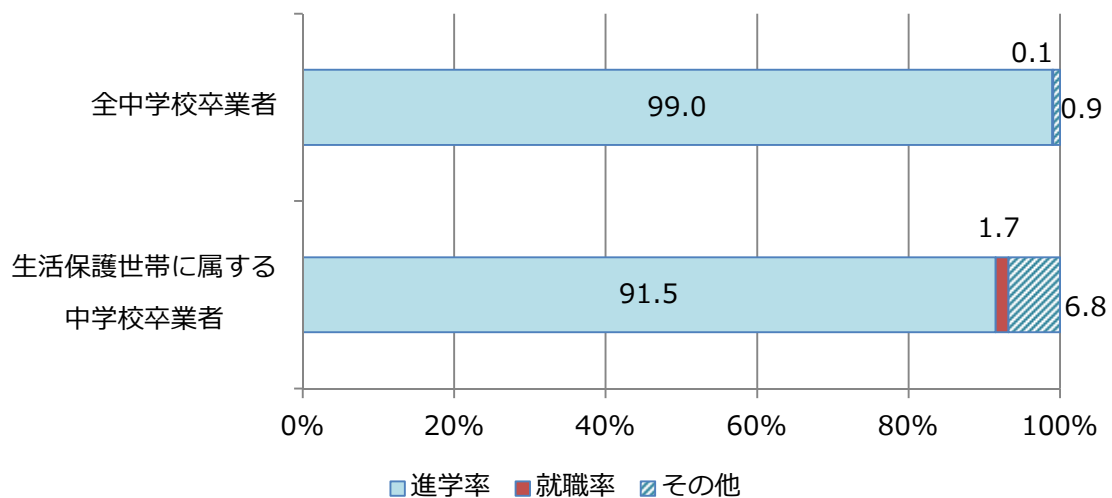
生活保護世帯に属する中学校卒業者の進学率は全中学校卒業者を下回っており、就職などの割合が高くなっています。

■ 19歳以下の被保護実人員及び人口比率の推移



出典) 被保護者調査 (厚生労働省) ・浜松市人口統計

■ 中学校卒業後の進学率及び就職率 (平成 29 年度)



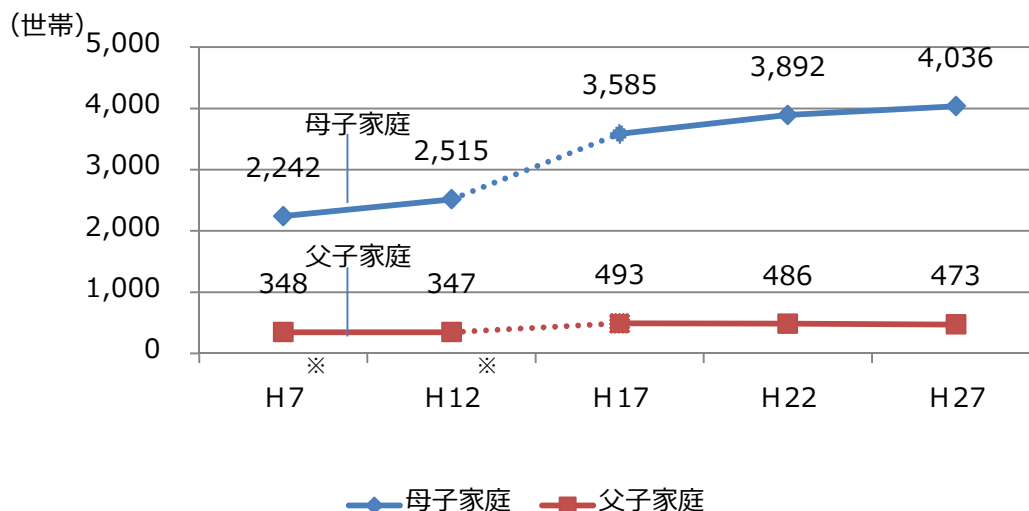
出典) 浜松市健康福祉部福祉総務課・学校基本調査 (文部科学省)

(2) ひとり親世帯の状況

母子家庭の世帯数は増加傾向にあり、平成 17 年から平成 27 年の対比で 12.6% 増となっています。一方、父子家庭の世帯数は緩やかな減少傾向にあります。

児童扶養手当受給者数については、年々減少傾向にあります。

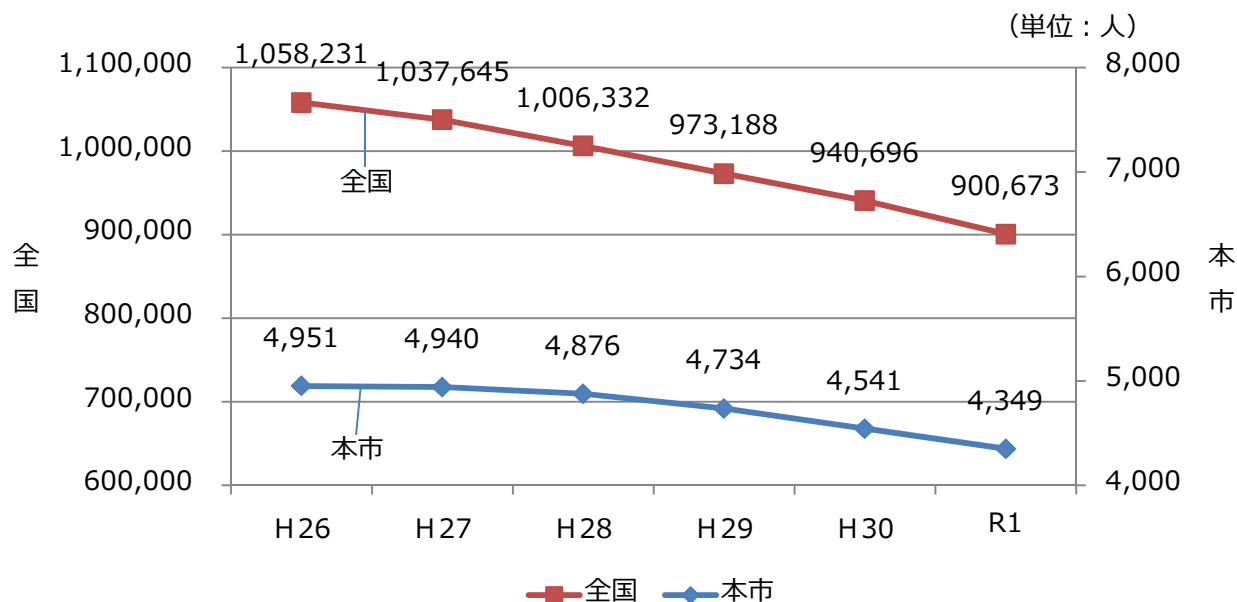
■ 母子家庭・父子家庭の世帯数の推移



出典) 国勢調査

※平成 12 年度以前の世帯数は、合併前の旧浜松市の数値。

■ 児童扶養手当受給者数の推移

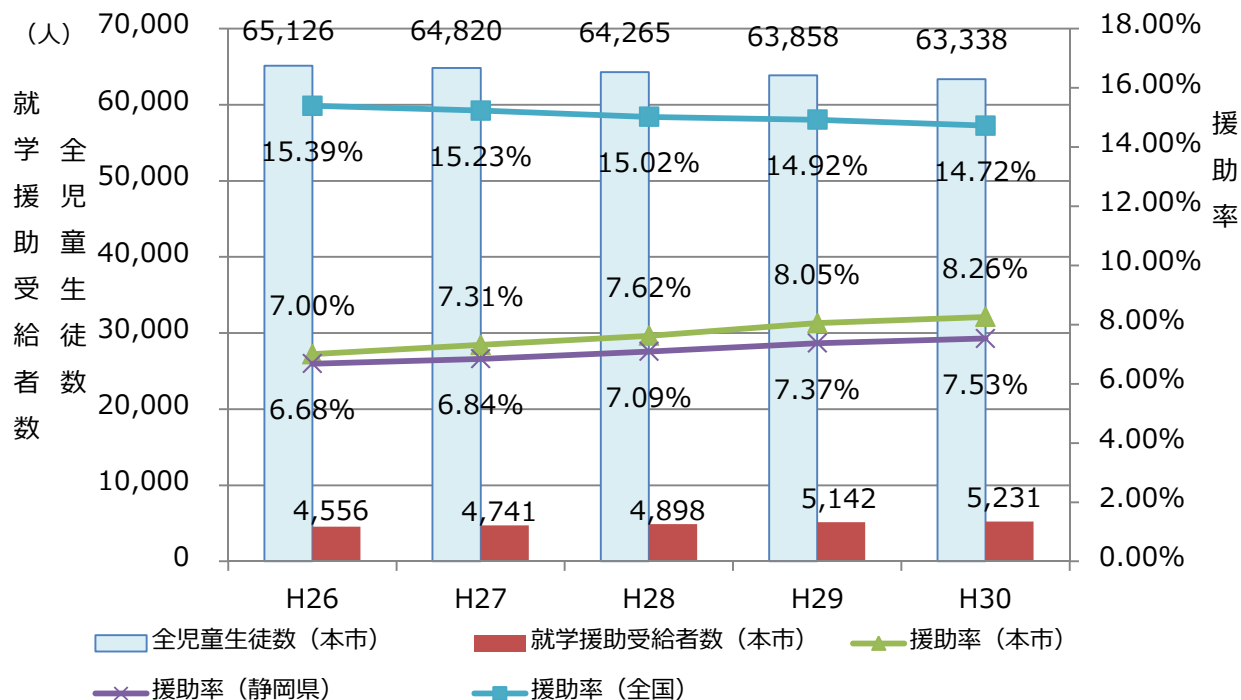


出典) 福祉行政報告例 (厚生労働省)

(3) 就学援助受給者の状況

就学援助受給者数及び援助率は増加傾向にあります。

■ 就学援助受給者数の推移

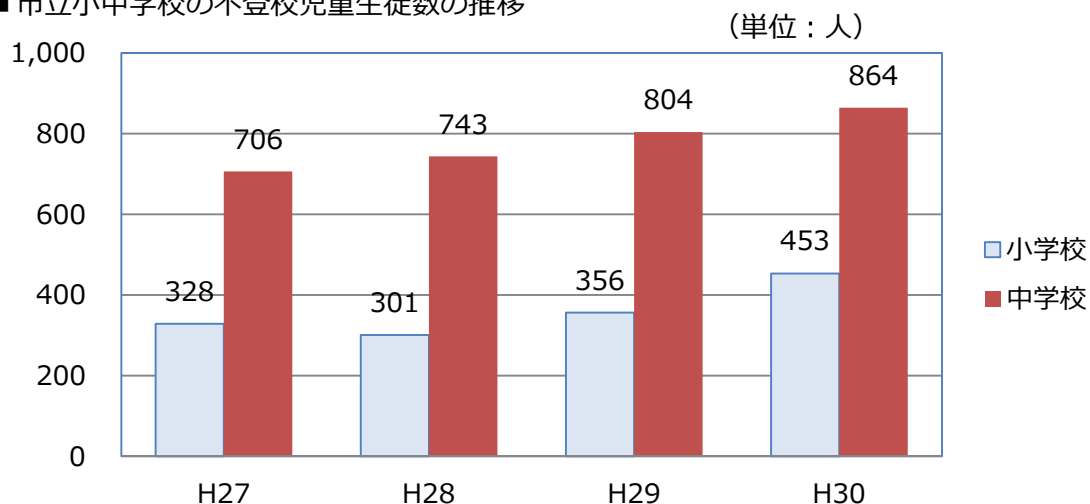


出典) 浜松市教育委員会・就学援助実施状況等調査結果 (文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム)

(4) 不登校児童生徒の状況

市立小中学校における不登校児童生徒数は小学校、中学校ともに増加傾向にあります。

■ 市立小中学校の不登校児童生徒数の推移

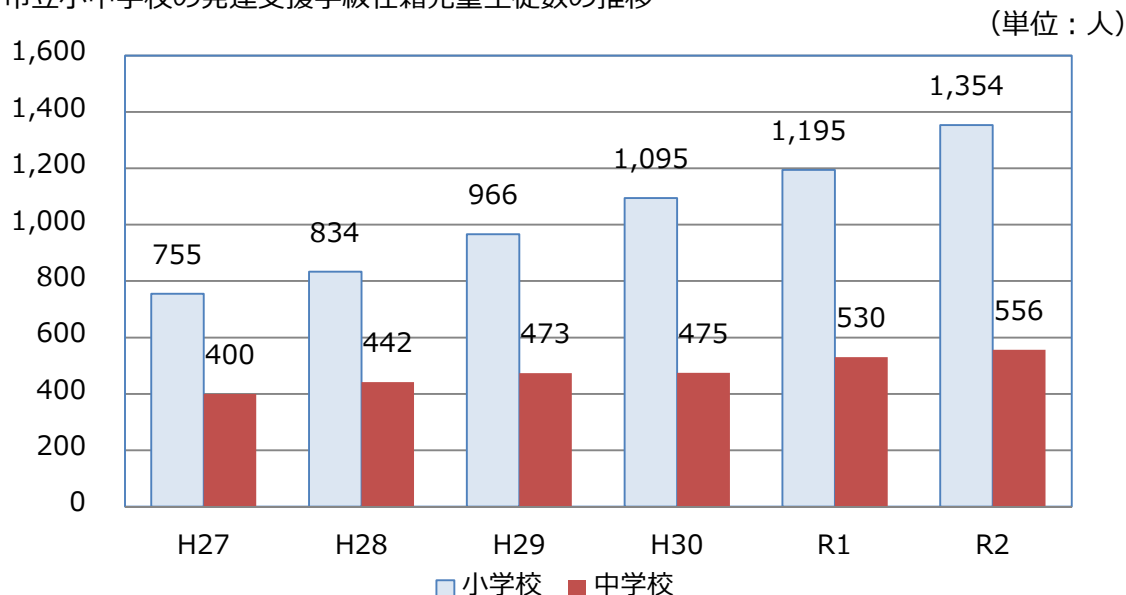


出典) 浜松市教育委員会

(5) 発達支援学級在籍児童生徒の状況

市立小中学校における発達支援学級在籍児童生徒数は小学校、中学校ともに増加傾向にあります。

■ 市立小中学校の発達支援学級在籍児童生徒数の推移

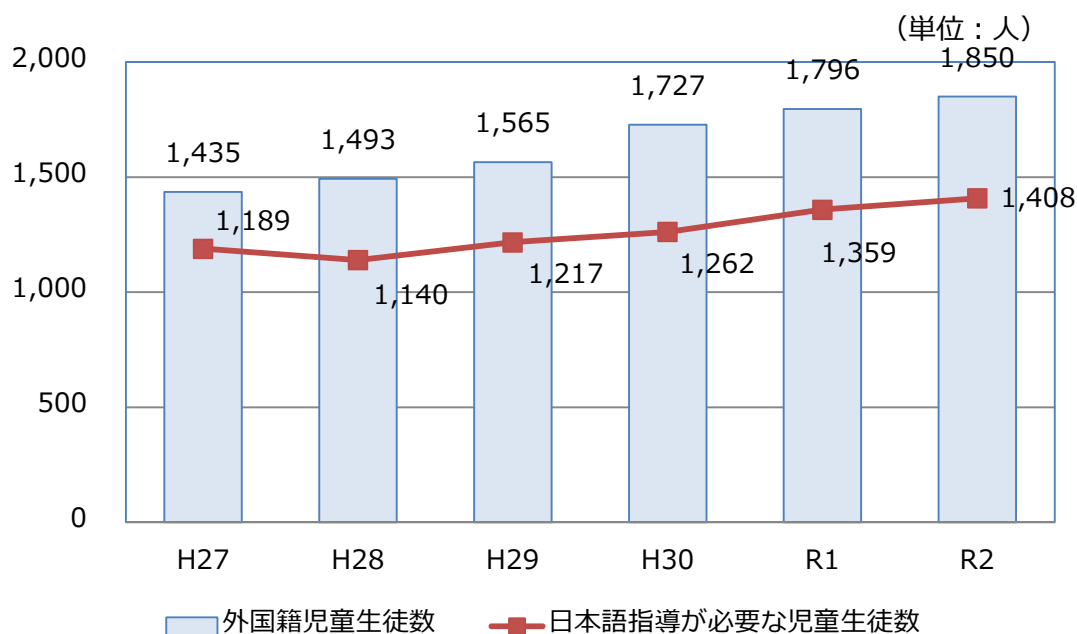


出典) 浜松市教育委員会

(6) 外国人児童生徒数等の状況

市立小中学校における外国籍児童生徒数は増加傾向にあり、日本語指導が必要な児童生徒数も増加しています。

■ 市立小中学校に在籍する外国籍児童生徒数及び日本語指導が必要な児童生徒数の推移

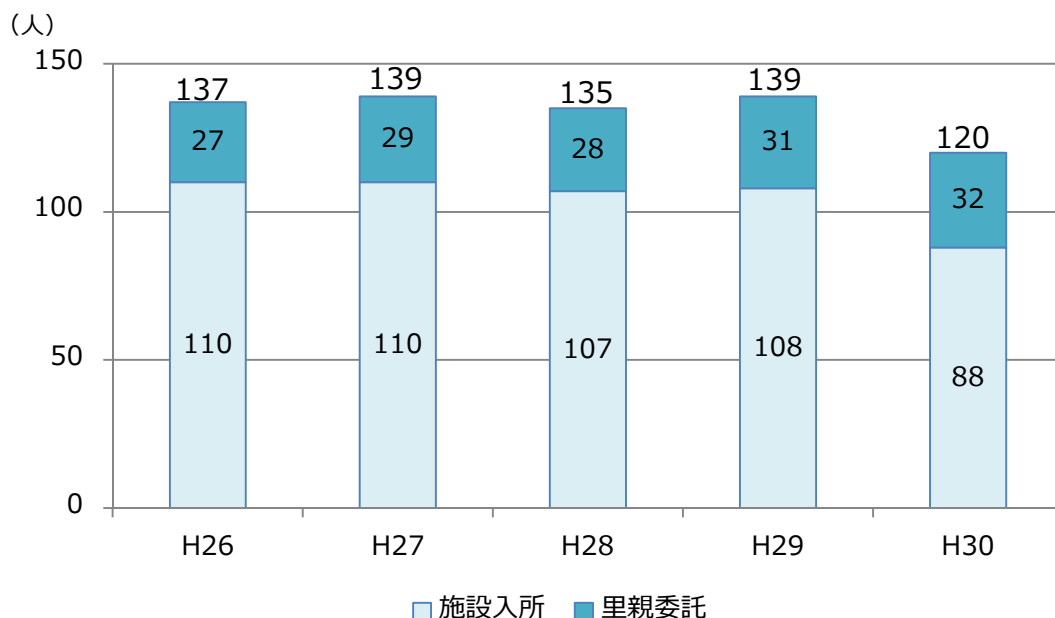


出典) 浜松市教育委員会

(7) 児童養護施設等入所児童等の状況

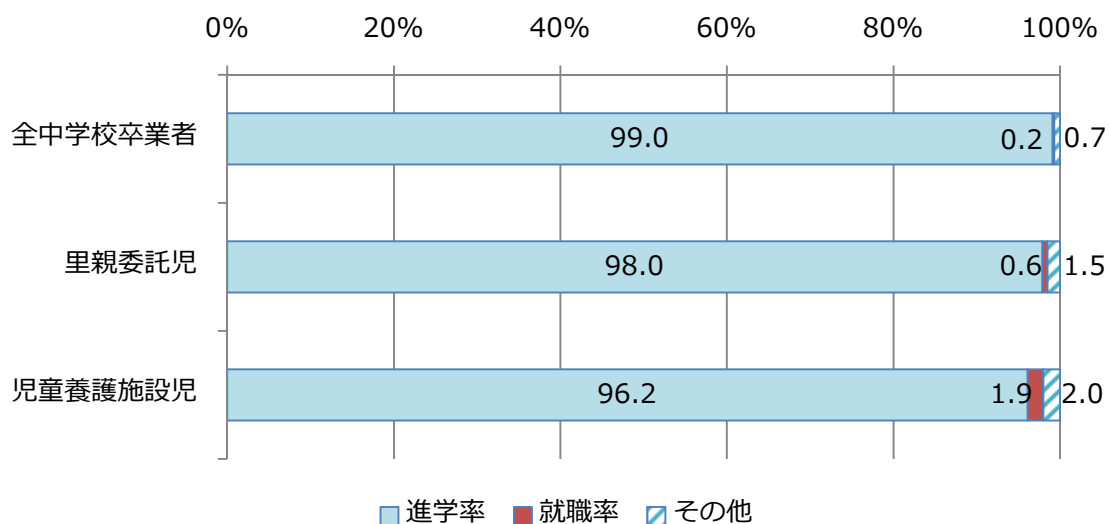
児童養護施設等の施設入所児童数は減少傾向にあり、平成 26 年度と平成 30 年度の対比で 20%減となっています。一方、里親委託児童数は増加傾向であり、平成 26 年度と平成 30 年度の対比で 19%増となっています。

■ 児童養護施設等入所児童数等の推移（各年度末時点）



出典) 福祉行政報告例 (厚生労働省)

■ (参考) 平成 30 年度における中学校卒業後の進路 (全国)



出典) 厚生労働省家庭福祉課調べ・学校基本調査

3 各種調査の概要

(1) 子どもの生活実態調査

保護者の経済的状況などが子どもの生活等に与える影響や保護者が抱える困りごとなど、子どもの貧困による課題等の把握するための調査を以下のとおり実施しました。

①調査の概要

ア 調査項目

保護者調査	子ども調査
<ul style="list-style-type: none">・あなたと世帯のことについて・お子さんの両親について・家計状況について・お子さんとの関わりやお子さんの将来について・子育ての悩みや子育て支援の制度について	<ul style="list-style-type: none">・あなたのことについて・健康や食事のことについて・ふだんの生活のことについて・学校生活や勉強のことについて・ふだん感じていることについて

イ 調査対象

- ・市内の小学5年生の子ども及び保護者 3,000世帯（無作為抽出）
- ・市内の中学2年生の子ども及び保護者 3,000世帯（無作為抽出）

ウ 調査方法

- ・郵送配布、郵送回収

エ 調査期間

- ・令和2年9月7日～令和2年9月25日

オ 回収状況

- ・発送数 6,000世帯 ・有効回収数 3,071世帯 ・有効回収率 51.18%

②分析結果

ア 群設定

調査結果の分析にあたり、世帯の所得状況と世帯構成による群設定をします。

i. 所得に基づく群設定

世帯所得と世帯人員から次のとおり3群に分類しました。

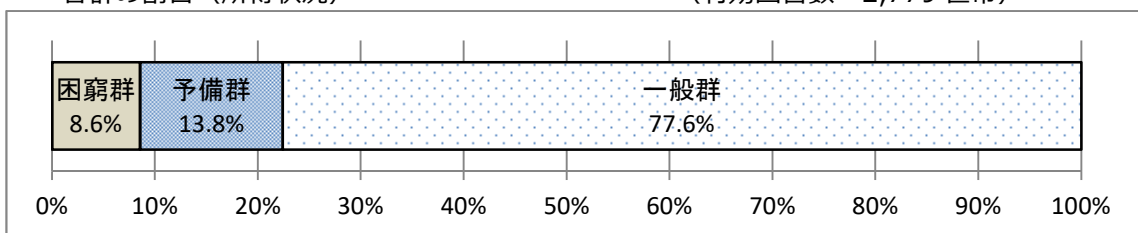
- ▶生活困窮群（困窮群）：等価可処分所得^{※1}が中央値の1/2以下相当
- ▶生活困窮予備群（予備群）：等価可処分所得が中央値の1/2超3/4以下相当
- ▶一般群（一般群）：等価可処分所得が中央値の3/4超相当

※1 世帯の所得等を「世帯人数の平方根」で除した値（国民生活基礎調査の基準）。

本調査では、平成30年の国民生活基礎調査で算出された中央値253万円を参考に、回答者を3群に分類しました。

■ 各群の割合（所得状況）

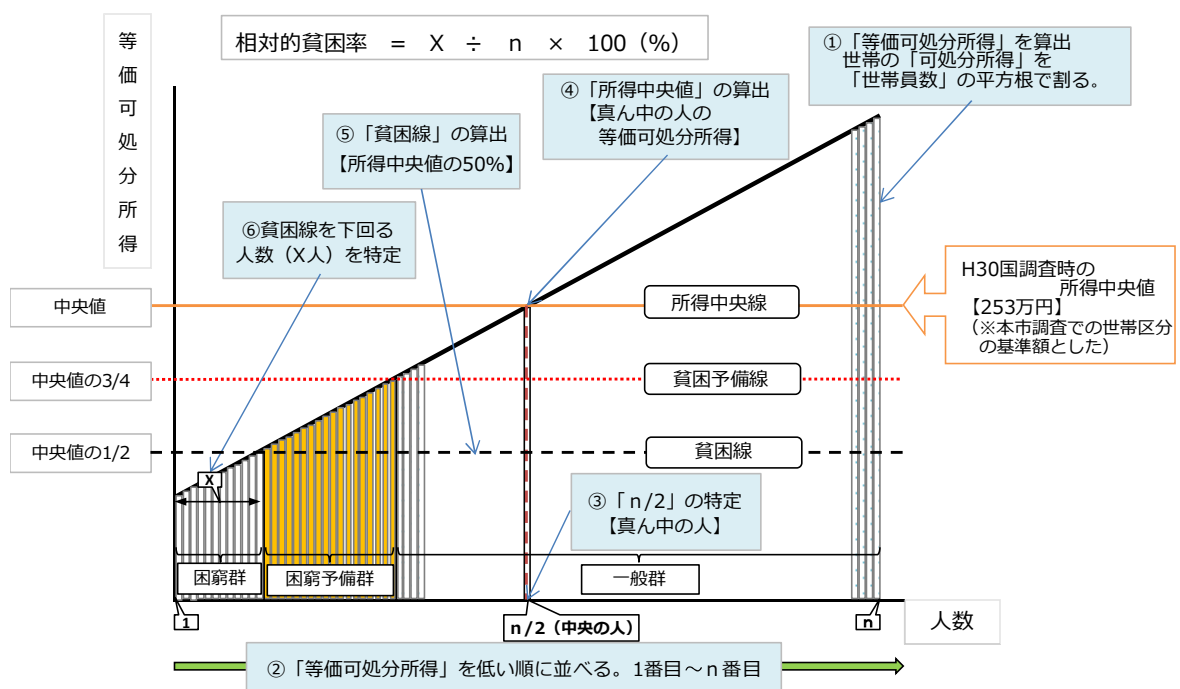
（有効回答数 2,779世帯）



生活困窮群（困窮群）	238世帯	8.6%
生活困窮予備群（予備群）	385世帯	13.8%
一般群（一般群）	2,156世帯	77.6%
有効回答数	2,779世帯	100%

注) この群設定は目安であり、困窮群・予備群に該当した世帯が必ずしも実際の生活で困窮しているとは限りません。また、可処分所得の算出等を簡便に行っていることから、国が公表する相対的貧困率との単純比較はできません。

【参考】等価可処分所得から困窮群を設定する方法（貧困線設定の考え方）

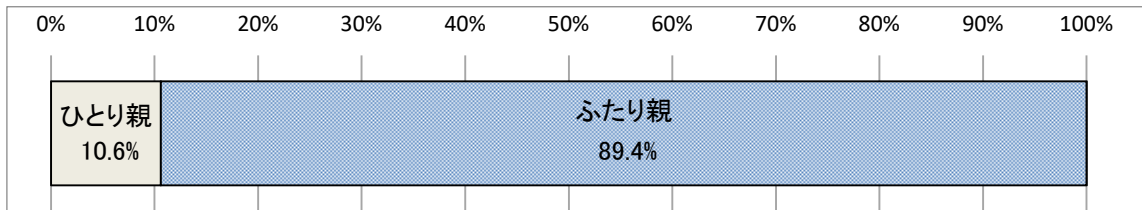


ii. 世帯構成に基づく群設定

保護者がひとり親、ふたり親の2群に分類しました。

■ 各群の割合 (ひとり親・ふたり親)

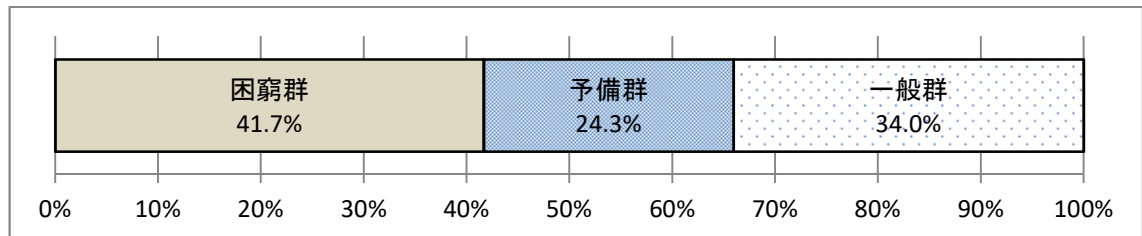
(有効回答数 3,059 世帯)



ひとり親世帯 (ひとり親)	324 世帯	10.6%
ふたり親世帯 (ふたり親)	2,735 世帯	89.4%
有効回答数	3,059 世帯	100%

■ ひとり親世帯の所得状況

(有効回答数 288 世帯)



生活困窮群 (困窮群)	120 世帯	41.7%
生活困窮予備群 (予備群)	70 世帯	24.3%
一般群 (一般群)	98 世帯	34.0%
有効回答数	288 世帯	100%

注) この群設定は目安であり、困窮群・予備群に該当した世帯が必ずしも実際の生活で困窮しているとは限りません。また、可処分所得の算出等を簡便に行っていることから、国が公表する相対的貧困率との単純比較はできません。

イ 調査結果の概要

i. 困窮群、予備群、ひとり親の子どもの状況について

【学習面】

- ・授業が「いつもわかる」「だいたいわかる」の合計の割合が一般群、ふたり親の子どもが約7割であるのと比べて、困窮群、ひとり親の子どもは約5割でした。授業が分からなくなった時期は、「小学3・4年生」からとする子どもの割合が高くなっています。(参考資料 P.57-1- (1) -①-ア、P.58-1- (1) -①-イ)
- ・家庭に集中して勉強できる環境が一般群、ふたり親の子どもに比べて「ない」割合が高く、放課後に勉強や宿題をする時間が短い傾向にあります。(参考資料 P.59-1- (1) -①-エ・、P.59-1- (1) -②-ア)
- ・子ども自身が望む将来の進学希望では、一般群、ふたり親の子どもに比べて、「高校まで」を希望する割合が高く、「大学・大学院まで」を希望する割合が低い傾向にあります。(参考資料 P.58-1- (1) -①-ウ)

【生活面】

- ・就寝時間が遅く、決められた時間に起きられない割合が高い傾向にあり、遅刻を経験した割合も高くなっています。(参考資料 P.60-1- (1) -②-イ・ウ・エ)

【健康・食事】

- ・困窮群、ひとり親の子どもで、健康状態が「良い」割合が低い傾向にあり、困窮群の子どもで通院・投薬の割合も低い傾向にあります。(参考資料 P.61-1- (1) -③-ア・イ)
- ・毎日朝食を食べる割合が低く、給食以外の食事で毎日野菜を食べる割合も低い傾向にあります。(参考資料 P.61-1- (1) -③-ウ、P.62-1- (1) -③-エ)

【こころ】

- ・「学校に行きたくないことがよくあった」の割合が高い傾向にあります。(参考資料 P.62-1- (1) -④-ア)
- ・「自分には長所がある」「自分のことが好きだ」「孤独を感じることはない」の「とても思う」の割合が低く、「あまり思わない」「思わない」の割合が高い傾向にあります。(参考資料 P.62-1- (1) -④-イ、P.63-1- (1) -④-ウ・エ)
- ・困っていることや悩んでいること、誰かに相談したいことは、「家・学校での生活のこと」「勉強・進学のこと」「自分自身のこと」が多い傾向にあります。(参考資料 P.64-1- (1) -④-オ)

【支援サービスの利用ニーズ】

- ・どの群の子どもも、「使ってみたい」「興味がある」の合計の割合が、学習支援は約5割、子ども食堂は3割以上となっています。(参考資料 P.65-1- (1) -⑤-ア・イ)

ii. 困窮群、予備群、ひとり親の保護者の状況について

【経済状況】

- ・子どもにお小遣いを渡す、学習塾や習い事の利用が「経済的にできない」割合や、子どもの将来のために「貯蓄したいが、できていない」割合が高い傾向にあります。(参考資料 P.66-1- (2) -①-ア・イ・ウ、P.67-1- (2) -①-エ)
- ・子どもの進路について、希望する進路は「大学まで」の割合が高い傾向にありますが、保護者が考える現実的な進路は「高校まで」の割合が高い傾向にあります。(参考資料 P.68-1- (2) -①-オ)
- ・経済的な理由から衣食住や「理髪店や美容院」「趣味やレジャー」への支出ができなかった割合が高い傾向にあります。(参考資料 P.69-1- (2) -①-カ)

【就労状況】

- ・困窮群で「複数の仕事をしている」「休職中」の割合が高く、「正社員・正規社員」の割合が低い傾向にあります。(参考資料 P.70-1- (2) -②-ア、P.71-1- (2) -②-イ)
- ・母親の帰宅時間がひとり親（母子家庭）で、「18時より前」の割合が低く、「18時から20時」の割合が高い傾向にあります。(参考資料 P.72-1- (2) -②-ウ)

【悩み事】

- ・困窮するほど悩み事がある割合が高い傾向にあり、経済的なこと、健康、子どもの進路・学力についての悩みが多い傾向にあります。(参考資料 P.74・75-1- (2) -③-イ)
- ・心配事や悩み事を親身になって聞いてくれる人がいない割合が高い傾向にあり、相談支援窓口についての制度を知らない割合も高い傾向にあります。(参考資料 P.76-1- (2) -③-ウ・エ)

【支援サービスの利用ニーズ】

- ・「使ってみたい」「興味がある」の合計の割合が、学習支援は8割以上、子ども食堂は約6割、食糧支援は約5割以上となっています。(参考資料 P.77-1- (2) -④-ア・イ・ウ)

iii. 情報の入手方法

- ・現在の子どもの支援情報の入手経路は、「学校からのおたより」、「広報誌」、「家族や友人」が多くなっています。今後受け取りたい方法は、「SNS」や「浜松市公式ホームページ」の活用希望が高くなっています。(参考資料 P.78-1- (2) -⑤)

※調査結果（抜粋）は、参考資料（P.57以降）に掲載しています。

(2) ひとり親に対する実態調査

ひとり親家庭が抱える困りごとや施策のニーズなどを把握するための調査を以下のとおり実施しました。

①調査の概要

ア 主な調査項目

- ・ひとり親や子どもの修学を支援する制度について
- ・生活や子育ての悩みについて
- ・養育費について

イ 調査対象

- ・児童扶養手当受給者（子どもの年齢を問わず、広く調査への協力を依頼）

ウ 調査方法

- ・オンラインまたは各区の窓口での回答

エ 調査期間

- ・令和2年8月3日～令和2年8月31日

オ 回答数

- ・オンライン 177 窓口 280 合計 457

②調査結果

ア ひとり親支援制度の認知（参考資料 P.79-2-（1）-①-ア）

- ・児童扶養手当、母子家庭等医療費助成の認知度は高いですが、他の事業等の認知度は低い傾向にあります。

イ 子どもの就学関係のひとり親支援制度の認知（参考資料 P.79-2-（1）-①-イ）

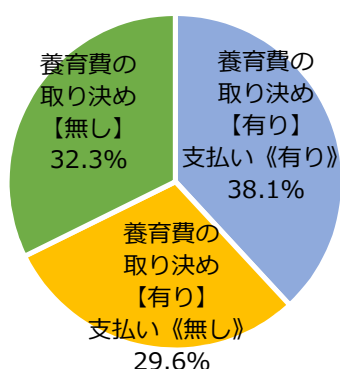
- ・就学援助制度の認知度が4割を超える以外は、いずれも低い認知度となっています。
- ・選択肢のすべて知らないと答えた人が3割いました。

ウ 子どもの養育費の確保状況（参考資料 P.80-2-（1）-②-ア・イ・ウ）

- ・養育費について、約3割の人が取り決めをしていません。・取り決めがある人の半数以上が、養育費を受け取っています。
- ・実際に養育費を受け取っている人は38.1%となっています。

※調査結果（抜粋）は、参考資料（P.79以降）に掲載しています。

■ 子どもの養育費受け取り状況



(3) 支援者アンケート

支援者から見た子どもや保護者の実態把握するための調査を以下のとおり実施しました。

①調査の概要

ア 主な調査項目

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・活動内容・支援者対象者が抱えている課題・今後、必要と考える支援 |
|--|

イ 調査対象

- ・市内で学習支援や子ども食堂などを実施している支援団体
- ・つなぎ役を担っている民生委員児童委員やスクールソーシャルワーカー

ウ 調査方法

- ・メールまたはFAX

エ 調査期間

- ・令和2年9月15日～令和2年9月30日

オ 回収状況

- ・発送数 36団体 ・有効回収数 25団体 ・有効回収率 69.44%

②主な意見

ア 支援対象者の状況 (参考資料 P.81-3- (1)・(2))

- ・服装など外見からは困窮していることが分からないが、困っている子どもがいる。
- ・困窮している保護者は、情報を得る力が弱いため支援に結びつきにくい。

イ 今後、必要と考える支援 (参考資料 P.82-3- (3))

- ・子どもが困ったら、地域の大人に気軽に相談できる環境づくりが必要。
- ・学習支援教室や子ども食堂の取り組みをバックアップする仕組みや支え手が必要。

※調査結果(抜粋)は、参考資料(P.81以降)に掲載しています。

4 調査結果等からの考察（課題の整理）

各種の調査結果等から把握した本市の子どもと家庭の状況から見えてきた課題を、「子ども自身に関すること」「保護者や家庭に関すること」「支援体制に関すること」の3分野に分類し、整理しました。

（1）子どもについて

①子どもの教育に関する課題

対応する施策 →施策1（P.25）

困窮群及び予備群（以下、「困窮する家庭」という）の子どもは、家庭内で学習する環境が整いにくく、学校外の学習機会も得にくいことから、帰宅後に勉強や宿題をする時間が短い傾向があります。加えて、授業の理解度も「わからない」と答える割合が増え、家庭の経済状況と学力面での不振が重なって、大学等への進学意欲にも不利な影響を与えています。

小学校5年生の授業がわからなくなった時期は、小学校3～4年生から目立ち始めており、学習面の遅れが早期に起きていることが分かりました。

②子どもの育ちに関する課題

対応する施策 →施策2（P.26）

困窮する家庭の子どもほど「健康である」と回答する割合が低く、病気やけが等で体調が悪い際に、通院や投薬をせずに「何もしないことが多い」と答える割合が、一般群の子どもに比べ高くなっています。

生活習慣では、「就寝時間の遅さ」、「遅刻の経験」などが、困窮する家庭の子どもほど目立ち、「朝食の欠食の多さ」や「給食以外で野菜や果物を食べる機会が少ない」など、食育面での課題も見られます。

また、困窮する家庭の子どもほど相談したい悩みごとを抱えており、「勉強や進学・進路のこと」「自分自身のこと」「学校や家での生活のこと」に関して、一般群に比べ悩みを抱えている割合が高いことが分かりました。

③子どもの社会的自立に関する課題

対応する施策 →施策3（P.27）

子どもの社会的自立には、様々な体験や周囲の大人などとの関わりから、年齢相応の社会性（他者と関わる力、自制心、勤勉性など）を習得していく必要がありますが、困窮する家庭においては、経済的な状況や保護者の病気、不在等の理由により、十分な経験を得る機会が与えられないことや、身近にロールモデルを得にくいなど、将来の自立を難しくしています。

また、困窮する家庭では生活費や子どもの教育費についての悩みがあり、子どもの将来のために貯蓄ができない場合が多く、子供の将来が家庭の経済的状況により影響を受けてしまう可能性があります。

特に、児童養護施設等に入所している児童等は、自立に際して家庭の支援を受けにくいことから、入所中から退所後まで自立に向けた支援が必要です。

(2) 保護者（家庭）について

①家庭の経済状況に関する課題

対応する施策 →施策4 (P.28)

困窮する家庭では、「必要な食料品や衣料品を購入できない」、「公共料金を滞納した」など、日常生活の中で生活費の不足を経験している割合が、一般群の家庭に比べて高くなっています。家計のひっ迫により、「毎月お小遣いを渡すことができない」、「子どもの学習塾・習いごとの利用を断念している」、「子どもの将来のための貯蓄ができない」と答える割合が高く、生活費の不足が子どもの現在の生活に加え、将来にも影響を与えていることが分かりました。

また、子どもの養育費については、離婚したひとり親家庭のおよそ3割で取り決めがされておらず、取り決めがされた場合でも支払いが行われていない家庭がおよそ3割となっていることから、ひとり親家庭の経済的な安定を図りにくくする一因となっていると考えられます。

②保護者の就労状況に関する課題

対応する施策 →施策5 (P.29)

保護者の就労状況は、困窮する家庭ではその他の家庭に比べ、複数の仕事を掛け持ちしている割合が高く、求職中あるいは無職と仕事に就いていない人の割合も高くなっていました。雇用形態では、正規雇用の割合が一般群と比べると低く、就労していても低所得となりやすい状況にあります。

また、ひとり親家庭のうち母子家庭の保護者は、仕事から帰宅する時間が遅くなる傾向が見られるなど、ひとり親家庭での仕事と子育てとの両立の難しさが見られました。

家計を支える保護者の就労状況を改善するとともに、就労と子育てを両立させる支援策の充実が求められます。

③保護者が抱える悩みに関する課題

対応する施策 →施策6 (P.30)

困窮する家庭の保護者は、その他の保護者と比較して、身近に相談相手がいない傾向があり、地域で孤立している可能性があります。一方で、困窮するほど悩みを抱えている実態があり、子どもに関しては「学力」「進学・進路」といった学習面と、「生活習慣」や「友人関係」についての悩みが多く、保護者自身の悩みとしては「子どもの教育費」や「生活費」など経済面での悩みが多いことが分かりました。

また、支援窓口となる「生活困窮者の自立支援相談窓口」や「母子家庭等就業・自立支援センター」等の制度については知らない割合が高く、利用につながっていない対象者が一定数いることも分かりました。

また、保護者自身の健康状態も、困窮しているほど悪化する傾向が見られることから、困窮する家庭の保護者は、健康維持に関しても課題を抱えていることが分かりました。

(3) 支援体制について

①早期支援体制に関する課題

対応する施策 ➡施策7 (P.32)

困窮している保護者やその子どもの多くは、困難な状況を自ら表に出さず、むしろ困っていることを隠しながら過ごしています。地域で子どもに携わる支援者からは、問題が深刻な状況になってから支援機関につながる事が多く、早期支援の難しさが課題として挙げられています。

一方で、子どもに関わる大人の理解不足から、子どもが相対的な貧困を背景とした困り感を示しているにも関わらず、気が付くことができずに見過ごされてしまうことがあることも課題となっています。また、困っている子どもや家庭を発見しても、どこに相談してよいか相談先が分からずに支援につながらない実態も見られます。

②関係機関の連携体制に関する課題

対応する施策 ➡施策8 (P.33)

子ども食堂や学習支援教室を運営するなど、地域で子どもを支える市民団体等が増える中、活動する団体からは、子どもへの支援に関して、行政の支援機関や学校等との連携を図りたいとの声が上がっています。各団体は保護者から支援の求めが無ければ関わる事が難しいため、保護者からの相談を受ける行政機関や、子どもが在籍する学校等が地域の支援団体と連携して、子どもとその家庭を支えていく仕組みの構築が求められています。

また、活動する団体間においても、子どもへの効果的な支援方法等を共有することで、対応するスタッフの資質を高めていく必要があるとの声も上がっています。

③市民への啓発に関する課題

対応する施策 ➡施策9 (P.34)

依然として、貧困の問題は自己責任であるとの考えが残っており、このような風潮は、困難に直面する子どもや保護者から SOS の声を上げにくくしてしまっています。

一方で、実際に子どもに関わる中で、貧困問題の解消に関心を持ち、地域で活動を始める団体等は着実に増加しており、活動団体への寄付やボランティア参加により、子ども支援の行動を起こす市民も増えていきます。

子どもの貧困の問題について、正しい理解が進むように広く啓発するとともに、地域住民や地元企業等が子どもの支援に参画しやすい環境を整える必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 子どもの貧困問題の捉え方

「子どもの貧困」の問題は、所得の低さなど経済的な状況が大きな要素ですが、経済的困窮だけでなく、就労時間の長さや保護者の心身の不調などにより、子どもの養育に十分な時間がかげられず、本来であれば家庭内で保護者からも伝えたい生活習慣や学習習慣、社会性等を子どもが習得できないことにもあります。その結果として、経済的に困窮する家庭の子どもほど、自立に必要な力が養われにくく、貧困が親から子へ連鎖しやすいことが大きな問題となっています。

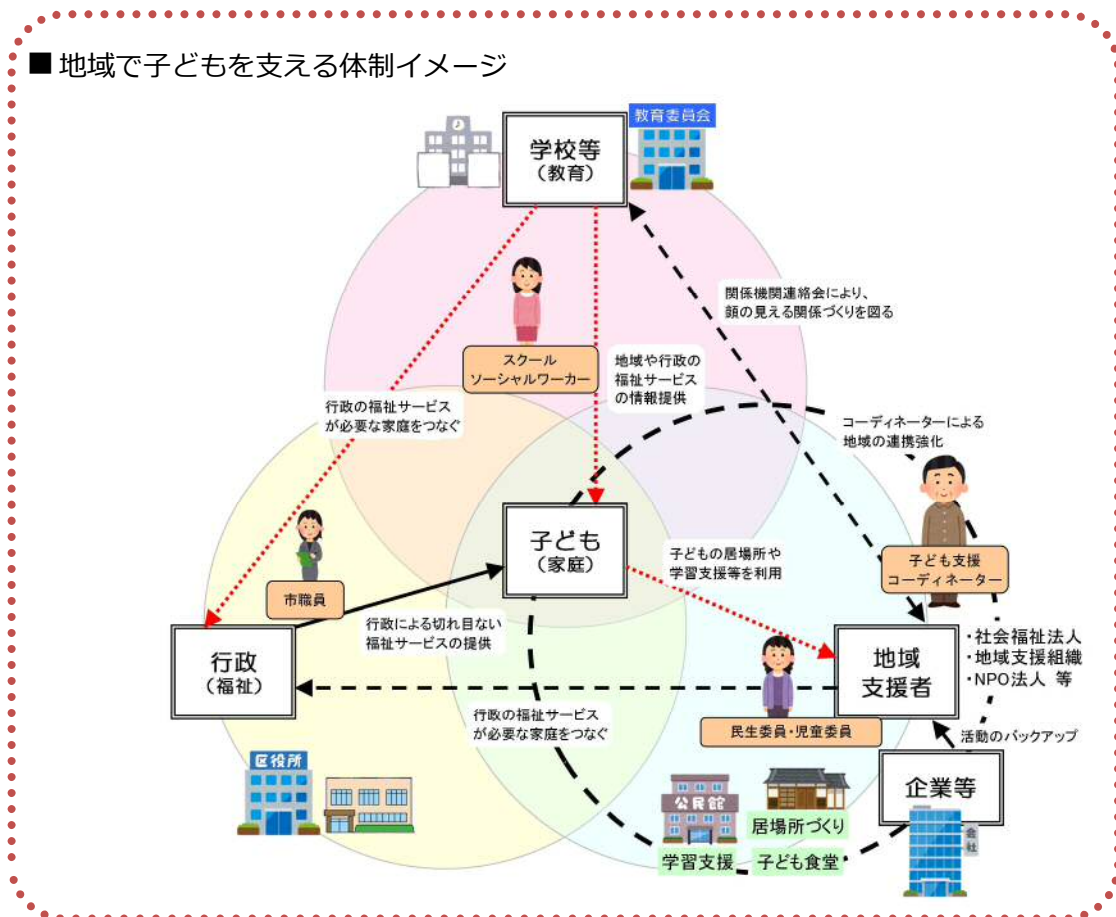
このため、経済的な状況のみを課題として対策を行うのではなく、経済的な問題に関連する家庭の養育力の低下などについても課題として認識し、対策を講じていく必要があります。

2 前プロジェクトからの支援体制の継続

前プロジェクトでは、地域と行政が連携した支援を行えるように、『地域で子どもを支える』体制整備を進め、行政と子どもに携わる様々な主体（学校等、地域支援者・団体、企業・事業者、市民など）が協力して、子どもとその家庭に関わることで、学習のサポートや地域での孤立の防止などに取り組んできました。

本計画においても、前プロジェクトで培った支援体制は継続し、行政と子どもに関わる様々な主体とが積極的に連携を図りながら、子どもとの関わりや体験機会の提供等により、自立に必要な力を育てていくこととします。

■ 地域で子どもを支える体制イメージ



3 計画を推進するうえでの基本的な視点

大綱において、子どもの貧困対策に対し、分野横断的に取り組む基本的な方針が示されたことから、その方針を踏まえた以下の3つの視点を持って、本計画を推進します。

視点Ⅰ 親から子どもへの貧困の世代間連鎖を防止する

将来を見据えた子どもへの支援とともに、保護者（家庭）の生活も支えることで、貧困問題の子どもへの連鎖を防止します。

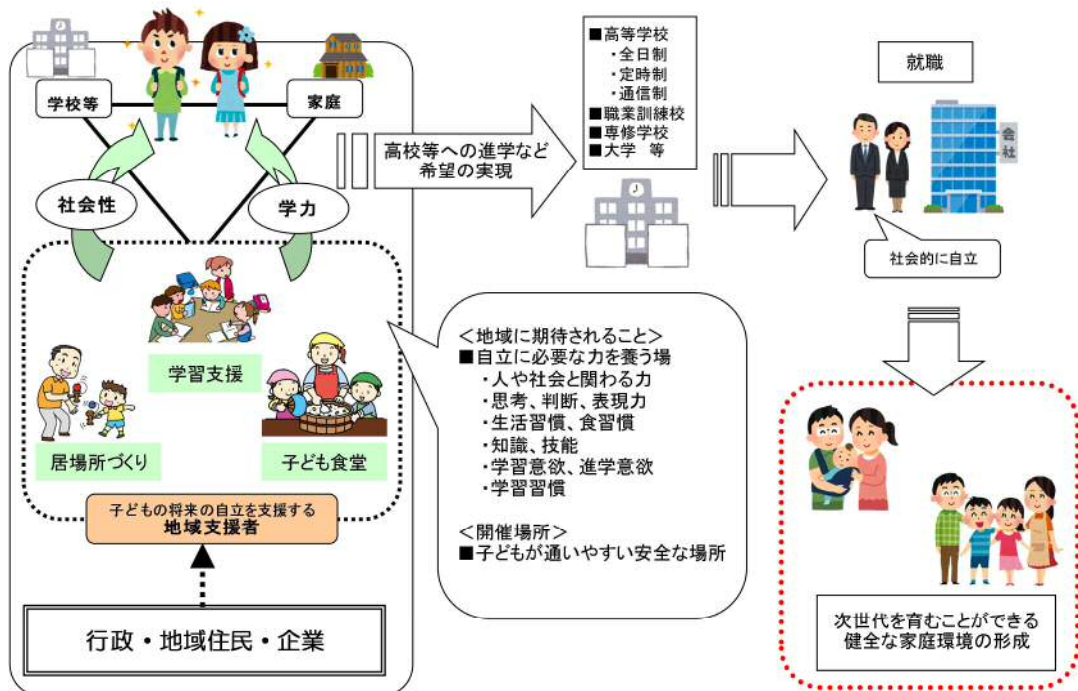
視点Ⅱ 親の妊娠期から子どもの社会的自立まで、切れ目ない支援体制を構築する

子どものライフステージに応じて、問題発見と支援を切れ目なくつなげていくために、様々な支援機関が連携して、重層的な支援体制を構築します。

視点Ⅲ 支援が届きにくい子ども、家庭に配慮した対策を講じる

貧困の問題は自ら声を上げにくく、支援が届きにくいことを踏まえた早期発見・早期支援の体制を構築します。

■ 地域と連携した支援で実現する自立のイメージ



4 本市の目指す姿

目指す姿

すべての子どもが、ひととまちに支えられ
夢と希望を持って、自分の可能性を広げることができる社会

家庭の生活困窮がもたらす生活環境の悪化や教育機会の制限、体験機会の喪失などは、子どもの頑張ろうとする意欲や社会的つながりを弱め、学力、生活習慣、社会性などの将来を切り開く力の習得に影響を及ぼし、子どもの将来の自立を難しくしてしまいます。

これらは子ども自身や家庭の力のみで解決することが難しいため、行政や学校等、そして地域など、子どもに関わる様々な主体が連携して、困難な状況にある子どもとその家庭を支援する必要があります。

本計画では、上記の目指す姿を掲げ、子どもの生活や成長を『ひと（子どもに関わる大人）』や『まち（行政、学校等、支援機関、地域など）』が支えることで、家庭の状況に関わらず、すべての子どもたちが未来に向かって自分の可能性を広げることができるまちづくりを目指します。

5 分野ごとの基本方針

重点的に取り組む3つの分野ごとに基本方針を設け、目指す姿の実現に取り組みます。

【分野1】子どもに関する支援

基本方針

子どもの社会的自立に向けた「生きる力」の育成

- ＜具体的施策＞（施策1）子どもの学びを支える教育支援
（施策2）子どもの育ちを支える生活支援
（施策3）子どもの将来を支える自立支援

【分野2】保護者（家庭）に関する支援

基本方針

生活基盤の安定に向けた保護者への経済・就労・子育て支援

- ＜具体的施策＞（施策4）生活を安定させる経済的支援
（施策5）保護者の就業を支える就労支援
（施策6）保護者を孤立させない相談支援

【分野3】支援体制づくりに関する支援

基本方針

行政・地域・関係機関等の連携による子ども支援体制の構築

- ＜具体的施策＞（施策7）子どもの貧困を早期発見する仕組みづくり
（施策8）子ども支援ネットワークの充実
（施策9）社会全体で子どもを育む意識の醸成

6 施策の体系

以下の体系により、具体的な支援に取り組みます。

目指す姿	すべての子どもが、ひととまちに支えられ、 夢と希望を持って、自分の可能性を広げることができる社会
【分野1】子どもに関する支援 《基本方針》子どもの社会的自立に向けた「生きる力」の育成	
（施策1）子どもの学びを支える教育支援	
<ul style="list-style-type: none"> ①質の高い幼児教育・保育の提供 ②学校教育等における学力保障 ③地域と連携した学びを支える取り組み 	
（施策2）子どもの育ちを支える生活支援	
<ul style="list-style-type: none"> ①子どもの健康を支える取り組み ②基本的な生活習慣の定着に向けた取り組み ③子どもの悩みに寄り添い支える取り組み 	
（施策3）子どもの将来を支える自立支援	
<ul style="list-style-type: none"> ①社会性習得のための体験や活動機会の提供 ②子どもの進学や就労を支援する取り組み ③社会的養護を必要とする子どもへの自立支援 	
【分野2】保護者（家庭）に関する支援 《基本方針》生活基盤の安定に向けた保護者への経済・就労・子育て支援	
（施策4）生活を安定させる経済的支援	
<ul style="list-style-type: none"> ①手当・助成制度による子育てに伴う経済的負担の軽減 ②生活困窮家庭への経済的課題の解消支援 ③ひとり親家庭への経済的課題の解消支援 	
（施策5）保護者の就業を支える就労支援	
<ul style="list-style-type: none"> ①家庭と就業との両立支援 ②生活困窮家庭への就労支援 ③ひとり親家庭への就労支援 	
（施策6）保護者を孤立させない相談支援	
<ul style="list-style-type: none"> ①妊娠期からの切れ目ない子育て支援 ②相談窓口や支援制度の周知 ③ひとり親家庭への生活支援 	
【分野3】支援体制づくりに関する支援 《基本方針》行政・地域・関係機関等の連携による子ども支援体制の構築	
（施策7）子どもの貧困を早期発見する仕組みづくり	
<ul style="list-style-type: none"> ①子どもの支援者への啓発や研修体制の充実 ②子どもの貧困問題への気づきを促すツールの作成 ③つながりやすい相談窓口の設置 	
（施策8）子ども支援ネットワークの充実	
<ul style="list-style-type: none"> ①教育と福祉の連携強化 ②支援団体と行政機関の連携強化 ③支援する人材・体制づくり 	
（施策9）社会全体で子どもを育む意識の醸成	
<ul style="list-style-type: none"> ①子どもの貧困問題に関する理解の促進 ②子ども支援活動の情報発信 ③民間企業と地域活動の連携強化 	

第4章 施策の展開

本計画では、経済的な困窮等に直接対応する事業や制度に限定することなく、すべての子どもや家庭を対象とした「子育て支援」「母子保健」「幼児教育・保育」「学校教育」などによる予防的な効果も、子どもの貧困対策に資する重要な取り組みとして捉え、困窮状態にある子どもと家庭を支える施策と、困窮を発生させにくくする予防的な施策を総合的に展開します。

分野1 子どもに関する支援

基本方針

子どもの社会的自立に向けた「生きる力」の育成

すべての子どもが、生まれ育った家庭の環境や経済状況に左右されることなく、夢や希望を持って成長することができるように、子どもの現在の生活環境等を改善するとともに、子ども自身の能力や可能性を広げるために必要な「学び」や「経験」等を積み重ねることのできる機会を提供するなど、将来の自立に向けた「生きる力」の育成に努めます。

(施策1) 子どもの学びを支える教育支援

家庭内で学習環境が整いにくく、学校外の学びの機会も得にくい困窮する家庭の子どももいることから、幼児教育・保育の中で学びの基礎となる力を養うとともに、学校や地域において、学力を定着させる又は学習意欲を高めていく様々なサポートを充実させることで、将来の進路を広げていくための確かな学力の育成に努めます。

① 質の高い幼児教育・保育の提供

幼児期に育まれる基本的な生活習慣や人・物事に関わる力はその後の学びの土台となるため、年齢や発達に合わせた質の高い幼児教育・保育が提供されるよう、支援員等の配置などにより教育・保育体制を整えます。

また、公私の別や施設種を超えて幼児教育を推進する体制を構築し、幼児教育・保育施設の教職員等への研修会の実施や小学校教育との接続の推進を図ります。

主な取り組み → 取り組み一覧 (P.37) 参照

▶教育指導支援員の配置 ▶私立保育所等事業費助成 など

② 学校教育等における学力保障

学校に通うすべての子どもの学力が保障されるよう、少人数指導の実施や支援員等の配置などにより、きめ細かな指導を推進します。

また、不登校の児童生徒や障がいのある子ども、外国人児童生徒等が、適切な指導や必要な支援が受けられるよう配慮した指導環境を整えることで、一人ひとりの課題に応じた学力の定着に取り組みます。

主な取り組み ➡ 取り組み一覧 (P.37) 参照

▶不登校児支援事業 ▶外国人子ども教育支援推進事業 など

③ 地域と連携した学びを支える取り組み

学校・家庭・地域の協働の基盤となるコミュニティ・スクールや、地域住民の参画を得て行う放課後子供教室などの取り組みを推進する中で、地域と連携・協働して学びの機会を提供し、信頼できる大人との出会いや多様な体験や学びの充実を図ります。

また、家庭での学習環境が整わない子どもに対し、地域のボランティアが実施している学習支援教室については、より利用しやすい環境が整うように体制の充実を図ります。

主な取り組み ➡ 取り組み一覧 (P.38) 参照

▶コミュニティ・スクール推進事業 ▶放課後子供教室推進事業 など

(施策2) 子どもの育ちを支える生活支援

家庭において身体的・精神的に安定して過ごすことができる環境が整いにくく、基本的な生活習慣を身に付けにくい困窮する家庭の子どもに対し、健康増進のための支援や生活習慣の定着などの働きかけを行うとともに、生活上の悩みについて相談しやすい体制を整えることで、安心して生活ができる環境づくりに取り組みます。

① 子どもの健康を支える取り組み

健康は子どもの発育・発達の基盤となることから、妊娠期から母子保健事業による関わりの中で、子どもの発育状況や健康状態を把握し、必要に応じて相談対応することや、母子保健・保育・教育の中で、子どもが食に関する知識と望ましい食習慣を身に付けられるよう食育を行うことなどにより、子どもの心身の健やかな成長を促します。

また、医療を必要とする子どもがもれなく受診できるように、医療費の助成を行います。

主な取り組み ➡ 取り組み一覧 (P.38) 参照

▶乳幼児健康診査事業 ▶食育講座 ▶歯科相談 など

② 基本的な生活習慣の定着に向けた取り組み

子どもたちが、将来自立して生活するうえで必要となる基本的な生活・学習習慣等を身に付けることができるように、幼稚園・保育所等、学校、地域など、子どもの様々な生活場面で働きかけを行うとともに、保護者に対して啓発することで、家庭内での生活・学習習慣定着のための適切な関わりを促します。

主な取り組み ➡ 取り組み一覧 (P.40) 参照

▶家庭教育推進事業 ▶家庭地域教育力向上事業

③ 子どもの悩みに寄り添い支える取り組み

困窮する家庭の子どもは、孤立感や不安感を抱えやすい傾向があることから、スクールカウンセラーの活用や教育総合支援センターでの電話相談など、学校の内外で悩みごとを相談しやすい体制を整えます。

主な取り組み ➡ 取り組み一覧 (P.40) 参照

▶スクールカウンセリング事業 ▶教育相談支援事業 など

(施策3) 子どもの将来を支える自立支援

困窮する家庭の子どもに対し、家庭内では得られにくい社会体験や支援者との関わる機会を提供することで、社会性の習得を図り、将来の自立に必要な力を養います。

また、義務教育を修了した子どもや社会的養護を必要とする子どもの社会的自立を後押しするため、就学・就労に関する支援の充実を図ります。

① 社会性習得のための体験や活動機会の提供

家庭において十分な社会経験が得られない子どもは、自立生活で求められる生活スキルや他者との関わる力などの習得が十分になされていないことから、地域の支援団体等と連携して、学習支援や子ども食堂などの子どもの居場所づくりの活動を充実させ、家族以外の多様な大人との関わりや様々な体験活動を通じて社会性を高める取り組みを提供し、自立に必要な力を育成します。

主な取り組み ➡ 取り組み一覧 (P.40) 参照

▶子どもの貧困対策コーディネーター事業 ▶学習支援事業 など

② 子どもの進学や就労を支援する取り組み

経済的な理由で進学をあきらめてしまうことがないように、世帯の経済状況等に応じた進学・就学の支援制度の周知を図り、子どもの進学を支援します。

また、義務教育を修了後に就職をする子どもについては、就労の安定が図られるよう支援や相談先の充実を図ります。

主な取り組み ➡ 取り組み一覧 (P.41) 参照

▶浜松市奨学金 ▶地域若者サポートステーションはままつ事業 など

③ 社会的養護を必要とする子どもへの自立支援

児童養護施設等に入所する児童やその退所者などは、自立に際して保護者や家庭を頼ることが難しいことから、高校卒業以降の生活をこれまで入所していた施設や自立支援機関等が支える体制の充実を図り、施設等を離れても子どもたちが社会的に孤立しない環境を整えます。

また、里親委託の推進や児童養護施設等の小規模化、地域分散化を推進することで、より家庭的な養育環境を整えます。

主な取り組み → 取り組み一覧 (P.42) 参照

▶施設等退所者自立支援事業 ▶退所児童等アフターケア事業 など

分野2 保護者（家庭）に関する支援

基本方針

生活基盤の安定に向けた保護者への経済・就労・子育て支援

困窮する保護者に対し、手当・助成・貸付等の支援により子育てにかかる経済的な負担の軽減を図るとともに、就業状況の改善に伴う収入の確保や、子育ての不安を解消する相談支援の充実に取り組むことで、子どもの生活の拠り所である家庭の機能を改善させ、生活基盤の安定につなげます。

（施策4）生活を安定させる経済的支援

ひとり親家庭や要保護世帯など困窮する家庭においては、不安定な就労環境等が影響し、安定した収入の確保が難しい状況にあることから、児童扶養手当や生活保護費の給付や資金の貸付等の経済的支援により生活基盤を安定させるとともに、各支援機関での相談支援の充実を図り、世帯の経済状況に伴う子どもの生活への影響を解消します。

① 手当・助成制度による子育てに伴う経済的負担の軽減

子育て家庭に対する児童手当や医療費助成などの各種制度により、子育てに伴う経済的な負担を軽減するとともに、家庭の収入に応じた保育料や教育費負担の軽減等により、子育て家庭の生活の安定を図ります。

主な取り組み → 取り組み一覧 (P.43) 参照

▶児童手当支給事業 ▶子ども医療費助成事業 ▶幼児教育・保育の無償化 など

② 生活困窮家庭への経済的課題の解消支援

債務の問題や生活資金の不足などの経済的課題を抱えている困窮家庭に対し、生活自立相談支援センターにて支援計画を作成し、債務解消に向けた専門機関への相談や貸付機関への申請等を伴走型でサポートをすることで、生活基盤を整えるための支援を行います。

また、資産や能力等すべてを活用しても生活に困窮する場合には、生活保護法の規定に沿って、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障します。

主な取り組み ➡ 取り組み一覧 (P.44) 参照

▶生活保護扶助事業 ▶生活困窮者自立支援事業

③ ひとり親家庭への経済的課題の解消支援

ひとり親家庭の生活安定を図る手当や貸付金制度の活用により、家計改善を支援します。

また、離婚等により、ひとり親となった子どもに支払われるべき養育費の確保を支援するため、ひとり親サポートセンターにて養育費に関する相談に応じるとともに、養育費の取り決めに促進するため、取り決めに要する費用や養育費立替サービスの保証料についても支援を行います。

主な取り組み ➡ 取り組み一覧 (P.44) 参照

▶児童扶養手当支給事業 ▶ひとり親家庭等自立支援手当支給事業 など

(施策5) 保護者の就業を支える就労支援

困窮する保護者の多くは、就労と子育ての両立の難しさを抱えながら生活していることから、保護者が安心して就労できる保育環境等の整備を行います。

また、就労状況の改善が必要な保護者については、安定した形態での就業が可能となるよう、相談者に寄り添った支援を行い、職業生活の安定を図ります。

① 家庭と就業の両立支援

保育施設や放課後児童会の計画的な整備により、就労により保育や放課後を安全・安心に過ごせる子どもの居場所を必要とする保護者のニーズに対応するとともに、ショートステイ事業やファミリー・サポート・センター事業などにより子どもの預かり先を確保することで、保護者が安心して就労できる環境を整え、子育てと就労の両立を支援します。

主な取り組み ➡ 取り組み一覧 (P.45) 参照

▶私立認定こども園・認可保育所の整備 ▶病児・病後児保育事業 など

② 生活困窮家庭への就労支援

非正規雇用、低賃金、失業等の就労面・生活面での困難を抱える相談者には、ジョブサポートセンターにて、市の生活支援とハローワークの職業相談・職業紹介等を一体的に実施し、家庭の状況に応じた就労支援を行います。

また、すぐに仕事に就くことが難しい課題を多く持つ相談者には、生活自立相談支援センターにて、健康・生活意識の向上や社会参加能力の取得などの就労準備を行いながら、就労につなげる支援を実施します。

主な取り組み ➡ 取り組み一覧 (P.47) 参照

▶生活困窮者自立支援事業 ▶ジョブサポートセンター

③ ひとり親家庭への就労支援

ひとり親家庭等の経済的自立を図るため、ひとり親サポートセンターにて、就業に関する相談をはじめ、職業紹介や資格取得のための講習等を実施します。就労に向けて長期的な支援が必要な相談者には、自立支援プログラムを策定し、計画的な就労支援を行います。

また、資格取得や起業する際の資金貸付制度の活用により、ひとり親家庭の経済的な自立を支援します。

主な取り組み ➡ 取り組み一覧 (P.47) 参照

▶母子家庭等就業・自立支援事業 ▶母子父子寡婦福祉資金貸付事業 など

(施策6) 保護者を孤立させない相談支援

困窮する保護者ほど、生活面での悩みを抱えていますが、周りに相談できる人が少ないことから、不安を抱えたまま孤立してしまう傾向にあります。このため、子育てサービスを切れ目なく提供する体制を整えることで、孤立防止や不安解消に努めます。

また、支援窓口や支援制度を知らないと答える困窮者が一定程度いるため、相談窓口等の周知方法の改善を図り、必要な人に支援を届けられる環境を整えます。

① 妊娠期からの切れ目ない子育て支援

家庭の経済的状況に関わらず、安心して妊娠・出産ができ、子どもを健やかに育成できるように、産前産後の母親の心身のケアや育児ヘルパー等により負担軽減を図るなど、子育てしやすい環境の確保に努めます。

また、子育て世代包括支援センターが健診時や訪問時に子育ての状況を把握し、必要な支援を行うことで、妊娠・出産・子育て期に切れ目なく支える体制を整え、孤立した子育てを防止します。

主な取り組み ➡ 取り組み一覧 (P.47) 参照

▶母子保健相談支援事業 ▶児童家庭相談事業 ▶産後ケア事業 など

② 相談窓口や支援制度の周知

支援を必要とする人に支援が結びつかない状況があることから、支援機関や相談窓口についての周知方法の改善を図ります。

また、必要となる支援制度は、子どものライフステージごとによって変わっていくため、適切な時期に必要な情報を提供できる方法を検討します。

主な取り組み → 取り組み一覧 (P.50) 参照

▶子育て情報センター管理運営事業 ▶子育て情報発信事業

③ ひとり親家庭への生活支援

ひとり親家庭では、家計の維持と家事や育児をひとりで行わなければならないことによる心身の負担が大きく、生活面等で不安や悩みを抱えやすい状況にあることから、ひとり親サポートセンターでの生活相談や、母子・父子福祉団体によるひとり親家庭の親同士の交流機会の提供などにより、悩みを相談しやすい環境を整えます。

また、親権、面会交流、仕事や家庭などのトラブルの相談や、将来の資金計画に関する相談など、弁護士やファイナンシャルプランナー等の専門家の助言が得られる相談体制を充実させ、ひとり親家庭の悩みに寄り添った支援を行います。

主な取り組み → 取り組み一覧 (P.50) 参照

▶母子家庭等就業・自立支援事業 ▶ひとり親家庭等日常生活支援事業 など

分野3 支援体制づくりに関する支援

基本方針

行政・地域・関係機関等の連携による子ども支援体制の構築

生活に困難を抱えている家庭の問題解決のため、子どもや家庭に身近な地域や学校等で困りごとを早期に発見し、関係機関や行政等の専門機関と連携して、支援や公的制度につないでいく体制を整えます。子どもの将来に大きな影響を与える貧困問題について、正しい理解が進むように広く啓発するとともに、地域住民や地元企業が子どもの支援に参画しやすい環境の整備を行います。

(施策7) 子どもの貧困を早期発見する仕組みづくり

自ら SOS を発しにくい貧困の問題に関しては、保護者や子どもに関わりを持つ支援者や地域住民等が、家庭や子ども自身の状況から抱えている問題を察知し、問題が深刻化する前に適切な支援に結び付けていくことが重要となるため、支援者等の子どもの課題を発見する力を高めるとともに、発見後の子どもや家庭への関わり方や支援機関へのつなぎ方等の具体例を示すことで、早期発見・早期支援の体制を整えます。

① 子どもの支援者への啓発や研修体制の充実

子どもに関わる支援者等の子どもの貧困問題に関する見識を高め、早期の発見や支援先へのつなぎを担うことができるように、研修会の開催や各支援者研修への講師の派遣等により、資質向上に取り組みます。

主な取り組み ➡ 取り組み一覧 (P.51) 参照

▶子どもの貧困対策コーディネーター事業 ▶婦人相談員研修 など

② 子どもの貧困問題への気づきを促すツールの作成

子どもや保護者が表出させる子どもの貧困の現れについて、子どもに関わる支援者等の気づきを促すチェックリスト等を作成し、学校等の教育機関や子どもに関わる支援機関等で利用することで、子どもの貧困問題への意識を高めるとともに、早期の発見につなげます。

また、問題を発見した支援者がひとりで抱え込まないように、適切な関わり方やつなぎ先を周知する必要があるため、発見後の支援方法をまとめたリーフレット等を作成し、地域の社会資源や相談機関の活用促進を図ります。

主な取り組み ➡ 取り組み一覧 (P.51) 参照

▶子どもの貧困対策コーディネーター事業

③ つながりやすい相談窓口の設置

対面の相談窓口だけでなく、メールや SNS 等を活用した相談窓口を設置するなど、困窮する子どもや保護者が SOS を上げやすい環境を整え、子どもやその保護者が持つ問題を早期に発見し、適切な支援制度等へつなげる体制を検討します。

主な取り組み ➡ 取り組み一覧 (P.51) 参照

▶若者相談支援窓口「わかば」 ▶児童家庭支援センター設置運営事業 など

(施策8) 子ども支援ネットワークの充実

地域で子どもや家庭に関わる支援機関の活動内容は様々であることから、それぞれの強みや専門性を活かした行政との役割分担や各機関との協働により支援が行われるよう、活動状況の把握や課題の共有など、連携強化の取り組みを進めます。

また、新たに支援に携わる団体や人材を確保していくことも重要であることから、支援事業の立ち上げ支援や人材育成などにより、支援ネットワークの充実に努めます。

① 教育と福祉の連携強化

学校が把握した福祉的課題を抱える子どもや保護者に対して、行政の福祉サービスの活用や地域の支援団体との連携により支えることができるスクールソーシャルワーカーを活用した支援に取り組み、教育と福祉の連携強化を図ります。

主な取り組み ➡ 取り組み一覧 (P.52) 参照

▶スクールソーシャルワーク事業 ▶要保護児童対策地域協議会の開催

② 支援団体と行政機関の連携強化

支援団体と行政による連絡会議の開催や要保護児童対策地域協議会の活用など、官民連携の取り組みを進めるとともに、支援対象児童等見守り強化事業により、子ども食堂や学習支援等を実施する団体が、地域で把握している見守りが必要な子どもや行政が支援対象者とした子どもの家庭を訪問して状況把握を行うなど、支援団体と行政機関が連携して子どもの支援に取り組みます。

主な取り組み ➡ 取り組み一覧 (P.52) 参照

▶子どもの貧困対策コーディネーター事業 ▶支援対象児童等見守り強化事業 など

③ 支援する人材・体制づくり

子ども食堂や学習支援教室などを含めた地域の子どもの居場所づくりに関心のある市民や団体を支援するために、子ども支援コーディネーターを配置し、立ち上げ支援やボランティア養成、資質向上等に取り組むなど、支援団体や支援人材の拡充に努めます。

また、地域での子ども支援の拠点となりえる子どもの居場所の開設を促す取り組みについて、検討を進めます。

主な取り組み ➡ 取り組み一覧 (P.53) 参照

▶子どもの貧困対策コーディネーター事業

(施策9) 社会全体で子どもを育む意識の醸成

子どもの貧困は、子ども自身や保護者の努力のみで解決が難しいことが多いことから、社会全体の問題として市民全体で解決に取り組んでいく機運を高め、地域社会で子どもを支えていく意識を定着させる必要があります。子どもの貧困に関する正しい理解を促す情報提供とともに、地域で活動している団体等の取り組みを紹介することで、市民や企業が支援活動に賛同し活動を共に支えていく環境を整え、地域における子ども支援の充実を図ります。

① 子どもの貧困問題に関する理解の促進

市民全体で子どもの貧困問題の解決に取り組んでいくためには、子どもの貧困問題に対する正しい理解の普及が必要であるため、市民向けの研修や講座等において子どもの貧困対策についての理解促進を図るなど、市民等への啓発を行います。

主な取り組み ➡ 取り組み一覧 (P.53) 参照

▶子どもの貧困対策コーディネーター事業

② 子ども支援活動の情報発信

支援団体等が地域で活動を継続していくためには、地域住民等に活動を知ってもらい、活動への協力者が増えることが必要です。支援を必要とする子どもや家庭が、地域の支援活動に結び付きやすくなるためにも、子どもの支援に取り組む民間団体等の活動について情報収集を行い、幅広く発信します。

主な取り組み ➡ 取り組み一覧 (P.53) 参照

▶子どもの貧困対策コーディネーター事業 ▶子育て情報発信事業

③ 民間企業と地域活動の連携強化

民間企業に対し、企業の社会貢献として、子ども支援への関わりを促す働きかけを行うとともに、地域の支援団体との連携等の橋渡しを行うなど、地域の支援活動を民間企業がバックアップする体制構築を目指します。

主な取り組み ➡ 取り組み一覧 (P.53) 参照

▶子どもの貧困対策コーディネーター事業

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画により、生活に困窮する子どもやその保護者を支えるためには、教育、福祉、健康、子ども・若者支援など庁内関係部署が相互に連携して、関連する施策を総合的に推進する必要があります。庁内関係部署において、子どもの貧困に関する情報や課題を共有し、各施策の充実を図るとともに、部署間の効果的な連携を進め、子どもの貧困対策の充実に取り組みます。

また、取り組みを進めるにあたり、子どもが生活する地域で支援に携わる関係機関等との連携を十分に図り、子どもの見守りや予防的な関わりなど役割分担する等、市民協働による施策の推進を図ります。

2 計画の進捗管理

本計画の取り組みの効果等を把握するため、以下の3つ指標により進捗管理を行うとともに、計画により子どもとその家庭に生じた変化を捉えるため、計画の最終年度(令和6年度)に向け、今回の実態調査と同様の手法等で状況の把握を行います。

また、計画期間中は子どもの貧困に関して調査・把握できる項目について、情報を定期的に収集するほか、大綱に定める国指標と本市の状況の比較等も行いながら、子育て世帯の状況把握に努め、事業の見直しを行います。

管理指標		【現状値】	【目標値】 令和6年度
分野1	将来の夢を持っている子どもの割合	85.2% (令和2年度)	90%
分野2	「生活についての悩みがない」と答える保護者の割合	25.6% (令和2年度)	28.8% (令和5年度)
分野3	子どもを支援するボランティアの数	242人 (令和元年度)	300人

子供の貧困対策の大綱に定める国指標との比較

指 標		全 国		本 市		
教育の支援						
生活保護世帯に属する子供	高等学校等進学率	93.7%	平成30年4月1日現在	91.5%	平成29年度	
	高等学校等中退率	4.1%	平成30年4月1日現在	-		
	大学等進学率	36.0%	平成30年4月1日現在	-		
児童養護施設の子供	中学校卒業後の進学率	95.8%	平成30年5月1日現在	100%	令和元年5月1日現在	
	高等学校等卒業後の進学率	30.8%	平成30年5月1日現在	25.0%	令和元年5月1日現在	
ひとり親家庭の子供	就園率	81.7%	平成30年5月1日現在	-		
	中学校卒業後の進学率	95.9%	平成28年11月1日現在	-		
	高等学校等卒業後の進学率	58.5%	平成28年11月1日現在	-		
全世帯の子供	高等学校中退率	1.4%	平成30年度	-		
	高等学校中退者数	48,594人	平成30年度	-		
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合	小学校	50.9%	平成30年度	88.7%	平成30年度	
	中学校	58.4%	平成30年度			
スクールカウンセラーの配置率	小学校	67.6%	平成30年度	100%	平成30年度	
	中学校	89.0%	平成30年度	100%	平成30年度	
就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合)		65.6%	平成29年度	実施している		
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況	小学校	47.2%	平成30年度	実施している		
	中学校	56.8%	平成30年度	実施している		
高等教育の修学支援新制度の利用者数	大学	-		-		
	短期大学	-		-		
	高等専門学校	-		-		
	専門学校	-		-		
生活の安定に資するための支援						
電気、ガス、水道料金の未払い経験	ひとり親世帯	電気料金	14.8%	平成29年	5.6%	令和2年度実態調査(※)
		ガス料金	17.2%			
		水道料金	13.8%			
	子供がある全世帯	電気料金	5.3%	平成29年	1.8%	令和2年度実態調査(※)
		ガス料金	6.2%			
		水道料金	5.3%			
食料又は衣服が買えない経験	ひとり親世帯	食料が買えない経験	34.9%	平成29年	6.5%	令和2年度実態調査(※)
		衣服が買えない経験	39.7%			
	子供がある全世帯	食料が買えない経験	16.9%	平成29年	1.7%	令和2年度実態調査(※)
		衣服が買えない経験	20.9%			
子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合	ひとり親世帯	重要な事柄の相談	8.9%	平成29年	15.1%	令和2年度実態調査(※)
		いざという時のお金の援助	25.9%			
	等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分くらい	重要な事柄の相談	7.2%	平成29年	-	
		いざという時のお金の援助	20.4%			
保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援						
ひとり親家庭の親の就業率	母子世帯	80.8%	平成27年	-		
	父子世帯	88.1%	平成27年	-		
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合	母子世帯	44.4%	平成27年	-		
	父子世帯	69.4%	平成27年	-		
経済的支援						
子供の貧困率	国民生活基礎調査	13.9%	平成27年	8.6%	令和2年度実態調査(※)	
	全国消費実態調査	7.9%	平成26年			
ひとり親世帯の貧困率	国民生活基礎調査	50.8%	平成27年	41.7%	令和2年度実態調査(※)	
	全国消費実態調査	47.7%	平成26年			
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合	母子世帯	42.9%	平成28年度	67.7%	令和2年度児童扶養手当受給者アンケート(※)	
	父子世帯	20.8%	平成28年度			
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合	母子世帯	69.8%	平成28年度	61.9%	令和2年度児童扶養手当受給者アンケート(※)	
	父子世帯	90.2%	平成28年度			

「-」は本市で集計を行っていないもの。

※ 令和2年度に本市が実施した調査によるもので、全国とは調査対象、世帯所得などの把握方法が異なるため、正確な比較はできない。

取り組み一覧

【分野1】 子どもに関する支援

《基本方針》子どもの社会的自立に向けた「生きる力」の育成

(施策1) 子どもの学びを支える教育支援

①質の高い幼児教育・保育の提供

取り組み	内容	担当課	対象						
			妊婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生等 (~18歳 未満)	青年 (18歳~)	保護者
教育指導支援員の配置	個々の成長に合わせたきめ細かな教育を実施することを目的として、市立幼稚園にキッズサポーターを配置	幼児教育・保育課		○					
私立保育所等事業費助成	私立保育所等に入所している児童のうち支援が必要な児童の保育に要する経費を助成	幼児教育・保育課		○					
幼児教育推進協議会	幼児教育・保育施設の代表者等が幼児教育の在り方について協議する協議会を設置	幼児教育・保育課		○					

②学校教育等における学力保障

取り組み	内容	担当課	対象						
			妊婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生等 (~18歳 未満)	青年 (18歳~)	保護者
はままつ式30人（小1~小3）・35人（小4~中3）学級編制の実施	教員が児童一人一人にしっかり向き合える環境を整えるため、少人数指導を実施	教職員課			○	○			
学習支援員・複式学級支援員・発達支援教室支援員・スクールヘルパーの配置	多様な専門性を持つ人材を配置し、きめ細やかな指導・支援を実施	教職員課			○	○			
不登校児支援事業	不登校児童生徒のため、対策推進協議会の開催や、適応指導教室の設置を通して、不登校児童生徒の学校復帰や将来の社会的自立を支援	指導課			○	○			
外国人子ども教育支援推進事業	外国人児童生徒への支援のため次の事業を実施 ・浜松市外国人子ども支援協議会の開催 ・教科指導員の配置 ・児童生徒の母語が分かる支援者の派遣 ・ライフコースを見据えた支援 ・母国語支援業務委託 ・日本語・学習支援業務委託 ・ブレスクール業務委託	指導課			○	○			
発達支援教育推進事業	発達支援教育のニーズに対応する発達支援学級の新設	指導課			○	○			
外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業	就学に課題を抱える外国人の子どもの学びの場を確保や、教育機関への就学につなげるための支援を実施	国際課			○	○			

③地域と連携した学びを支える取り組み

取り組み	内容	担当課	対象						
			妊婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生等 (~18歳 未満)	青年 (18歳~)	保護者
コミュニティ・スクール推進事業	保護者、地域住民などが参画する学校運営協議会を設置し、「社会に開かれた教育課程」と「地域とともに特色ある学校づくり」を推進	教育総務課			○	○			
放課後子供教室推進事業	児童が放課後などを安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる居場所を確保	教育総務課			○				
学習支援事業	ひとり親家庭や生活保護世帯など生活困窮を抱える家庭の概ね小学4年生から中学3年生までの児童生徒を対象に、大学生や教員OB等のボランティアによる学習支援を実施	子育て支援課			○	○			

(施策2) 子どもの育ちを支える生活支援

①子どもの健康を支える取り組み

取り組み	内容	担当課	対象						
			妊婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生等 (~18歳 未満)	青年 (18歳~)	保護者
乳幼児健康診査事業	乳幼児の疾病の早期発見及び適切な保健指導を図るために内科健診・歯科健診・栄養相談・心理相談などを実施(4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児)	健康増進課		○					○
未熟児医療と育児の相談交流会	未熟児を養育する保護者がその不安を解消できるよう医師や保健師に相談するとともに、保護者同士が交流し情報交換できる場を設け、未熟児の育児が適切に行われるよう支援することを目的として実施	健康増進課		○					○
食育講座	地域の育児グループや保育園、幼稚園、学校等の母子に関する団体等に対し、望ましい食習慣の定着に向けた食育講座の実施	健康増進課		○	○				○
もぐもぐ元気っこ教室	保護者が望ましい食習慣の基礎をつくり乳児の健やかな成長を促すことができるよう、食習慣や親子関係の形成、心身の発達に必要な知識を普及するための教室を実施	健康増進課		○					○
学校(園)における食育の推進	・「浜松市学校における食育推進検討会」を開催し、そこで話し合われたことを受け、栄養教諭、学校栄養職員が食育の授業を実施 ・各学校で、児童・生徒の実態に合わせた「食に関する指導に係る全体計画」を作成し、児童・生徒の発達に応じた系統性のある食育を推進	健康安全課			○	○			

取り組み	内容	担当課	対象						
			妊婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生等 (~18歳 未満)	青年 (18歳~)	保護者
保育園給食における食育の推進	食事のマナーなど給食を生かした食に関する指導に取り組む。栄養士を中心とし、全職員が連携・協力して子どもの食への関心を高め、「食を営む力」の基礎を培うことを目的として実施	幼児教育・保育課		○					
保育園等における家庭と連携した食育の推進	保護者と連携をとりながら、個別対応の給食の実施や栄養相談などを実施	幼児教育・保育課		○					
離乳食教室	保護者に離乳の進め方と咀嚼機能の健全な発達に関する正しい知識を普及するために講話と調理実習を実施	健康増進課		○					○
かむかむ教室	歯（口）と食に関する知識の普及・啓発を行い、う蝕予防に有効なフッ化物の適切な利用の推進及び、かむことの大切さや望ましい食習慣の定着に向けた食育を推進	健康増進課		○					
歯科相談	歯科医師及び歯科衛生士が、口腔の健康に関する個別の相談に応じ、歯科疾患予防・口腔機能向上等についての必要な助言及び指導を実施	健康増進課		○	○	○	○	○	○
2歳児歯科健康診査事業	乳臼歯萌出直後の時期である2歳児に対し、乳臼歯のう蝕を早期発見すること、う蝕の発症予防及び重症化予防を図るため、無料でフッ化物塗布、歯科健康診査、歯科保健指導を実施	健康増進課		○					○
母子予防接種事業	予防接種法に定められた、ヒブ・小児用肺炎球菌・4種混合・BCG・B型肝炎・麻疹・風しんなどの定期予防接種を医師の協力のもと個別接種にて実施	健康増進課		○	○	○	○	○	
子ども医療費助成事業	0歳から中学生までの児童を対象に、入院及び通院における保険診療に係る自己負担の一部を助成	子育て支援課		○	○	○	○		
高校生世代医療費助成事業	中学校卒業から18歳年齢到達の年度末までの高校生世代の入院・通院医療費の保険診療に伴う自己負担分の一部を助成	子育て支援課					○		
母子家庭等医療費助成事業	20歳までのひとり親家庭の児童及びその児童を扶養しているひとり親等の医療費の保険診療に伴う自己負担分の一部を助成	子育て支援課		○	○	○	○	○	○

②基本的な生活習慣の定着に向けた取り組み

取り組み	内容	担当課	対象						
			妊婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生等 (~18歳 未満)	青年 (18歳~)	保護者
家庭教育推進事業	乳幼児の保護者に対し、健全な家庭教育の支援を行うための講座を開催	次世代育成課							○
家庭地域教育力向上事業	小学校1年生等の保護者に対し、「家庭の教育力」の重要性を啓発するための講座の開催	教育総務課							○

③子どもの悩みに寄り添い支える取り組み

取り組み	内容	担当課	事業対象						
			妊婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生等 (~18歳 未満)	青年 (18歳~)	保護者
スクールカウンセリング事業	心理相談業務等に関して、豊かな知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置することにより、いじめや不登校・問題行動の児童生徒の問題行動や保護者の要望に対応	指導課			○	○			
教育相談支援事業	教育総合支援センターで電話及び来所による相談に対応 ・相談員の配置 ・心理専門相談員の配置 ・24時間いじめホットラインの設置	指導課			○	○			
若者相談支援窓口「わかば」	不安や悩みに応じた専門の支援機関を紹介するため、おおむね15歳から40歳未満の若者とその家族の相談に対応 ・電話、面接、メール相談（通年） ・SNSを活用した相談（期間限定）	次世代育成課 (青少年育成センター)	○				○	○	○

(施策3) 子どもの将来を支える自立支援

①社会性習得のための体験や活動機会の提供

関連事業	事業内容	担当課	対象						
			妊婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生等 (~18歳 未満)	青年 (18歳~)	保護者
子どもの貧困対策コーディネーター事業	支援が必要な児童を地域で支える体制づくりのため、地域の支援団体間の連携促進を図るとともに、市民の意識啓発や、支援者の資質向上など団体活動支援を実施	子育て支援課	○	○	○	○	○	○	○
学習支援事業（再掲）	ひとり親家庭や生活保護世帯など生活困窮を抱える家庭の概ね小学4年生から中学3年生までの児童生徒を対象に、大学生や教員OB等のボランティアによる学習支援を実施	子育て支援課			○	○			
児童館の運営	遊びや体験を通して、子どもが健やかに成長することを目的として実施	子育て支援課		○	○	○	○		
児童遊園等整備支援事業	児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、自主性、社会性、創造性を高め、情操を豊かにすることを目的として実施	子育て支援課		○	○	○	○		

取り組み	内容	担当課	対象						
			妊婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生等 (~18歳 未満)	青年 (18歳~)	保護者
赤ちゃんとのふれあい体験事業	中学生が乳幼児とふれあうことで、家族の大切さを理解するとともに、親になる準備教育を実施	子育て支援課		○		○			
青少年支援体験活動事業	不安や悩みなどを抱える青少年の自立に向けたきっかけづくりを支援するため、地域企業・事業所等の協力を得て、職場体験活動やボランティア活動等を実施	次世代育成課 (青少年育成センター)				○	○	○	

②子どもの進学や就労を支援する取り組み

取り組み	内容	担当課	対象						
			妊婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生等 (~18歳 未満)	青年 (18歳~)	保護者
浜松市奨学金	優秀な学生等で経済的理由のため修学困難な学生に対し、修学に必要な学資の一部を無利子貸与	教育総務課					○	○	
地域若者サポートステーションはままつ事業	働くことに不安や悩みを持つ15歳から49歳までの無職の方に対して、個別相談のほか、ソーシャル・スキル・トレーニング、職場見学、職場体験などを実施	産業総務課					○	○	
中学生に対するキャリア形成支援事業	生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学3年生を対象に、民間の委託により、キャリア形成支援員による進路相談・生活相談会を定期的に提供し、対象世帯の生活支援及び高校進学支援を実施。また、対象者の就業意識の向上・醸成を図るため職業体験会や職場見学会等を開催	福祉総務課				○			
不登校やひきこもり等の悩みに個別に対応する合同相談会	不登校など悩みを抱えた若者とその家族の相談に、相談機関、学習支援団体、就労支援団体、親の会等がブースを設置し個別相談に対応	次世代育成課 (青少年育成センター)				○	○	○	○

③社会的養護を必要とする子どもへの自立支援

取り組み	内容	担当課	対象						
			妊婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生等 (~18歳 未満)	青年 (18歳~)	保護者
退所児童等アフターケア事業	家庭を離れて生活する児童に対し、退所前から就労や進学に向けた生活全般にわたる相談や情報提供を行い、退所後も安定した生活が継続されるように相談支援を実施	子育て支援課			○	○	○	○	
社会的養護推進事業施設等退所者自立支援事業 (退所時自立支援事業)	保護者等からの支援が見込めない施設等退所児童が就労や進学により独居生活を始める際に「就職支度金・大学進学等自立生活支度費」では賄いきれない所要経費を扶助費として加算	児童相談所					○	○	
未成年後見人支援事業	親権者のいない未成年者（被後見人）のために、児童相談所申し立てによる未成年後見人が監護・財産管理を行った際、その報償を被後見人の代わりに支給	子育て支援課		○	○	○	○	○	
社会的養護推進事業施設等退所者自立支援事業 (大学等進学就学支援事業)	大学等進学のため児童養護施設等を退所して独居生活を始める児童等への円滑かつ安定的な自立に向けた支援を実施	児童相談所						○	
身元保証人確保対策事業	施設退所児の住居賃貸借の連帯保証や就職時身元保証に伴う保険加入	子育て支援課		○	○	○	○	○	
児童養護施設の実家的機能による自立支援事業	施設退所児が離職した際、元施設での生活及び再就職支援の実施	子育て支援課					○	○	
児童福祉施設運営助成事業	民間児童養護施設等における入所者の処遇向上及び施設職員の処遇改善を図るため、市内の児童福祉施設を対象に、職員配置基準の職員配置に要する人件費の一部を助成	子育て支援課		○	○	○	○		
児童福祉施設専門機能強化助成事業	児童養護施設入所児童の心理ケアの質の向上を図るため、国の配置基準を上回る加配職員（心理療法担当職員）配置に要する人件費の一部を助成	子育て支援課		○	○	○	○		
児童養護施設等の職員人材確保事業	将来、児童養護施設等に就職する人材確保のため、実習生の受入等実施	子育て支援課		○	○	○	○		
社会的養護推進事業里親支援事業	社会的養護が必要な児童が、家庭的な養育環境のもとで育てられるようフォスタリング機能を充実し里親委託を実施	児童相談所		○	○	○	○	○	○

【分野2】保護者（家庭）に関する支援

《基本方針》生活基盤の安定に向けた保護者への経済・就労・子育て支援

（施策4）生活を安定させる経済的支援

①手当・助成制度による子育てに伴う経済的負担の軽減

取り組み	内容	担当課	対象						
			妊婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生等 （～18歳 未満）	青年 （18歳～）	保護者
児童手当支給事業	中学校修了前の児童を養育する者に対し、児童手当を支給	子育て支援課		○	○	○			
子ども医療費助成事業（再掲）	0歳から中学生までの児童を対象に、入院及び通院における保険診療に係る自己負担の一部を助成	子育て支援課		○	○	○	○		
高校生世代医療費助成事業（再掲）	中学校卒業から18歳年齢到達の年度末までの高校生世代の入院・通院医療費の保険診療に伴う自己負担分の一部を助成	子育て支援課					○		
遺児・交通遺児等福祉手当支給事業	父母等が交通事故又は病気等により死亡し、または障がいの状態となった児童を監護する保護者に対し、手当を支給	子育て支援課		○	○	○	○		
幼児教育・保育の無償化	3～5歳及び保育の必要な住民税非課税世帯の0～2歳の保育料を無償化	幼児教育・保育課		○					
認証保育所利用者への助成	認証保育所に入所する3歳未満の児童の保護者に対し、保育料の負担を軽減するため助成を実施	幼児教育・保育課		○					
実費徴収に係る補足給付を行う事業	・生活保護世帯等の児童が特定教育・保育等の提供を受けた場合に保護者が支払うべき実費の一部を補助 ・年収360万円未満相当世帯の児童が保育所等で昼食の提供を受けた場合に保護者が支払うべき実費（副食費）の一部を補助	幼児教育・保育課		○					
保育料の多子軽減	特定教育・保育施設等に通う、多子世帯の児童の保育料を軽減	幼児教育・保育課		○					
保育料のひとり親世帯等の軽減	特定教育・保育施設等に通う、ひとり親世帯等の児童の保育料を軽減	幼児教育・保育課		○					
就学援助	経済的理由により就学困難な小・中学生の保護者に対し、学用品費、学校給食費等を援助	教育総務課			○	○			
発達支援教育就学奨励費	発達支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、校外学習の旅費や学用品代などを補助	教育総務課			○	○			
市営住宅の提供	住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で市営住宅を提供。同居者に中学校就学前の者がある世帯については、裁量階層として市営住宅への入居収入基準を緩和	住宅課		○	○				
助産施設保護事業	保健上必要があるにも関わらず、経済的な理由で入院助産を受けられない妊産婦を助産施設へ入所させ、本人に代わり出産費用の全部又は一部を負担	子育て支援課	○						

取り組み	内容	担当課	対象						
			妊婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生等 (~18歳 未満)	青年 (18歳~)	保護者
妊娠高血圧症候群等 医療費助成	妊娠高血圧症候群等により、入院加療を必要とする妊産婦に対して、公費による医療の給付を実施	健康増進課	○						
自立支援（育成）医 療費支援事業	18歳未満の身体に障害のある児童が生活能力を得るために必要な医療に対して、健康保険が適用された後の自己負担分を助成	健康増進課		○	○	○	○		
小児慢性特定疾病対 策事業	18歳未満の児童で対象慢性疾患の治療に係る医療費のうち、健康保険が適用された後の自己負担分を助成（全部又は一部）	健康増進課		○	○	○	○		
未熟児養育医療費支 援事業	未熟児が満1歳までに入院養育を必要とする場合、医療費のうち健康保険が適用された後の自己負担分を助成	健康増進課		○					

②生活困窮家庭への経済的課題の解消支援

関連事業	事業内容	担当課	対象						
			妊婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生等 (~18歳 未満)	青年 (18歳~)	保護者
生活保護扶助事業	困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、法で定める範囲内において、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の支給を実施	福祉総務課	○	○	○	○	○	○	○
生活困窮者自立支援 事業	相談に応じて関係窓口へつなぐとともに複合的な課題を抱える方については、支援計画を策定し課題解決に向けた寄り添い支援を実施 また、家計管理に課題を抱える方に対して、家計表の作成や多重債務解消、公的給付の相談援助といった家計改善支援を実施	福祉総務課						○	○

③ひとり親家庭への経済的課題の解消支援

取り組み	内容	担当課	対象						
			妊婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生等 (~18歳 未満)	青年 (18歳~)	保護者
母子父子福祉協力員 の活動	母子父子寡婦福祉資金制度の趣旨普及及び貸付を受けた者に対する償還指導を実施	子育て支援課							○
児童扶養手当支給事 業	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をもつひとり親家庭に対し、児童扶養手当を支給	子育て支援課		○	○	○	○		
ひとり親家庭等自立 支援手当支給事業	2人以上の児童を養育する児童扶養手当受給者に対し、児童扶養手当の支給事由に該当してから3年を経過するまでの間手当を支給	子育て支援課		○	○	○	○		

取り組み	内容	担当課	対象						
			妊婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生等 (~18歳 未満)	青年 (18歳~)	保護者
母子家庭等医療費助成事業（再掲）	所得税非課税世帯の母子・父子・両親がいない世帯の子等に対し、保険診療に係る自己負担の一部を助成	子育て支援課		○	○	○	○	○	○
市営住宅への優先入居	15歳以下の子どもを扶養しているひとり親家庭について、入居選考時に必要な配慮を実施	住宅課		○	○	○			
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭及び父子家庭等並びに寡婦に対し生活の安定や扶養する児童の福祉の増進を達成するため、資金の貸し付けを実施	子育て支援課		○	○	○	○	○	○
養育費相談	ひとり親サポートセンター等で養育費に関する相談を実施し、養育費の取得を支援	子育て支援課							○
養育費確保支援事業	養育費の取決めを行っていないひとり親家庭の親が養育費の取決めや未払い養育費の確保に要する費用を助成	子育て支援課		○	○	○	○	○	○
（ひとり親家庭）生計相談	ファイナンシャルプランナーによる生計相談を行い、各種福祉制度の利用も含めた長期的な生計の見込みを立て、計画的な自立を支援	子育て支援課							○
寡婦（寡夫）控除等のみなし適用	幼稚園、保育所等の保育料、市営住宅使用料、母子家庭医療費等について負担軽減を図るため、非婚のひとり親世帯への寡婦（夫）控除のみなし適用を実施	関係各課		○	○	○	○	○	○
就学援助（再掲）	経済的理由により就学困難な小・中学生の保護者に対し、学用品費、学校給食費等を援助	教育総務課			○	○			
母子家庭等就業・自立支援事業	ひとり親サポートセンターにおいて就業に関する相談、就業情報の提供等、ひとり親家庭の就業に関する総合的な支援	子育て支援課							○

（施策5）保護者の就業を支える就労支援

①家庭と就業との両立支援

取り組み	内容	担当課	対象						
			妊婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生等 (~18歳 未満)	青年 (18歳~)	保護者
認定こども園・認可保育所の整備	保育需要に応えるため、第2期浜松市子ども・若者支援プランに基づき、認定こども園や認可保育所の整備を実施	幼児教育・保育課		○					
病児・病後児保育事業	保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病気又は病気回復期の子どもを専用スペースにおいて保育を実施	幼児教育・保育課		○	○				
子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者が、仕事その他の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童の預かりを実施	子育て支援課		○	○	○	○		

取り組み	内容	担当課	対象						
			妊婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生等 (~18歳 未満)	青年 (18歳~)	保護者
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	平日の夜間又は休日に仕事その他の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童の預かりを実施	子育て支援課		○	○	○	○		
ファミリー・サポート・センター運営事業	保護者の仕事と子育ての両立を支援するため、放課後児童会までの送迎など子育ての援助を行いたい会員(提供会員)と援助を受けたい会員(依頼会員)による相互援助活動を実施	子育て支援課		○	○				
認定こども園・私立保育所等の特別保育の実施	多様化する保育ニーズに応えるため、認定こども園・私立保育所等が実施する特別保育(延長保育、一時預かり、要支援児保育、外国人児童保育、食物アレルギー等調理)に対する助成を実施	幼児教育・保育課		○					
保育ママ事業	天竜区における保育ニーズに応えるため、市から認定を受けた保育ママが小学4年生までの預かりを実施	幼児教育・保育課		○	○				
幼稚園型一時預かり事業	乳幼児の保育環境を確保するため、幼稚園型一時預かり事業を実施する私立幼稚園等に対し、補助金を交付	幼児教育・保育課		○					
認証保育所への助成	認証保育所の保育水準の向上、児童の処遇改善を図るため、保育に要する経費の一部を助成	幼児教育・保育課		○					
認定こども園・私立保育所等への施設型給付費等	認定こども園や幼稚園、保育所など、教育・保育施設等を利用する子どもの保育に要する経費を支弁	幼児教育・保育課		○					
保育士再就職支援研修会	保育士確保対策として、潜在保育士を対象に保育士として再就職を支援する研修会を実施	幼児教育・保育課		○					
市立保育所の管理運営	保護者の就労等により、保育を必要とする認定を受けた子どもを、保護者に代わって保育を行うとともに、延長保育や障害児保育、一時預かりの実施により、多様化する保育ニーズに対応	幼児教育・保育課		○					
保育士修学資金等貸付事業	保育人材の確保を推進するため、保育士資格取得を目指す学生や潜在保育士等を対象に修学資金や就職準備金等の貸付を実施	幼児教育・保育課		○					
放課後児童会健全育成事業	就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童の健全な育成を図るため、放課後児童会を運営	教育総務課			○				○

②生活困窮家庭への就労支援

取り組み	内容	担当課	対象						
			妊婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生等 (~18歳 未満)	青年 (18歳~)	保護者
生活困窮者自立支援事業（再掲）	ハローワーク等と連携し、早期就労による自立を目指した就労支援を実施 直ちに一般就労が困難な方に対しては、健康・生活管理の意識向上や社会参加能力の習得、継続的な就労経験の場の提供といった就労活動に向けた準備支援を実施	福祉総務課					○	○	○
ジョブサポートセンター	障がい者や生活保護受給者を対象に市の生活支援とハローワークの職業相談・職業紹介を一体的に実施	産業総務課						○	○

③ひとり親家庭への就労支援

取り組み	内容	担当課	対象						
			妊婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生等 (~18歳 未満)	青年 (18歳~)	保護者
母子家庭等就業・自立支援事業（再掲）	ひとり親サポートセンターにおいて就業に関する相談、就業情報の提供等、ひとり親家庭の就業に関する総合的な支援	子育て支援課							○
母子父子寡婦福祉資金貸付事業（再掲）	母子家庭及び父子家庭等並びに寡婦に対し生活の安定や扶養する児童の福祉の増進を達成するため、資金の貸し付けを実施	子育て支援課							○
母子自立支援プログラム策定事業	就業経験がない、長期間仕事から離れていたなど就職にあたりきめ細かな支援を必要とするひとり親家庭に対し、個別のプログラムを策定し、計画的な就業支援	子育て支援課							○
（ひとり親家庭）自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の親が市指定の講座を受講した場合、受講費用の一部を補助し、資格・技能の取得を促進	子育て支援課							○
（ひとり親家庭）高等職業訓練促進給付金事業	看護師等ひとり親家庭の親が市指定の資格を取得するため、養成機関で修業する場合給付金を支給	子育て支援課							○
（ひとり親家庭）高校卒業認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親子の学び直しを支援するため、高等学校卒業認定試験講座受講費の一部支給	子育て支援課					○	○	○

（施策6）保護者を孤立させない相談支援

①妊娠期からの切れ目ない子育て支援

取り組み	内容	担当課	対象						
			妊婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生等 (~18歳 未満)	青年 (18歳~)	保護者
母子保健相談支援事業	助産師・保健師の専門職が妊娠期から出産・子育て期の相談に対応し、支援が必要な妊産婦を関係機関につなぐ等切れ目のない支援を実施	健康増進課	○	○					○

取り組み	内容	担当課	対象						
			妊婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生等 (~18歳 未満)	青年 (18歳~)	保護者
児童家庭相談事業	育児負担の軽減や児童虐待の防止のため、関係機関との連携及び各区での家庭児童相談の対応	子育て支援課	○	○	○	○	○	○	○
産後ケア事業	助産師等が母子に対して母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が、健やかな育児ができるように支援を実施	健康増進課		○					○
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対し、助産師・保育士等の資格を持つ訪問員が養育に関する指導や技術的援助を実施し、子への適切な養育を確保	子育て支援課	○	○	○	○	○		
子育て短期支援事業 (ショートステイ) (再掲)	保護者が、仕事その他の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童の預かりを実施	子育て支援課		○	○	○	○		○
子育て情報センター 設置運営事業	子育てを行う市民を支援するため、子育て関連情報の収集や提供、子育てを支援する人材の育成等、子育てに関わる市民の拠点として子育て情報センターを指定管理により運営	子育て支援課	○	○	○	○	○	○	○
児童家庭支援センター 設置運営事業	児童家庭相談支援体制を強化し、子ども・子育て家庭へ専門的でよりきめ細やかな支援を行い、社会的養護の推進を図るため、児童家庭相談センターを運営	子育て支援課	○	○	○	○	○		
子育て支援ひろば、 中山間地域親子ひろ ばの開催	子育て親子が気軽に集い仲間づくりができる場所を開設し、地域の子育て支援の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進するため、子育て支援ひろば及び中山間地域親子ひろばを開催	子育て支援課	○	○	○				
多世帯住まい支えあ い事業	新たに同居する子世帯・親世帯に対し、多世帯住まいに必要な新築・取得・増築・改修・引越移転費用の一部を補助	住宅課	○	○	○				
未来のパパママ講座	これから親としての役割を担う青年期の男女に対して、性・妊娠・出産等についての正しい知識の普及啓発	健康増進課					○	○	○

取り組み	内容	担当課	対象						
			妊婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生等 (~18歳 未満)	青年 (18歳~)	保護者
はじめてのパパママ レッスン	妊婦とその夫が新たな家族を迎える 準備として、母性・父性意識を育 み、夫婦で協力して妊娠、出産、育 児に臨むことができるよう、必要な 知識の提供	健康増進課	○						
こんにちは赤ちゃん 訪問	子育てに関する情報提供等を行うこ とにより、乳児家庭が地域社会から 孤立することを防ぎ、乳児の健全な 育成環境の確保を図るため、生後4か 月までの乳児のいるすべての家庭を 訪問し、母子の心身の状況や養育環 境等の把握及び助言を実施	健康増進課		○					○
親子すこやか相談	保護者が安心して育児ができるよ う、乳幼児の心身の発達、栄 養、育児について保健師等専門職が 助言、指導を実施	健康増進課	○	○					○
健やか親子グループ 活動事業	保護者の育児における精神面に焦点 を当て、他者との交流やグループの 力で自分自身を見つめ、育児不安・ ストレス等の軽減や育児への支援	健康増進課		○					○
はますくヘルパー利 用事業	妊娠中又は出産後心身の不調等によ り日中家事を行うことができず支援 が必要な世帯に対し、家事・育児支 援を実施	子育て支援課	○	○					
特定妊婦と疑われる 者に対する産科受診 等支援	思いがけない妊娠により悩む女性 が、何らかの事情により医療機関に 未受診のまま出産に至る状況を防止 するため、産科受診支援に係る費用 を支援	健康増進課	○						
妊婦健康診査事業	安全な分娩と健康な児の出産のため、 委託医療機関、助産所において、公 費負担による妊婦健康診査を 実施	健康増進課	○						○
妊産婦乳幼児訪問	妊娠・出産・育児期において支援が 必要な妊産婦、養育者、乳幼児に対 して、直接家庭に訪問し、対象に あった個別指導を実施	健康増進課	○	○					○

②相談窓口や支援制度の周知

取り組み	内容	担当課	対象						
			妊婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生等 (~18歳 未満)	青年 (18歳~)	保護者
子育て情報センターの管理運営事業（再掲）	子育てを行う市民を支援するため、子育て関連情報の収集や提供、子育てを支援する人材の育成等、子育てに関わる市民の拠点として子育て情報センターを指定管理により運営	子育て支援課	○	○	○	○	○	○	
子育て情報発信事業	浜松市内の子育て家庭や子育て支援関係者などに子育て支援に関する施策や制度をはままつ子育てガイドや子育て情報サイトで発信	子育て支援課	○	○	○	○	○	○	○

③ひとり親家庭への生活支援

取り組み	内容	担当課	対象						
			妊婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生等 (~18歳 未満)	青年 (18歳~)	保護者
母子家庭等就業・自立支援事業（再掲）	ひとり親サポートセンターにおいて就業に関する相談、就業情報の提供等、ひとり親家庭の就業に関する総合的な支援	子育て支援課							○
ひとり親家庭等日常生活支援事業	一時的に生活援助、子育て支援を行う者を得ることが困難な世帯に対し、家庭生活支援員を派遣するなど、その生活を支援	子育て支援課		○	○				○
女性相談保護事業	要保護女子の自立を支援するため、婦人相談員による相談対応及び一時保護を実施	子育て支援課	○	○	○	○	○	○	○
母子生活支援施設保護事業	配偶者のいない女子、又はこれに準じる事情にある女子とその監護すべき児童を母子生活支援施設で保護し、生活の自立を支援	子育て支援課		○	○	○	○		○
ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭が日ごろ直面している諸問題の解決や児童の精神的安定を図ることを目的として、相談事業や講習会事業を実施	子育て支援課							○
（ひとり親家庭）生計相談（再掲）	ファイナンシャルプランナーによる生計相談を行い、各種福祉制度の利用も含めた長期的な生計の見込みを立て、計画的な自立を支援	子育て支援課							○
ひとり親家庭の貧困対策に向けた情報収集	ひとり親家庭を対象としたWebアンケートを児童扶養手当現況時に実施	子育て支援課							○

【分野3】支援体制づくりに関する支援

《基本方針》行政・地域・関係機関等の連携による子ども支援体制の構築

(施策7) 子どもの貧困を早期発見する仕組みづくり

①子どもの支援者への啓発や研修体制の充実

取り組み	内容	担当課	対象						
			妊婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生等 (~18歳 未満)	青年 (18歳~)	保護者
子どもの貧困対策 コーディネーター事 業(再掲)	支援が必要な児童を地域で支える体 制づくりのため、地域の支援団体間 の連携促進を図るとともに、市民の 意識啓発や、支援者の資質向上など 団体活動支援を実施	子育て支援課		○	○	○	○	○	○
婦人相談員研修	婦人相談員の資質向上のため、庁内 研修会を実施	子育て支援課	○	○	○	○	○	○	○
はままつオレンジリ ボン運動広報啓発事 業	はままつオレンジリボン応援大使と 共に、虐待防止を啓発する講演会、 街頭キャンペーンを実施	子育て支援課	○	○	○	○			
施設職員研修事業	児童福祉施設職員の資質向上のた め、市外研修に参加	子育て支援課		○	○	○	○		

②子どもの貧困問題への気づきを促すツールの作成

取り組み	内容	担当課	対象						
			妊婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生等 (~18歳 未満)	青年 (18歳~)	保護者
子どもの貧困対策 コーディネーター事 業(再掲)	支援が必要な児童を地域で支える体 制づくりのため、地域の支援団体間 の連携促進を図るとともに、市民の 意識啓発や、支援者の資質向上など 団体活動支援を実施	子育て支援課		○	○	○	○	○	○

③つながりやすい相談窓口の設置

取り組み	内容	担当課	対象						
			妊婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生等 (~18歳 未満)	青年 (18歳~)	保護者
若者相談支援窓口 「わかば」(再掲)	不安や悩みに応じた専門の支援機関 を紹介するため、おおむね15歳か ら40歳未満の若者とその家族の相 談に対応 ・電話、面接、メール相談(通年) ・SNSを活用した相談(期間限定)	次世代育成課 (青少年育成 センター)	○				○	○	○
児童家庭支援セン ター設置運営事業 (再掲)	児童家庭相談支援体制を強化し、子 ども・子育て家庭へ専門的でよりき め細やかな支援を行い、社会的養護 の推進を図るため、児童家庭相談セ ンターを運営	子育て支援課	○	○	○	○	○		
児童虐待等休日夜間 電話対応業務	的確かつ迅速な対応を可能とするこ とにより、休日夜間電話対応業務を 強化	児童相談所		○	○	○	○	○	○

(施策8) 子ども支援ネットワークの充実

①教育と福祉の連携強化

取り組み	内容	担当課	対象							
			妊婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生等 (~18歳 未満)	青年 (18歳~)	保護者	
スクールソーシャル ワーク事業	いじめ、不登校、問題行動、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、スクールソーシャルワーカーが、教育分野だけでなく、社会福祉等の専門的な知識・ネットワークを生かし、環境に働き掛けたり、関係諸機関とつなげたりといった支援を実施	指導課			○	○				○
要保護児童対策地域 協議会の開催	児童福祉法に基づき、要保護児童等の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関が情報共有し、連携協力の下で対応できるよう協議会を設置	子育て支援課	○	○	○	○	○	○	○	○

②支援団体と行政機関の連携強化

取り組み	内容	担当課	対象							
			妊婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生等 (~18歳 未満)	青年 (18歳~)	保護者	
子どもの貧困対策 コーディネーター事 業（再掲）	支援が必要な児童を地域で支える体制づくりのため、地域の支援団体間の連携促進を図るとともに、市民の意識啓発や、支援者の資質向上など団体活動支援を実施	子育て支援課		○	○	○	○	○	○	○
支援対象児見守り強 化事業	支援団体と行政機関が連携して見守りが必要な子ども等（特定妊婦を含む）について、居宅を訪問するなどして状況把握を実施	子育て支援課	○	○	○	○	○	○	○	○
発達障害児者支援推 進会議の開催	発達障害者支援法に基づき、発達障害児者を支援する市の施策の推進を図るため、医療保健、福祉、教育及び労働等の関係部局、大学、当事者団体、親の会等からなる会議を開催	子育て支援課		○	○	○	○	○		
若者支援地域協議会 の開催	子ども・若者育成支援推進法に基づき、不安や悩みを抱える若者とその家族を、関係支援機関や団体が連携しながら支援体制を構築する協議会を設置	次世代育成課 (青少年育成 センター)	○				○	○		○
要保護児童対策地域 協議会の開催（再 掲）	児童福祉法に基づき、要保護児童等の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関が情報共有し、連携協力の下で対応できるよう協議会を設置	子育て支援課	○	○	○	○	○	○	○	○

③支援する人材・体制づくり

取り組み	内容	担当課	対象						
			支援者	乳幼児	小学生	中学生	高校生等 (~18歳 未満)	青年 (18歳~)	保護者
子どもの貧困対策 コーディネーター事 業（再掲）	支援が必要な児童を地域で支える体 制づくりのため、地域の支援団体間 の連携促進を図るとともに、市民の 意識啓発や、支援者の資質向上など 団体活動支援を実施	子育て支援課	○	○	○	○	○	○	○

(施策9) 社会全体で子どもを育む意識の醸成

①子どもの貧困問題に関する理解の促進

関連事業	事業内容	担当課	対象						
			支援者	乳幼児	小学生	中学生	高校生等 (~18歳 未満)	青年 (18歳~)	保護者
子どもの貧困対策 コーディネーター事 業（再掲）	支援が必要な児童を地域で支える体 制づくりのため、地域の支援団体間 の連携促進を図るとともに、市民の 意識啓発や、支援者の資質向上など 団体活動支援を実施	子育て支援課	○	○	○	○	○	○	○

②子ども支援活動の情報発信

関連事業	事業内容	担当課	対象						
			支援者	乳幼児	小学生	中学生	高校生等 (~18歳 未満)	青年 (18歳~)	保護者
子どもの貧困対策 コーディネーター事 業（再掲）	支援が必要な児童を地域で支える体 制づくりのため、地域の支援団体間 の連携促進を図るとともに、市民の 意識啓発や、支援者の資質向上など 団体活動支援を実施	子育て支援課	○	○	○	○	○	○	○
子育て情報発信事業 （再掲）	浜松市内の子育て家庭や子育て支援 関係者などに子育て支援に関する施 策や制度をはままつ子育てガイドや 子育て情報サイトで発信	子育て支援課	○	○	○	○	○	○	○

③民間企業と地域活動の連携強化

関連事業	事業内容	担当課	対象						
			支援者	乳幼児	小学生	中学生	高校生等 (~18歳 未満)	青年 (18歳~)	保護者
子どもの貧困対策 コーディネーター事 業（再掲）	支援が必要な児童を地域で支える体 制づくりのため、地域の支援団体間 の連携促進を図るとともに、市民の 意識啓発や、支援者の資質向上など 団体活動支援を実施	子育て支援課	○	○	○	○	○	○	○

參考資料

1 浜松市子どもの生活実態調査結果（抜粋）

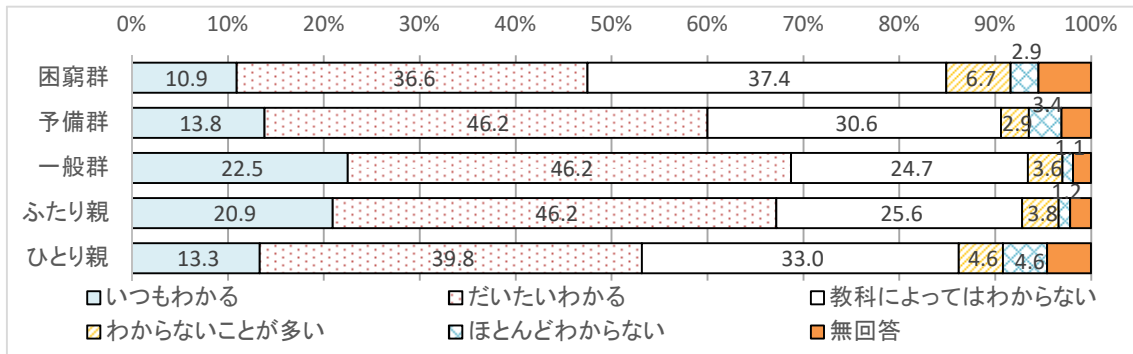
(1) 子どもの状況（学習面・生活習慣等）

①学習面

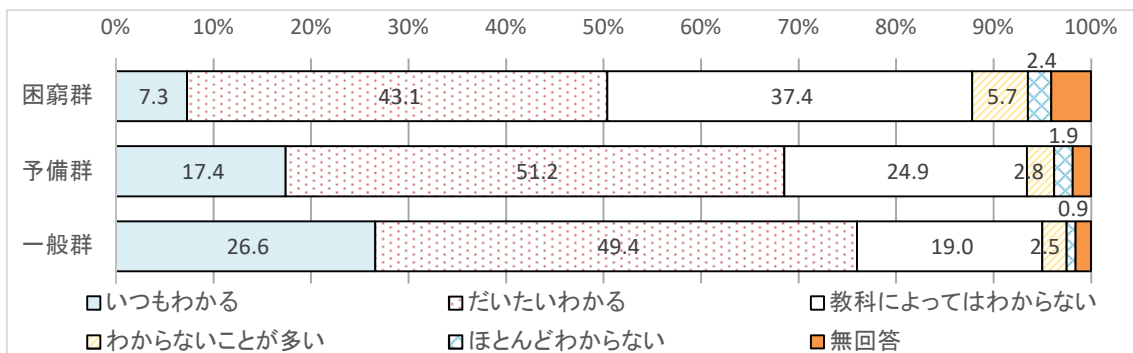
ア 授業の理解度（子どもの回答）

一般群と比べて困窮群、予備群の子どもで、「いつもわかる」と「だいたいわかる」の合計の割合が低い傾向にあります。

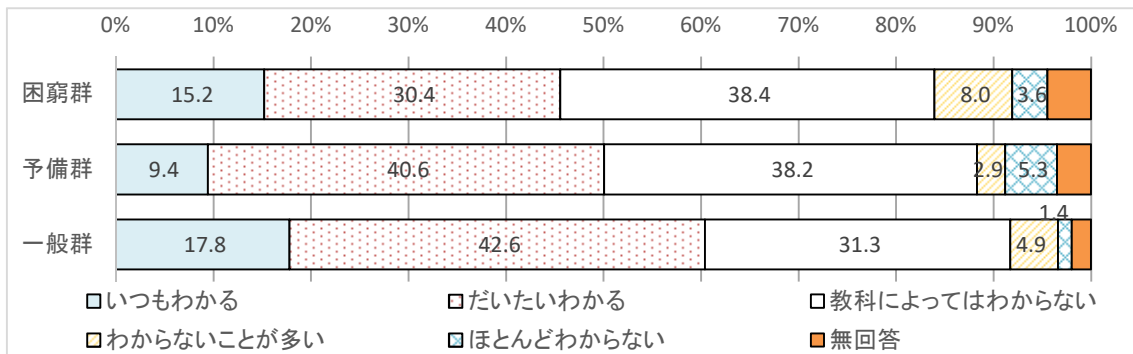
《全体》



《小学5年生》



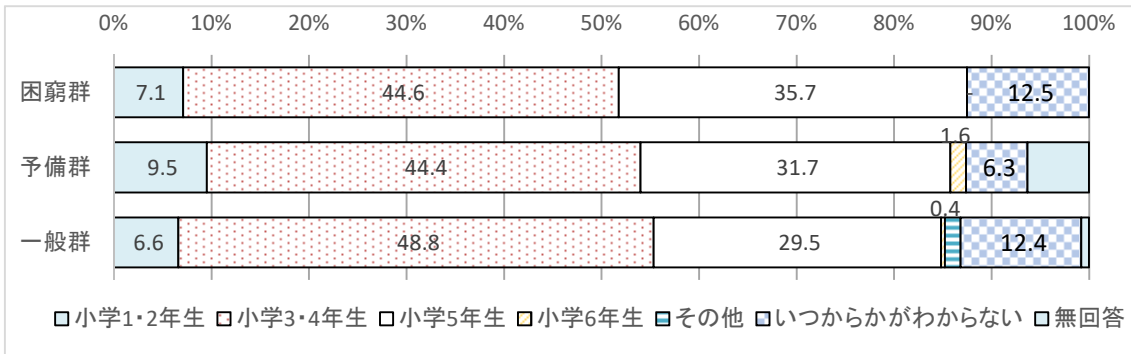
《中学2年生》



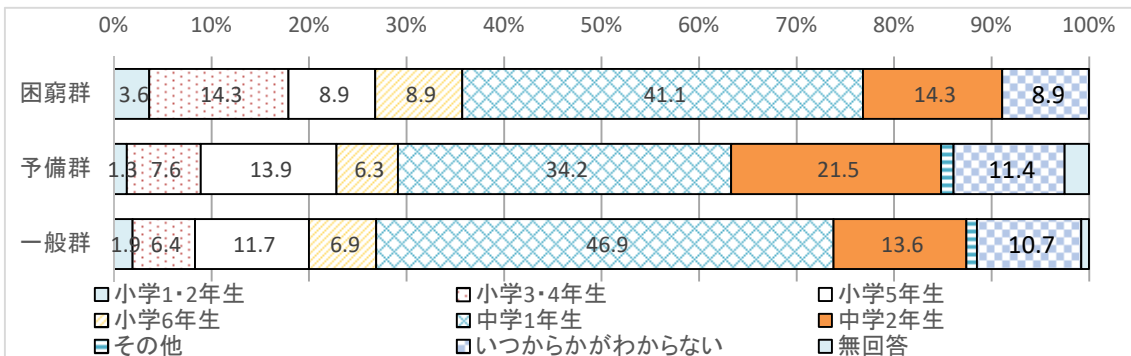
イ 「ア 授業の理解度」で「教科によってはわからない」「わからないことが多い」「ほとんどわからない」を選んだ子どもの、授業が分からなくなった時期（子どもの回答）

小学5年生の子どもは小学3・4年生から、中学2年生の子どもは中学1年生からわからなくなった割合が高い傾向にあります。中学2年生の子どものうち、およそ3割が小学生からわからなくなっている傾向にあります。

《小学5年生》

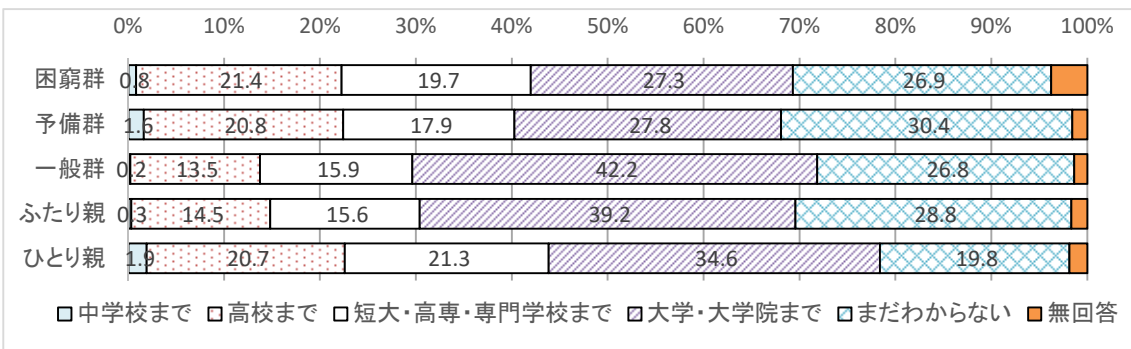


《中学2年生》



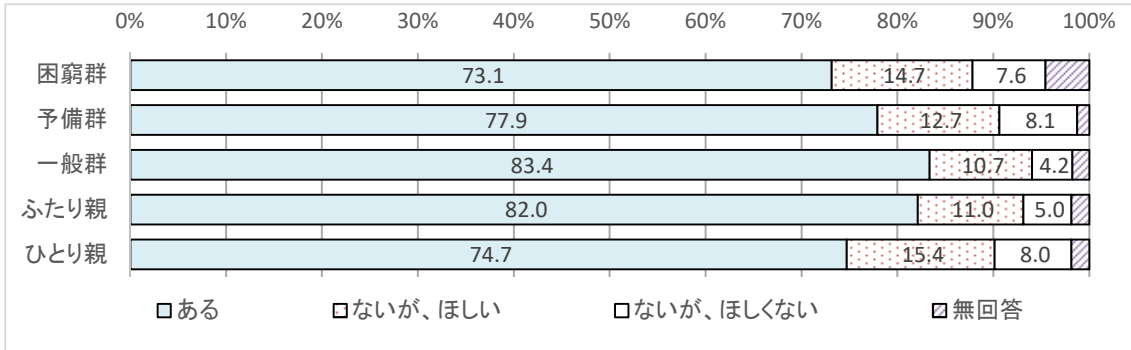
ウ 子ども自身が望む将来の進学希望（子どもの回答）

一般群、ふたり親と比べて困窮群、予備群、ひとり親の子どもで、「高校まで」を希望する割合が高く、「大学・大学院まで」を希望する割合が低い傾向にあります。



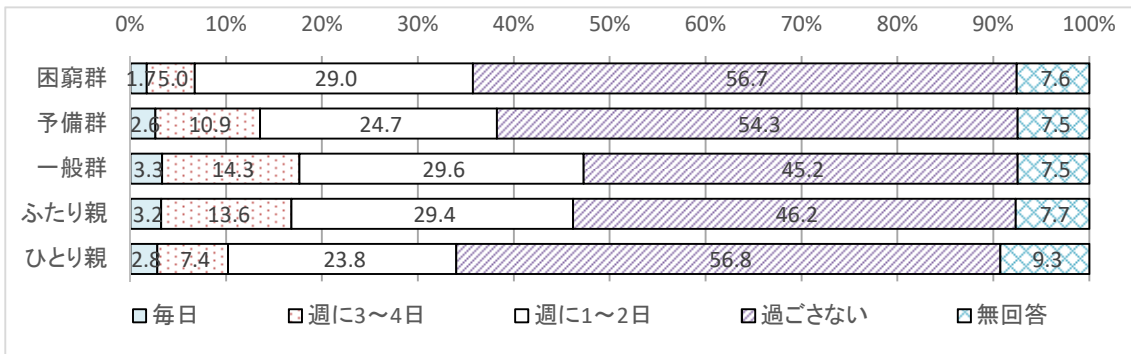
エ 集中して勉強できる環境（子どもの回答）

一般群と比べて困窮群、予備群、ひとり親の子どもで、勉強できる環境が「ある」の割合が低い傾向にあります。



オ 放課後に塾や習い事で過ごす頻度（子どもの回答）

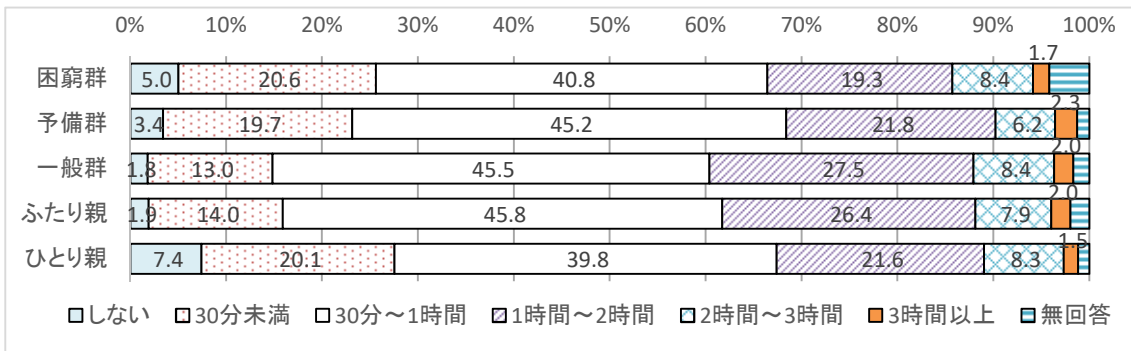
「過ごさない」の割合が一般群、ふたり親と比べて困窮群、予備群、ひとり親の子どもで高い傾向にあります。



②生活習慣

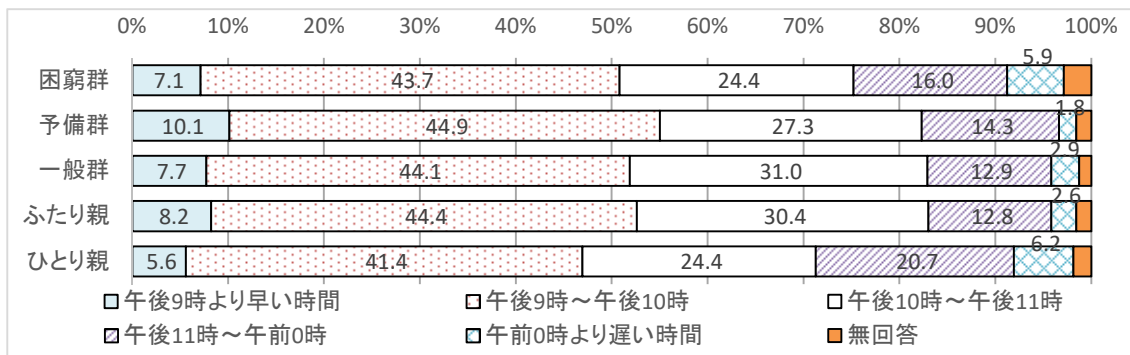
ア 学校がある日の放課後に勉強や宿題をする時間（子どもの回答）

一般群、ふたり親と比べて困窮群、予備群、ひとり親の子どもで、「しない」「30分未満」の割合が高く、「1時間～2時間」の割合が低い傾向にあります。



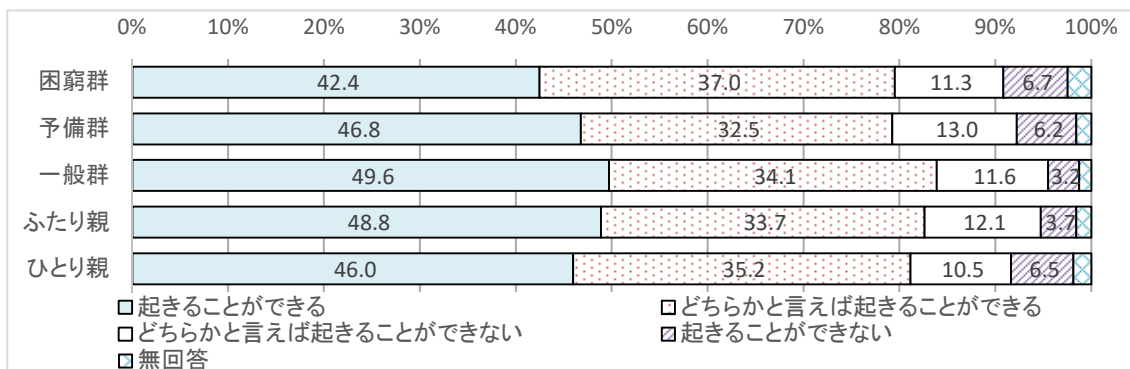
イ 学校がある日の前日の就寝時間（子どもの回答）

「午後11時～午前0時」「午前0時より遅い時間」に就寝する子どもの割合が、一般群、予備群、ふたり親と比べて困窮群、ひとり親の子どもで高い傾向にあります。



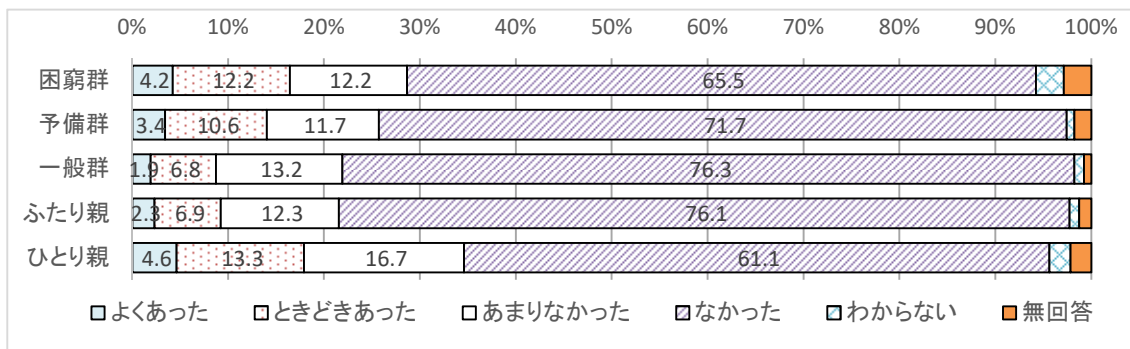
ウ 学校がある日に決められた時間に起床できるか（子どもの回答）

一般群、ふたり親と比べて困窮群、予備群、ひとり親の子どもで、「起きることができる」割合が低く、「起きることができない」割合が高い傾向にあります。



エ 遅刻の経験（子どもの回答）

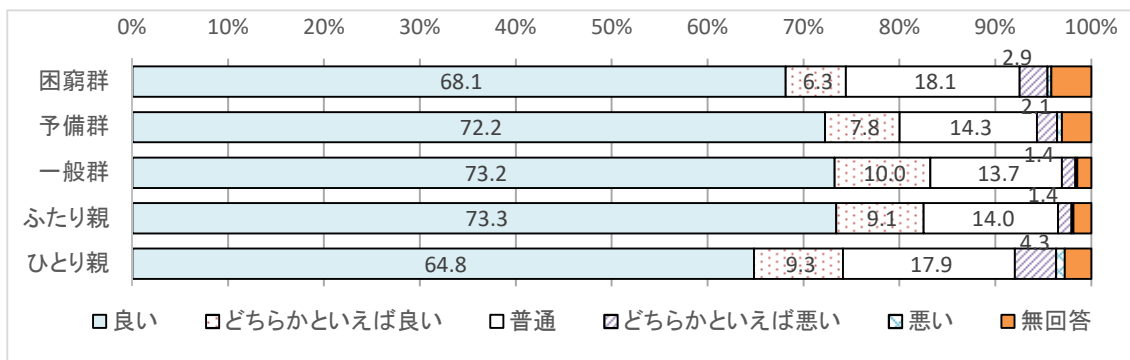
一般群、ふたり親と比べて困窮群、予備群、ひとり親の子どもで「よくあった」「ときどきあった」の割合が高い傾向にあります。



③健康・食事

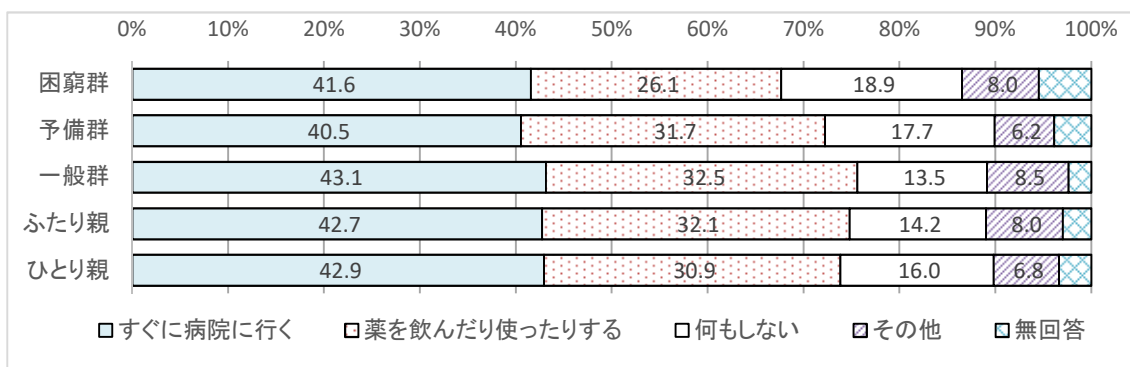
ア 健康状態（子どもの回答）

一般群、予備群、ふたり親と比べて困窮群、ひとり親の子どもで、健康状態が「良い」割合が低い傾向にあります。



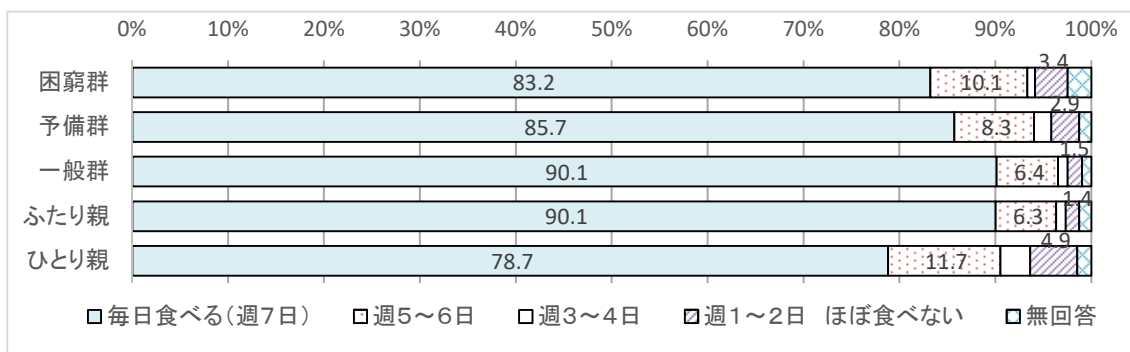
イ 通院と投薬の状況（子どもの回答）

体調不良やけがをした時に、どの群もおよそ4割が「すぐに病院に行く」傾向にあります。投薬の割合は、困窮群の子どもでほかの群と比べて低い傾向にあります。



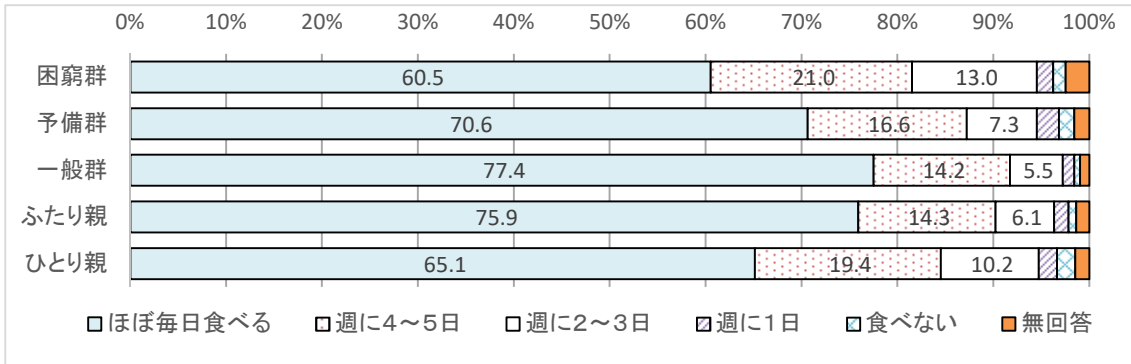
ウ 朝食を食べる回数（子どもの回答）

一般群、ふたり親と比べて困窮群、予備群、ひとり親の子どもで、毎日朝食を食べる割合が低い傾向にあります。



工 給食以外の食事での野菜摂取状況（子どもの回答）

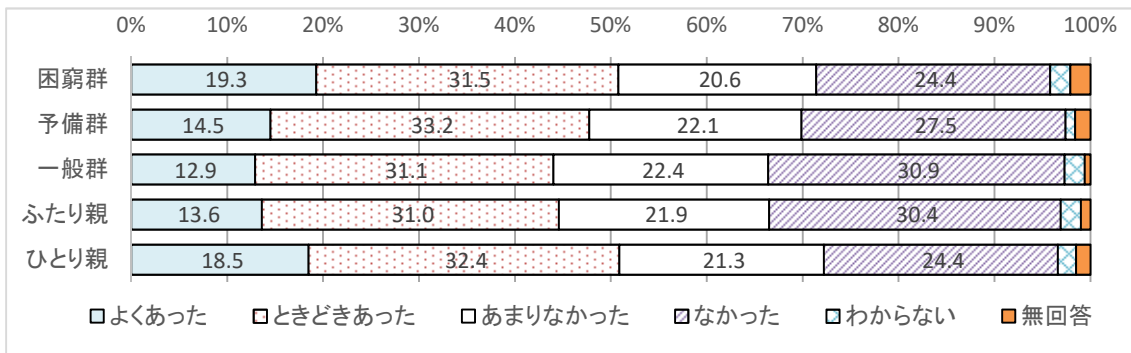
一般群、ふたり親と比べて困窮群、予備群、ひとり親の子どもで、毎日野菜を食べる割合が低い傾向にあります。



④ こと

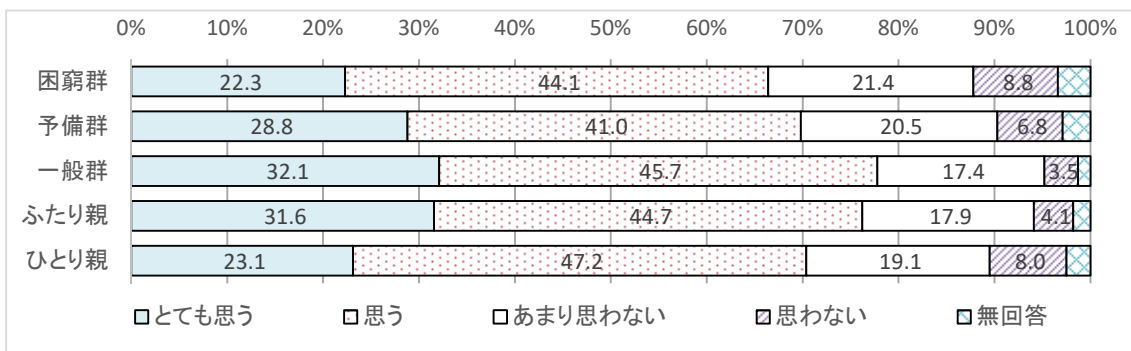
ア 学校へ行きたくない経験（子どもの回答）

一般群、ふたり親と比べて困窮群、予備群、ひとり親の子どもで、学校に行きたくないことが「よくあった」の割合が高い傾向にあります。



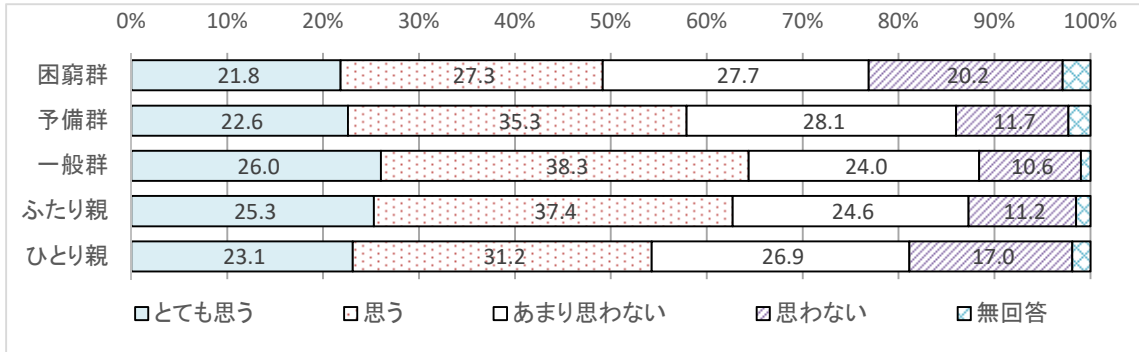
イ 自分には長所がある（子どもの回答）

一般群、ふたり親と比べて困窮群、予備群、ひとり親の子どもで、「とても思う」の割合が低く、「あまり思わない」や「思わない」の割合が高い傾向にあります。



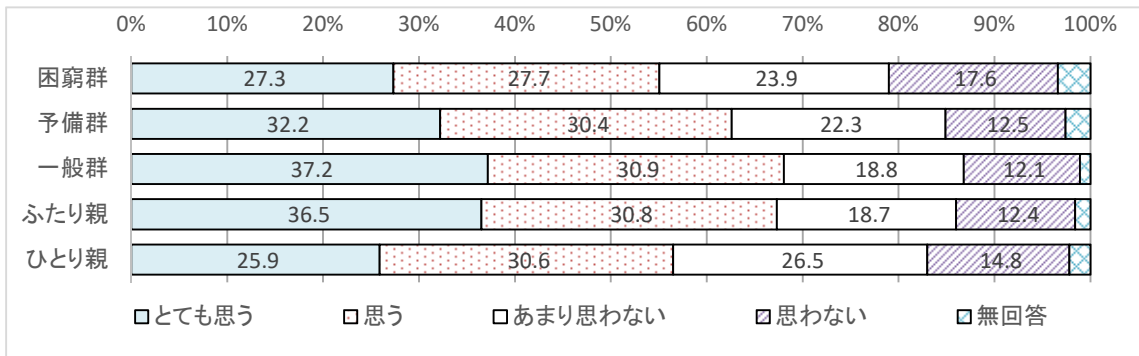
ウ 自分のことが好きだ（子どもの回答）

一般群、ふたり親と比べて困窮群、予備群、ひとり親の子どもで、「とても思う」「思う」の割合が低く、「あまり思わない」や「思わない」の割合が高い傾向にあります。



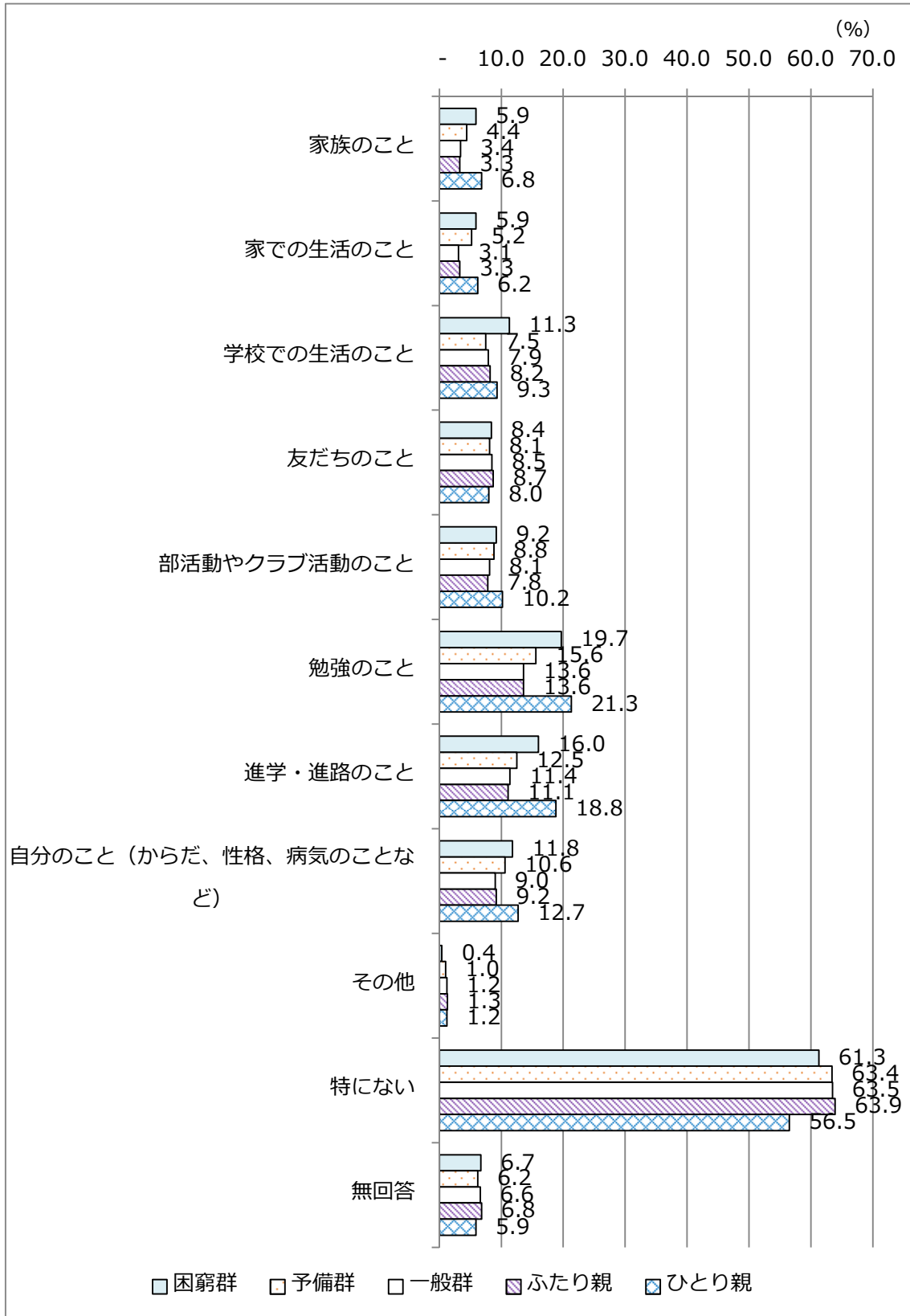
エ 孤独を感じることはない（子どもの回答）

一般群、ふたり親と比べて困窮群、予備群、ひとり親の子どもで、「とても思う」の割合が低く、「あまり思わない」や「思わない」の割合が高い傾向にあります。



オ 困っていることや悩んでいること、誰かに相談したいこと（子どもの回答）

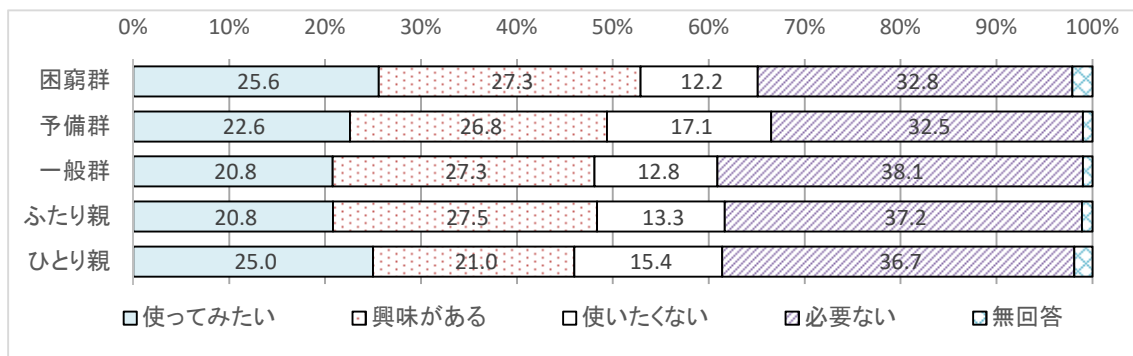
一般群、ふたり親と比べて困窮群、予備群、ひとり親の子どもで、「家での生活のこと」「勉強のこと」「進学・進路のこと」「自分自身のこと」の割合が高い傾向にあります。



⑤ 支援サービスの利用ニーズ

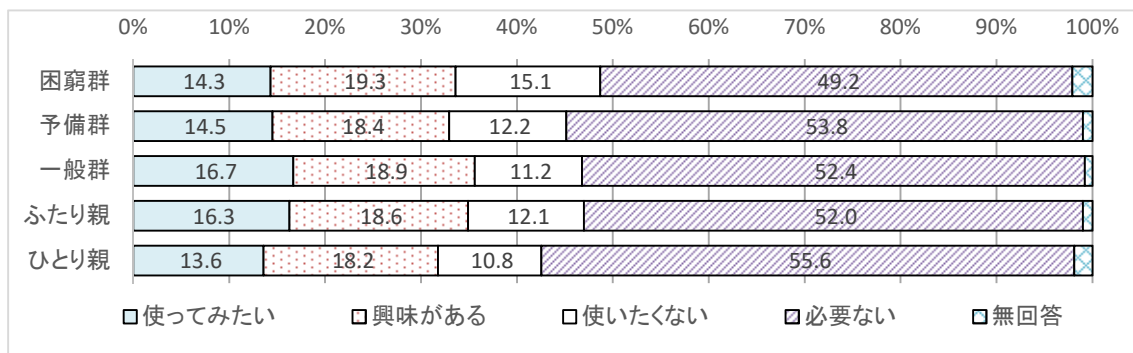
ア (学校以外で) 大学生などのボランティアがいて、無料で勉強や宿題を教えてくれる場所 (子どもの回答)

どの群の子どもも、約 50%が「使ってみたい」または「興味がある」としています。



イ 家の人がない時、食事をみんなで食べられる場所 (子ども食堂など) (子どもの回答)

どの群の子どもも、30%以上が「使ってみたい」または「興味がある」としています。



⑥ 自由意見

子どもの自由意見欄への記載が多いカテゴリは次のとおりでした。

ア 学校 (施設・設備の充実、授業、生活のルール等) 568 件 (34.3%)

エアコンの設置、学校の改修、給食の充実、タブレット端末の整備などの意見がありました。

イ 市政 (施設の充実、イベント開催等) 290 件 (17.5%)

図書館、スポーツ施設の整備や充実、アミューズメント施設の誘致などの意見がありました。

ウ 子どもの居場所 (公園等のあそび場、自習室、相談室等) 184 件 (11.1%)

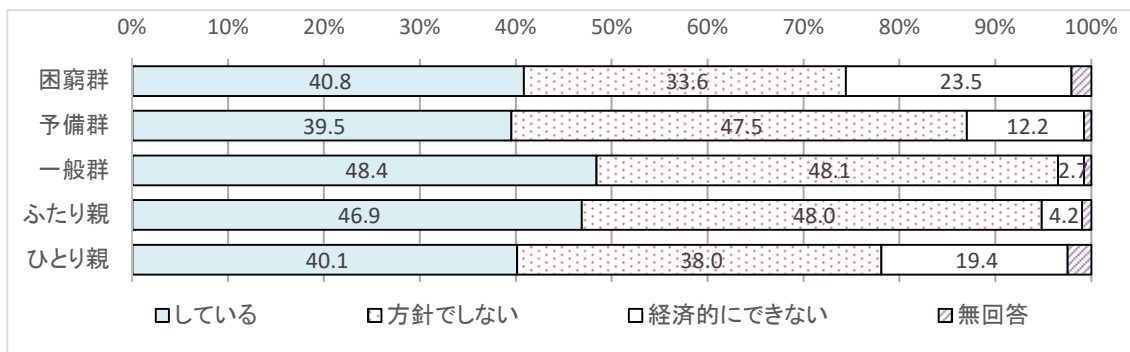
公園の増設・遊具等の設置、自習室、子どもの交流スペースの整備などの意見がありました。

(2) 保護者の状況（経済・就労・困りごと）

① 経済状況

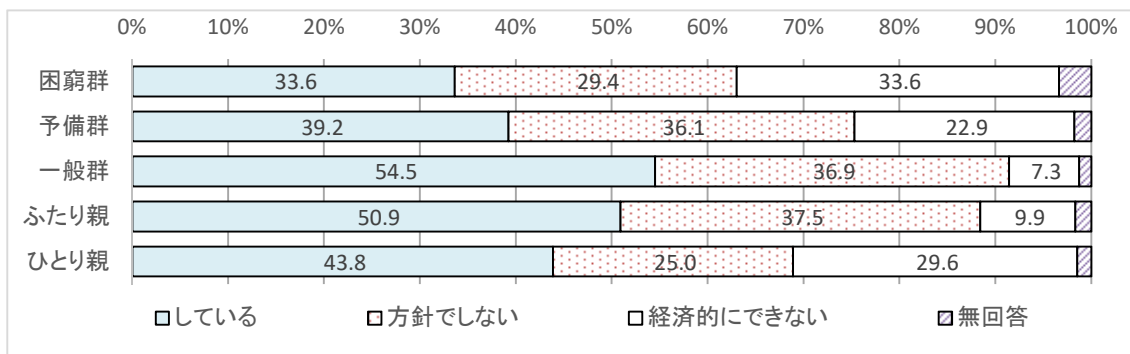
ア 毎月子どもにお小遣いを渡す（保護者の回答）

一般群、ふたり親と比べて困窮群、予備群、ひとり親の家庭で、「経済的にできない」割合が高い傾向にあります。



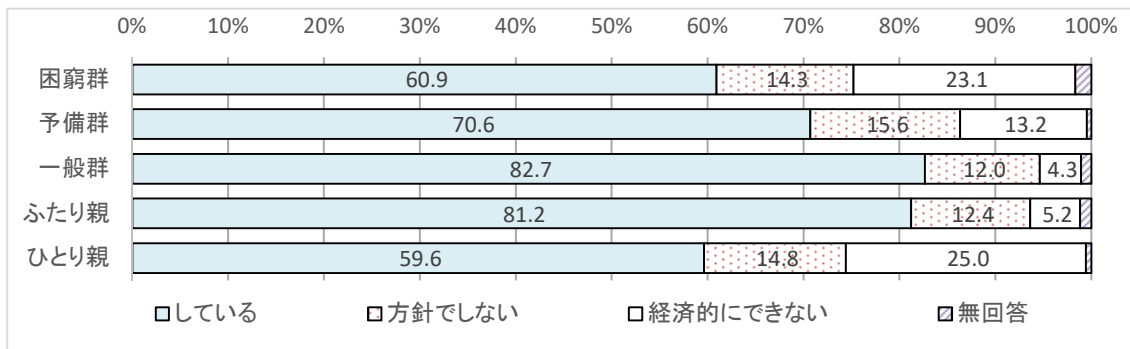
イ 学習塾の利用（保護者の回答）

一般群、ふたり親と比べて困窮群、予備群、ひとり親の家庭で、「経済的にできない」割合が高い傾向にあります。



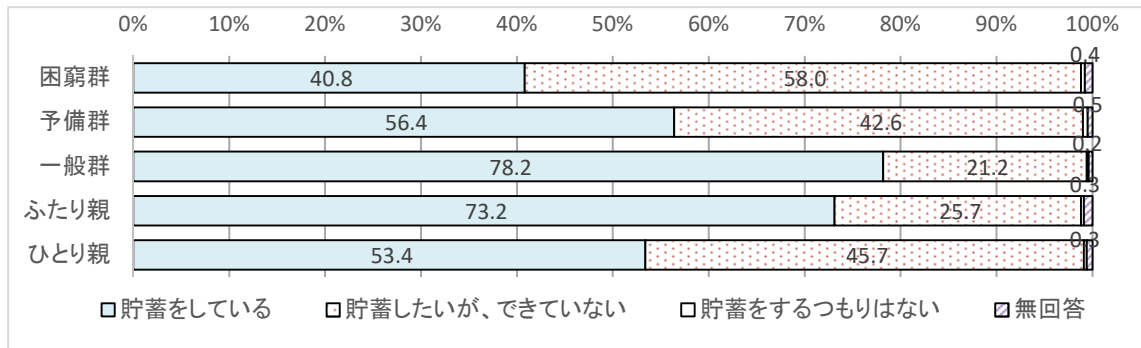
ウ 習い事（スポーツ・音楽・習字など）の利用（保護者の回答）

一般群、ふたり親と比べて困窮群、予備群、ひとり親の家庭で、「経済的にできない」割合が高い傾向にあります。



工 子どもの将来のための貯蓄（保護者の回答）

一般群、ふたり親と比べて困窮群、予備群、ひとり親の家庭で、「貯蓄したいが、できていない」割合が高い傾向にあります。

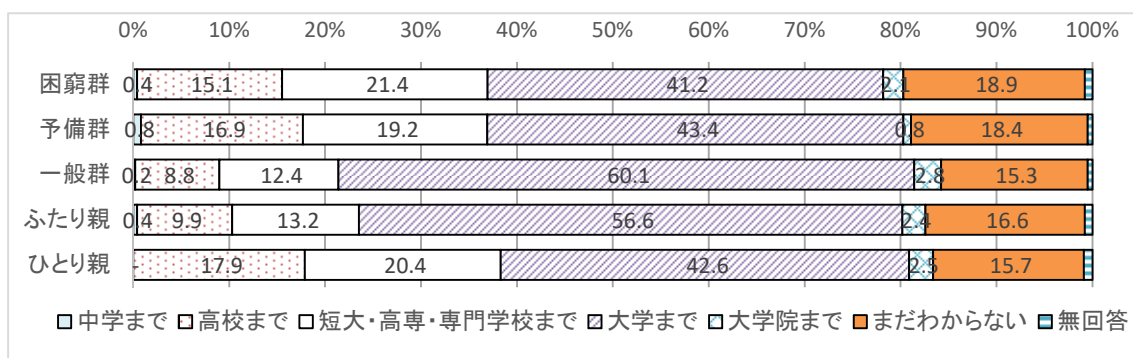


オ 子どもの進路（保護者の回答）

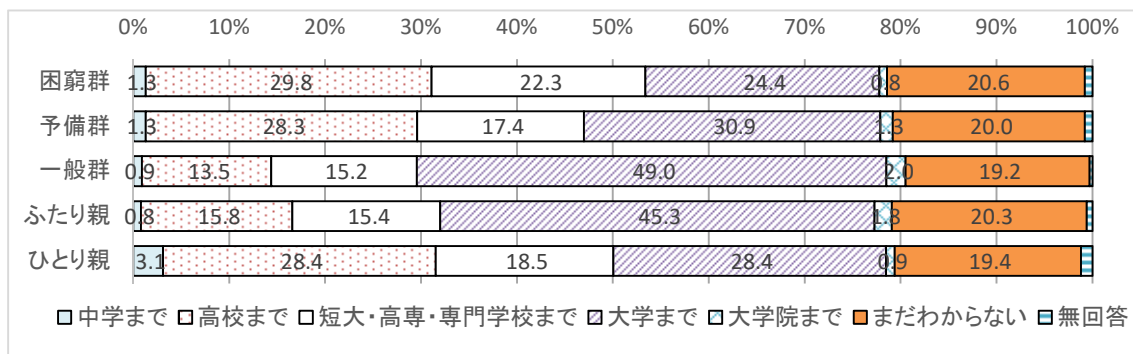
困窮群、予備群、ひとり親の家庭の、保護者が希望する子どもの進路は「大学まで」の割合が高い傾向にあります。それと比べて保護者が考える子どもの現実的な進路は「高校まで」の割合が高く、「大学まで」とほぼ同じ割合となっている傾向にあります。

一般群、ふたり親と比べて困窮群、予備群、ひとり親の家庭で、保護者が希望する子どもの進路と保護者が考える子どもの現実的な進路は「高校まで」の割合が高く、子どもの現実的な進路と考える理由は「家庭の経済的な状況から考えて」が多い傾向にあります。

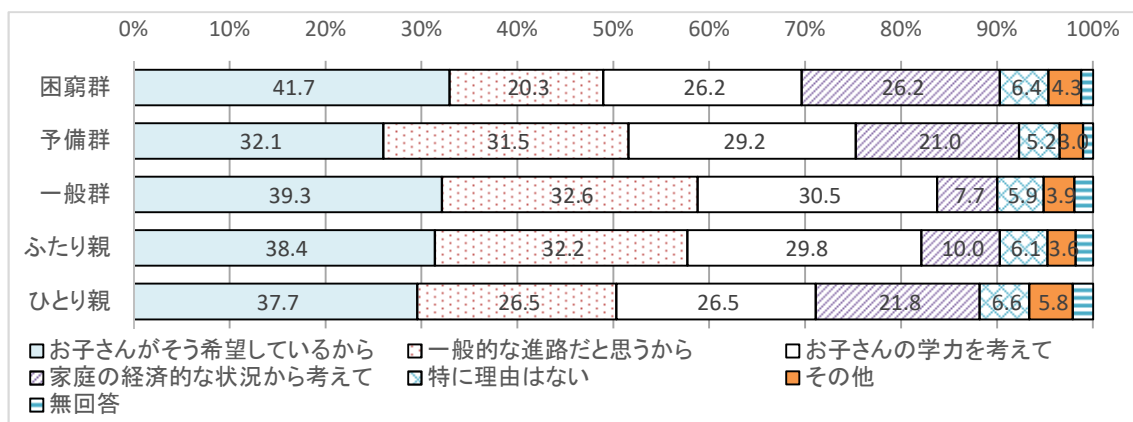
《保護者が希望する子どもの進路》



《保護者が考える子どもの現実的な進路》

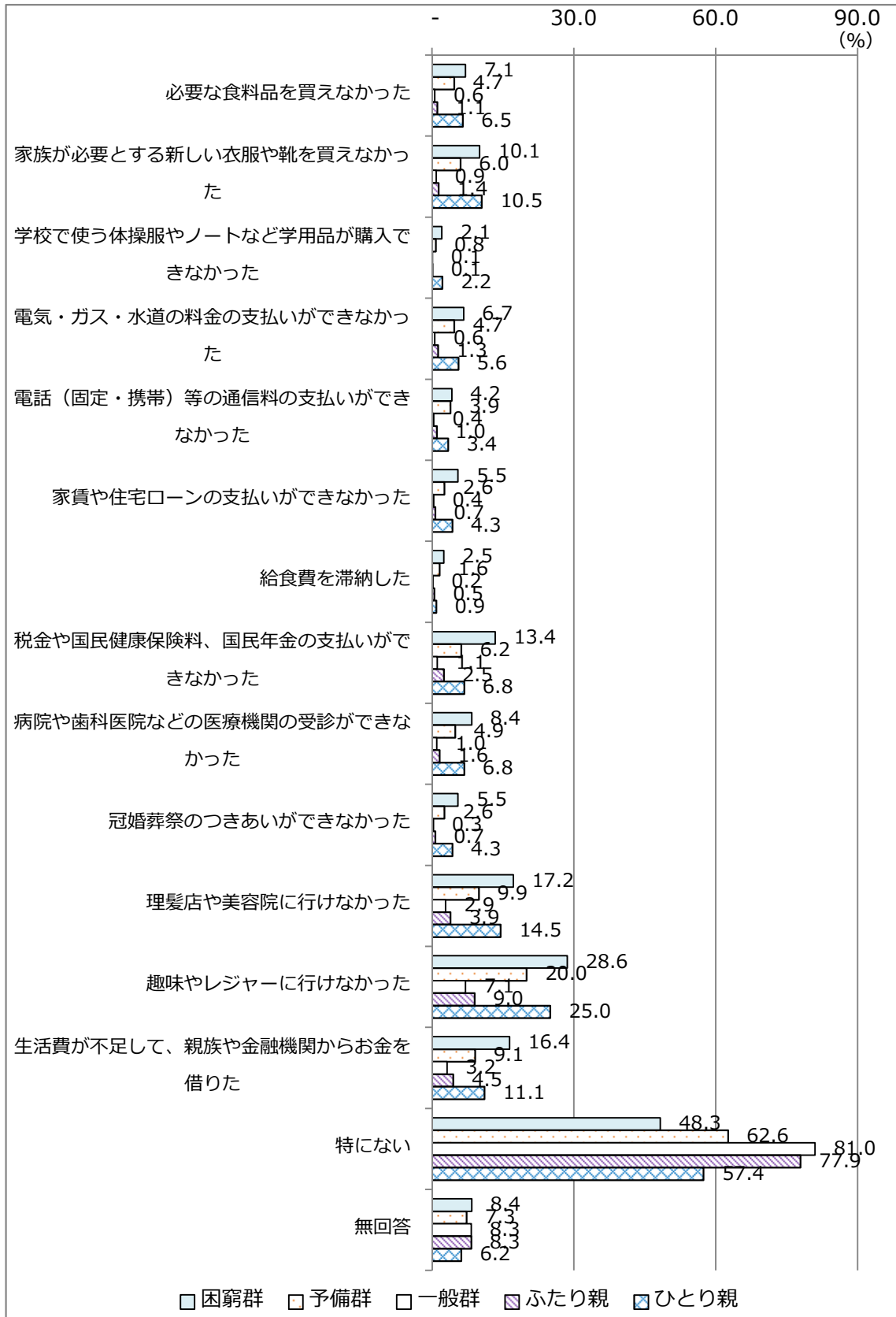


《子どもの現実的な進路と考えた理由》



カ 過去1年間で、経済的な理由でできなかったこと（保護者の回答）

一般群、ふたり親と比べて困窮群、予備群、ひとり親の家庭で、衣食住や税金等の支出、「理髪店や美容院」「趣味やレジャー」に行けなかった割合が高い傾向にあります。



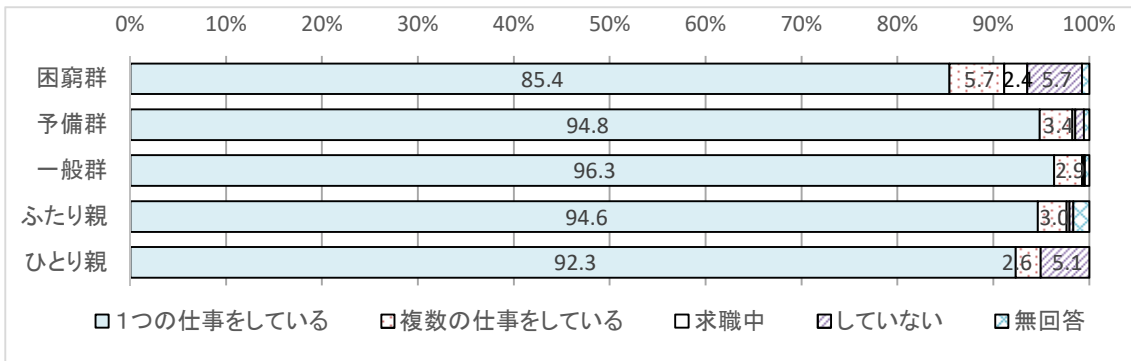
②就労状況

ア 就業状況（保護者の回答）

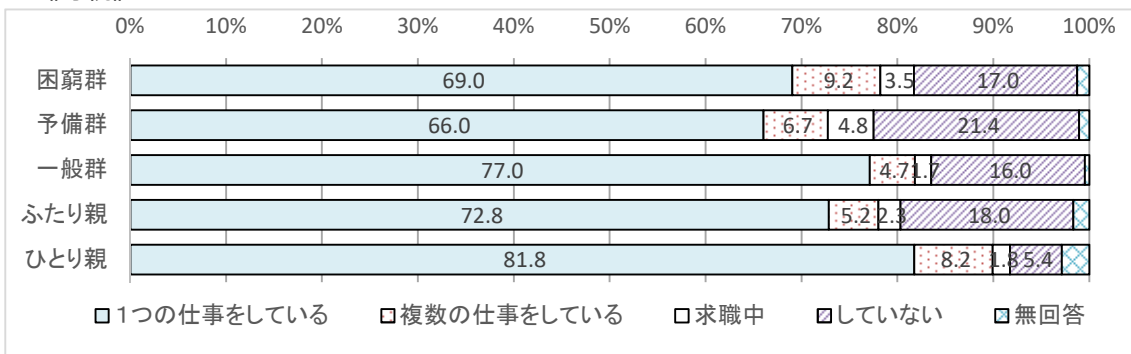
父親は困窮群でほかの群と比べて、「複数の仕事をしている」「休職中」「仕事をしていない」割合が高い傾向にあります。

母親は「1つの仕事をしている」割合が、他の群と比べて困窮群、予備群で低く、ひとり親で高い傾向にあります。

《父親》



《母親》

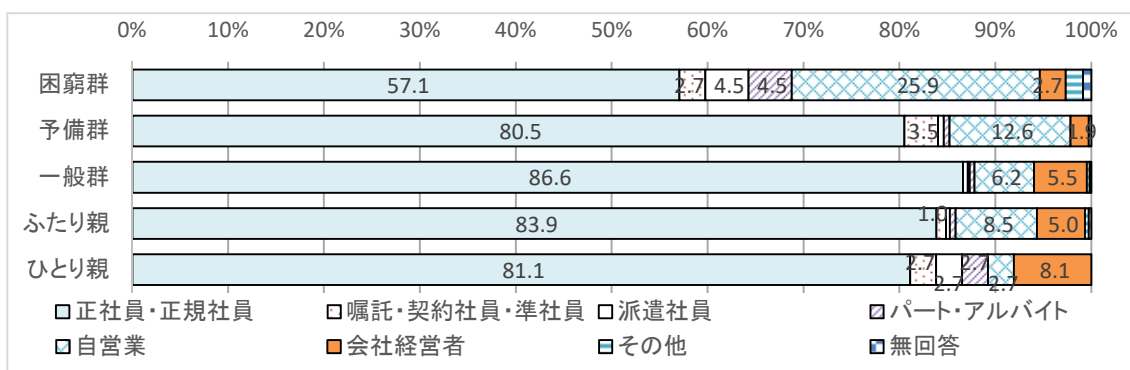


イ 就業形態（保護者の回答）

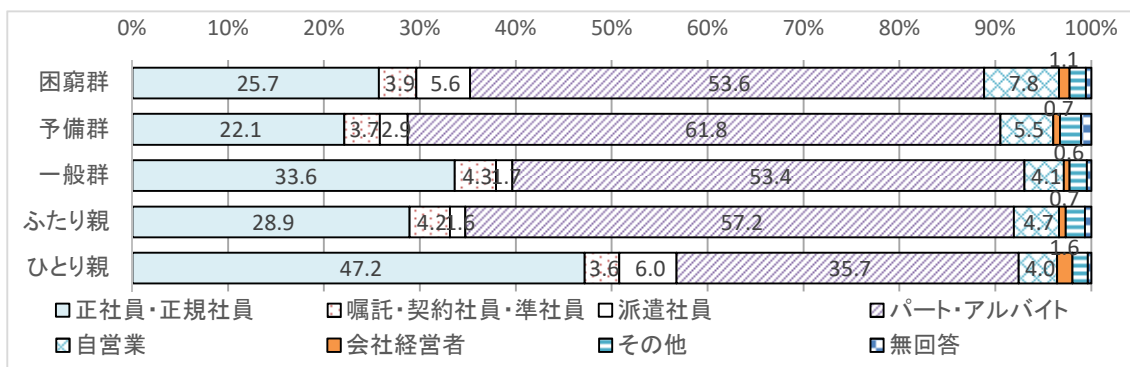
父親はほかの群と比べて困窮群で、「正社員・正規社員」の割合が低く、「自営業」の割合が高い傾向にあります。

母親は「正社員・正規社員」の割合が、他の群と比べて困窮群、予備群で低く、ひとり親で高い傾向にあります。

《父親》



《母親》

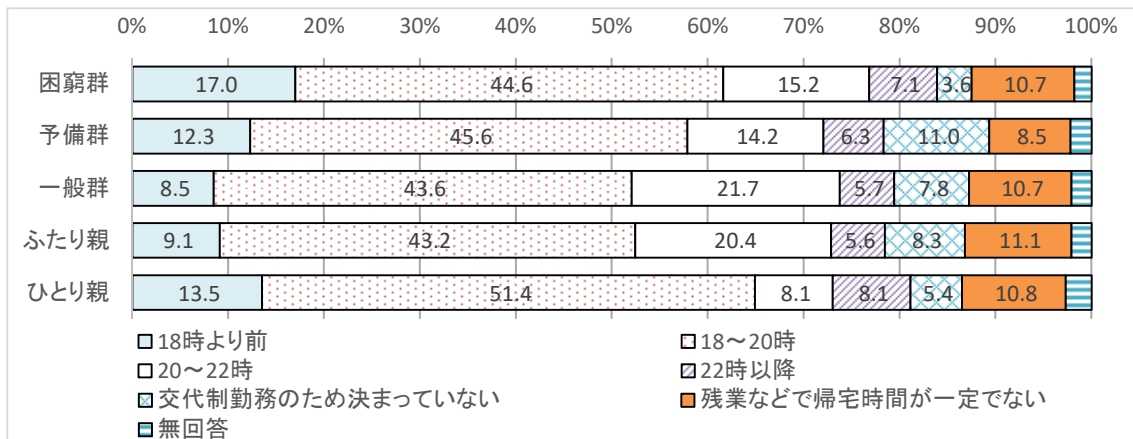


ウ 帰宅時間（保護者の回答）

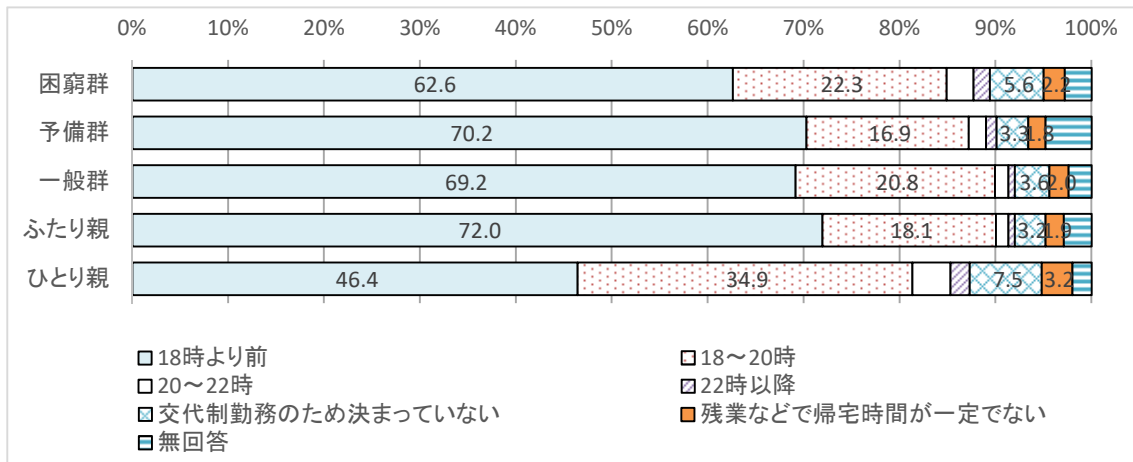
父親は一般群、ふたり親と比べて困窮群、予備群、ひとり親で「18時より前」「18時～20時」に帰宅している割合が高い傾向にあります。

母親はひとり親でそれ以外の群と比べて、「18時より前」に帰宅している割合が低く、「18時～20時」に帰宅している割合が高い傾向にあります。

《父親》



《母親》

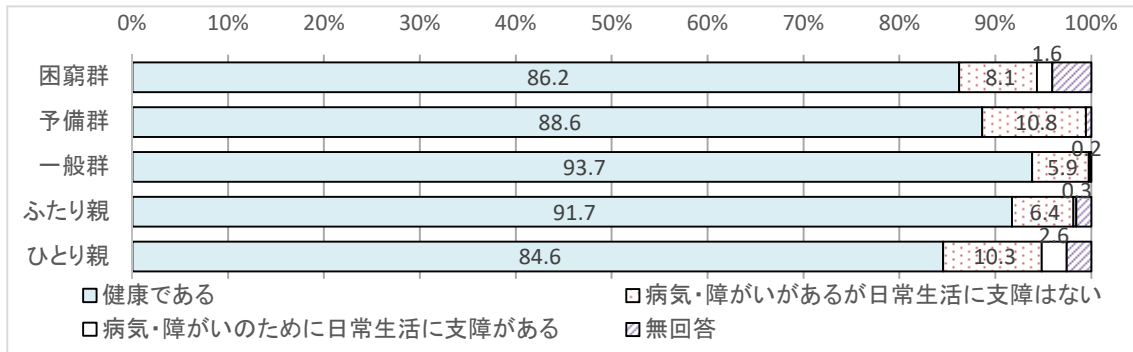


③保護者の状態

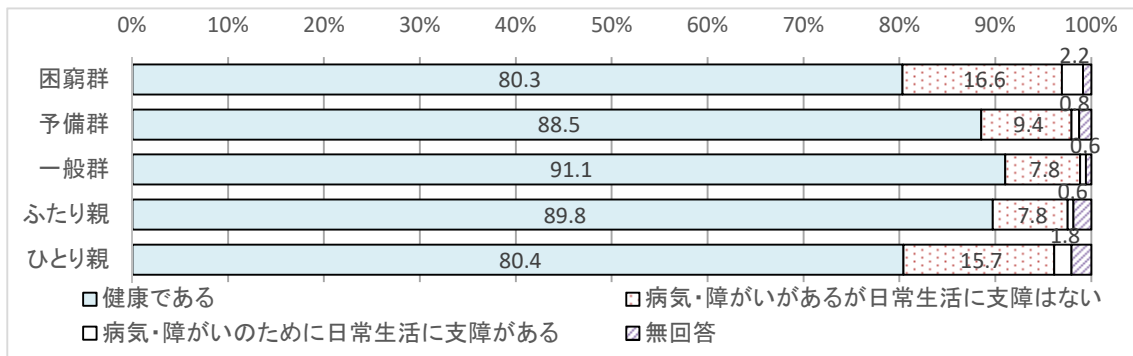
ア 健康状態（保護者の回答）

父親、母親共に一般群、ふたり親と比べて困窮群、予備群、ひとり親で「健康である」割合が低い傾向にあります。

《父親》



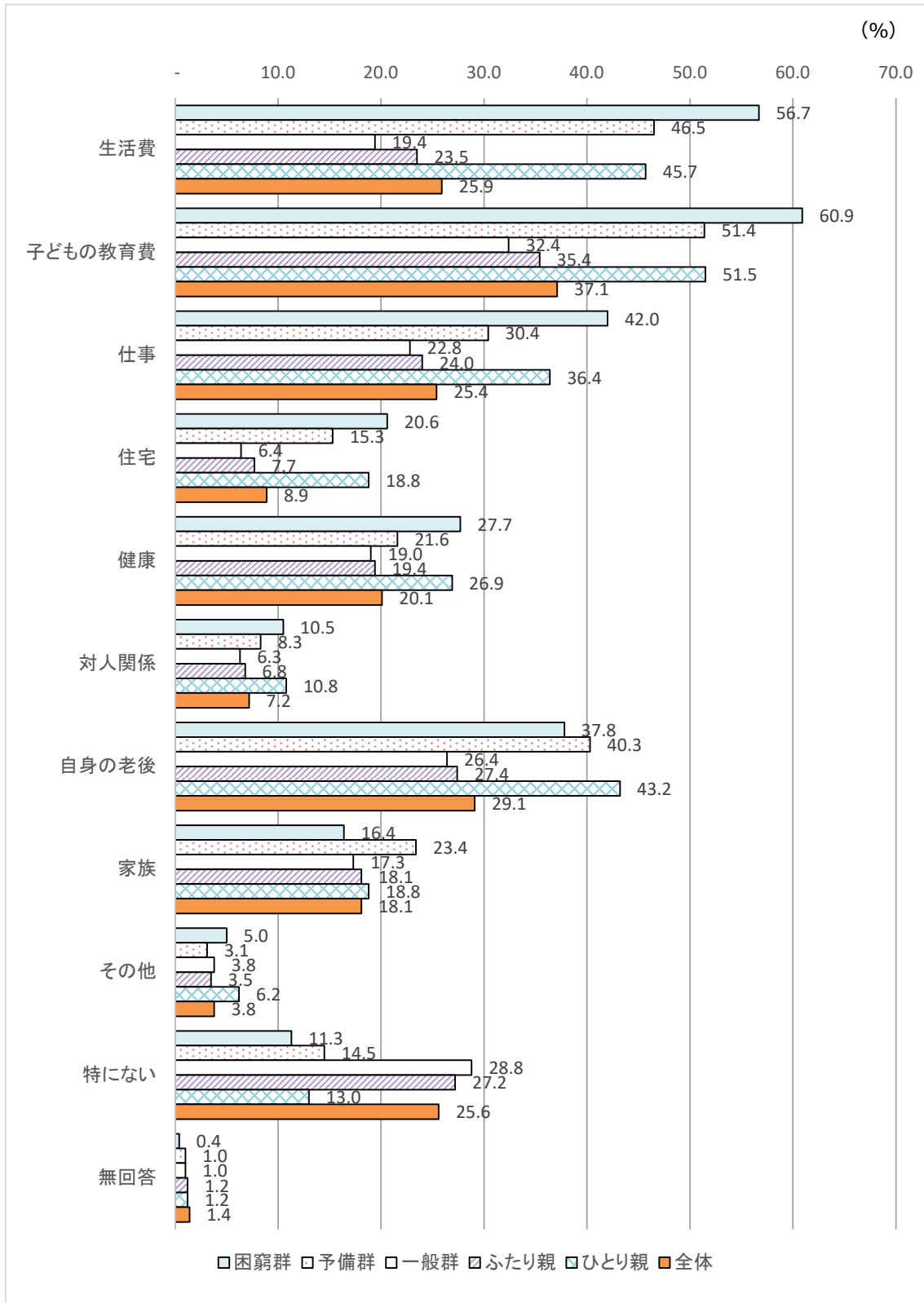
《母親》



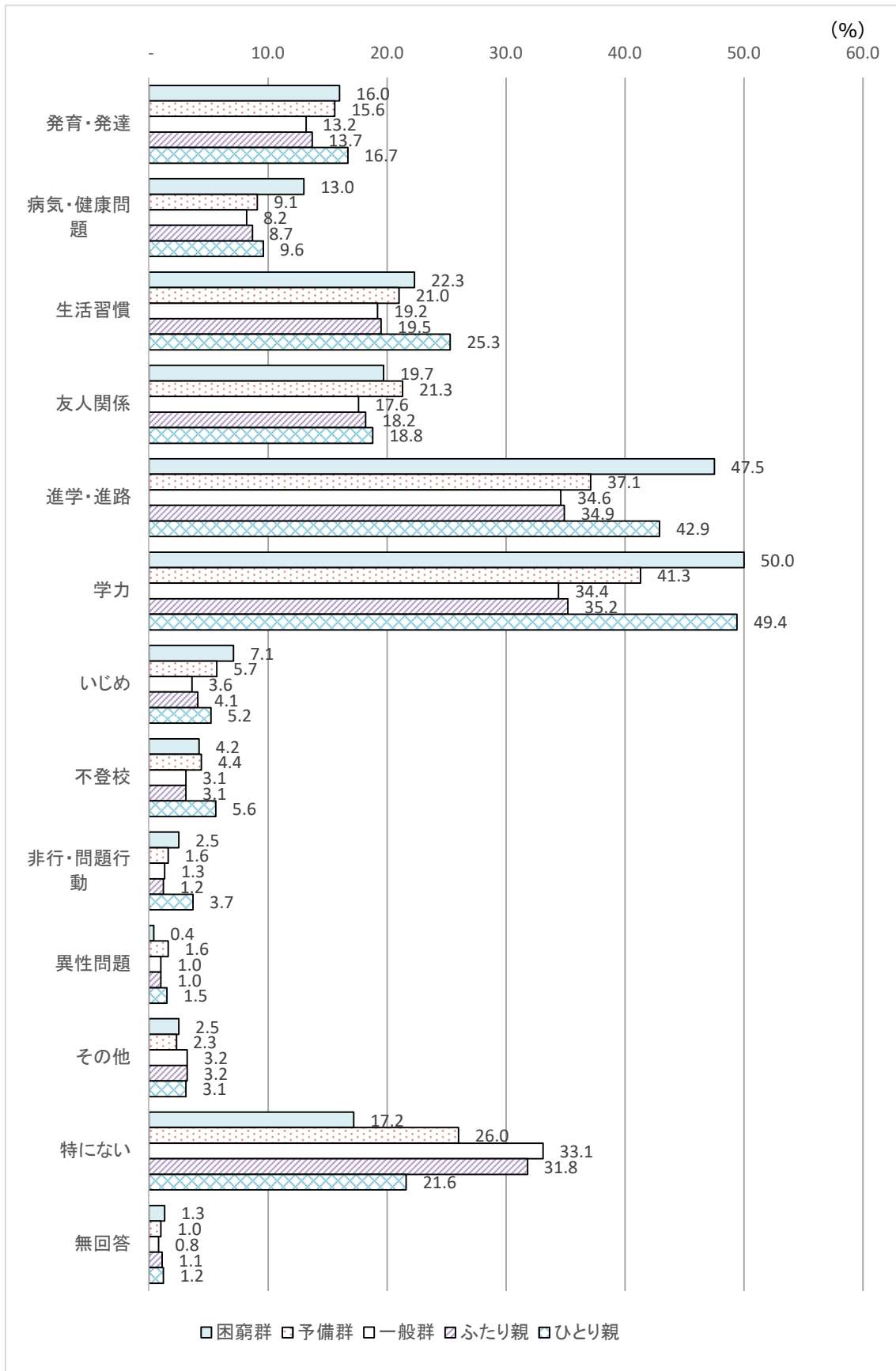
イ 悩み事（保護者の回答）

一般群、ふたり親と比べて困窮群、予備群、ひとり親で、生活面では経済的なこと、子どもに関しては「進路・学力」に悩んでいる割合が多い傾向にあります。

《生活のこと》

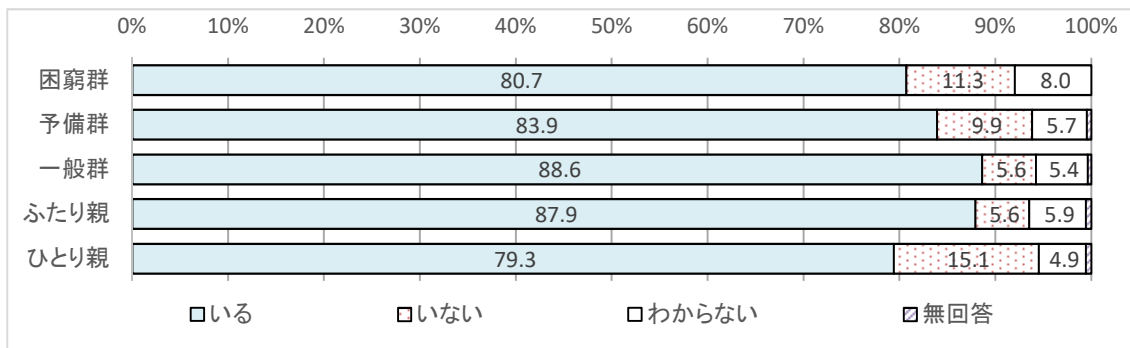


《子どものこと》



ウ 相談相手（保護者の回答）

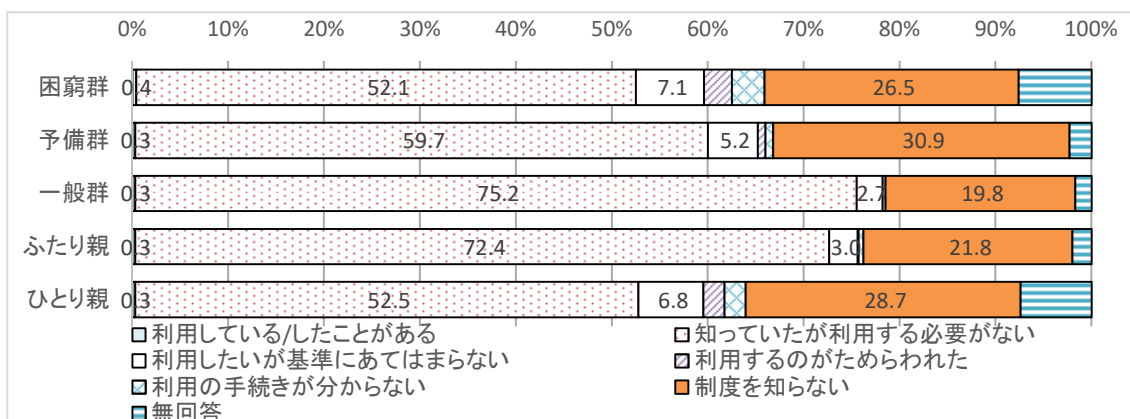
一般群、ふたり親と比べて困窮群、予備群、ひとり親で、心配ごとや悩みごとを親身になって聞いてくれる人が「いない」割合が高い傾向にあります。



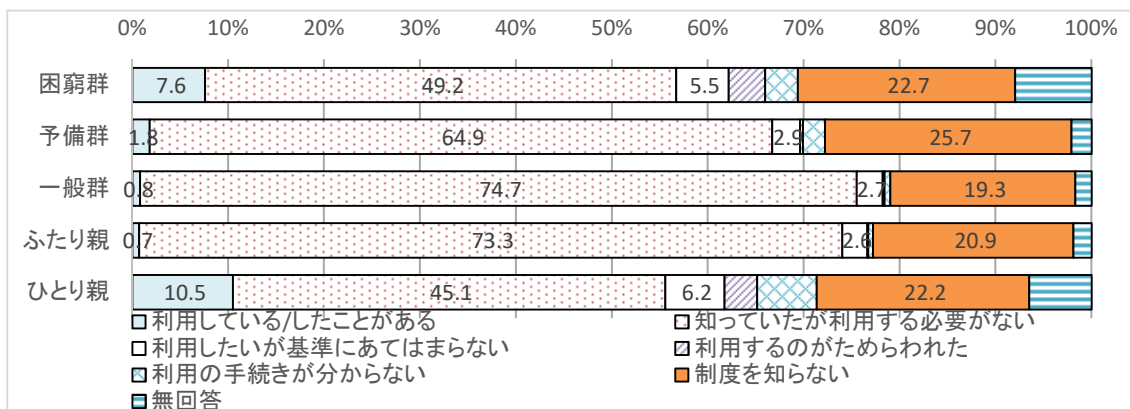
エ 支援窓口の認知度（保護者の回答）

一般群、ふたり親と比べて困窮群、予備群、ひとり親で、それぞれの支援窓口について、「制度を知らない」割合が高い傾向にあります。

《生活困窮者の自立支援相談窓口》



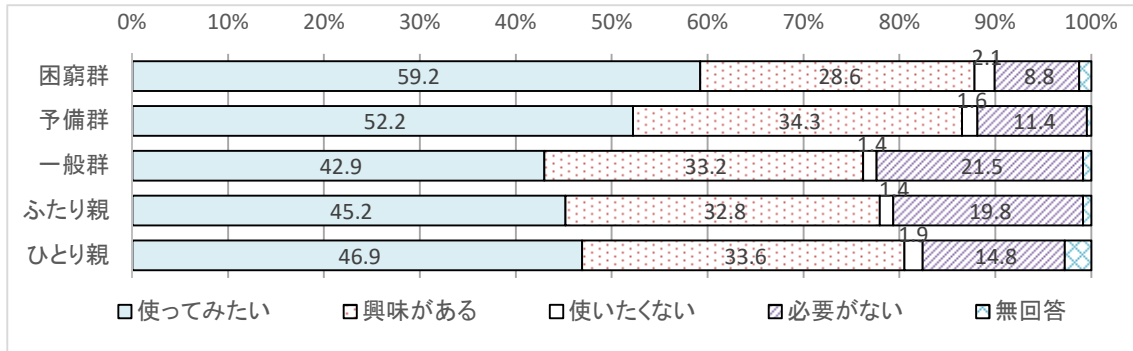
《母子家庭等就業・自立支援センター（ひとり親サポートセンター）》



④利用ニーズ

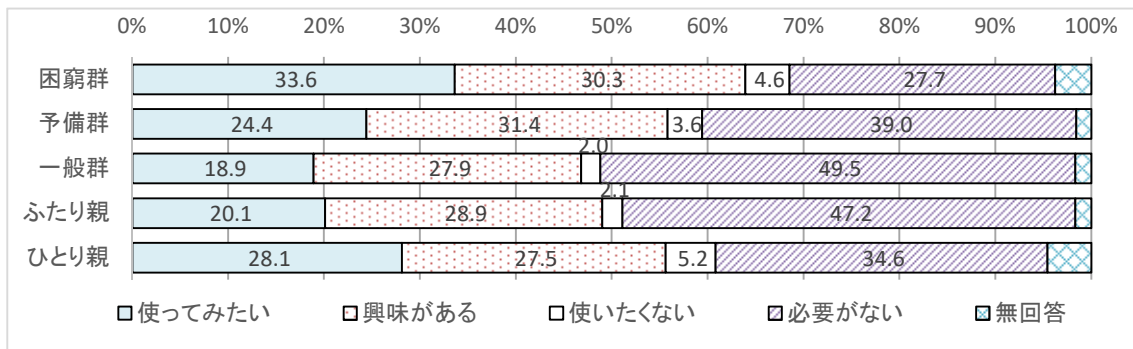
ア 学習支援（保護者の回答）

一般群、ふたり親、ひとり親と比べて困窮群、予備群で、「使ってみたい」の割合が高い傾向にあります。



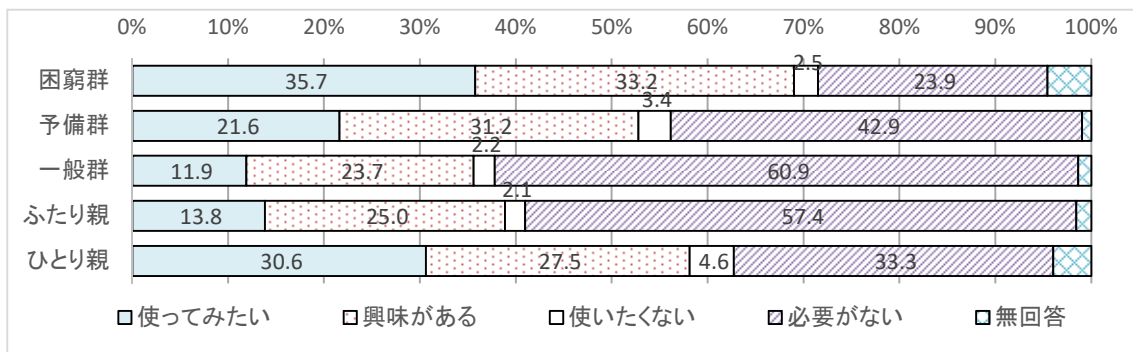
イ 子ども食堂（保護者の回答）

一般群、ふたり親と比べて困窮群、予備群、ひとり親で、「使ってみたい」割合が高い傾向にあります。



ウ 食糧支援（保護者の回答）

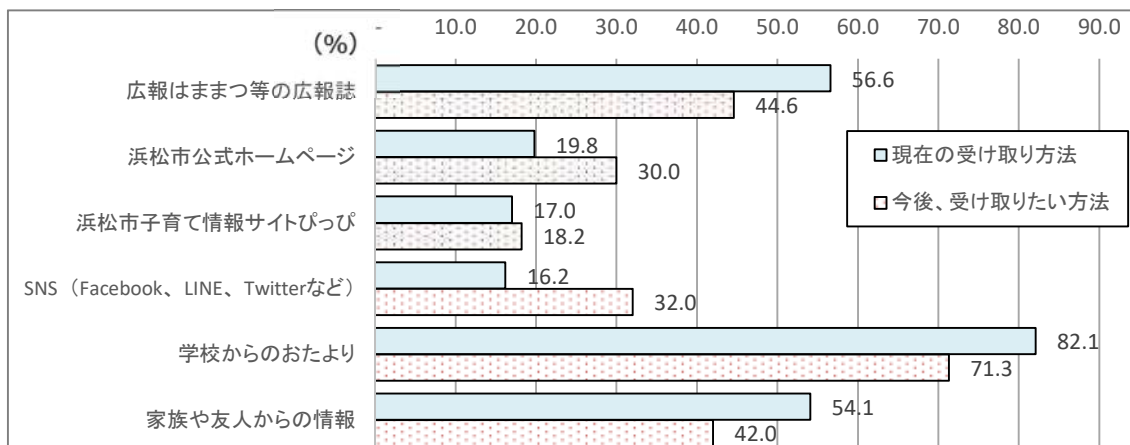
一般群、ふたり親と比べて困窮群、予備群、ひとり親で、「使ってみたい」「興味がある」の割合が高い傾向にあります。



⑤情報の入手方法

現在の子どもの支援情報の入手経路は、「学校からのおたより」、「広報誌」、「家族や友人」が多くなっています。今後受け取りたい方法と比較すると、SNSや浜松市公式ホームページの活用希望が高くなっています。

《子どもに関する支援策等の情報の入手方法（現在の受け取り方法・今後受け取りたい方法）》



⑥自由意見（主な意見）

保護者の自由意見欄への記載が多いカテゴリは次のとおりでした。

ア 子どもの居場所（放課後の居場所、長期休暇期間の預かり先等） 148件（16.4%）

子どもが放課後に安心して過ごせる居場所や子ども食堂に関する意見がありました。

イ 市政全般の意見 111件（12.3%）

子育て支援政策に関する意見や子どもの教育費の負担軽減などの意見がありました。

ウ 学校関連 102件（11.3%）

学校の学習環境の充実、教員の増員や質の向上、部活動などの意見がありました。

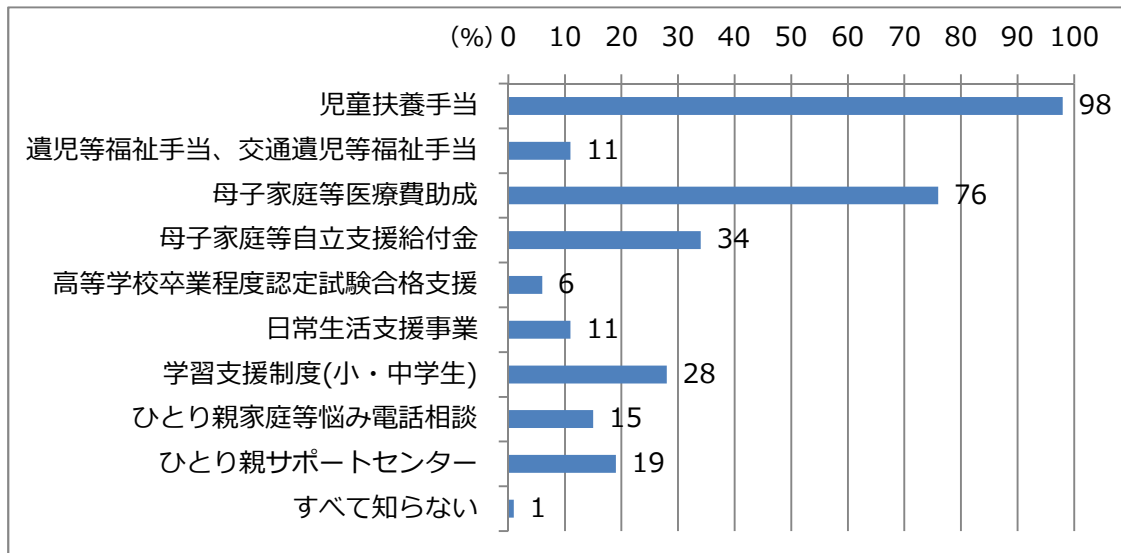
2 ひとり親に対する実態調査結果（抜粋）

(1) 分析結果

①ひとり親支援制度、窓口の認知状況

ア ひとり親支援制度の認知

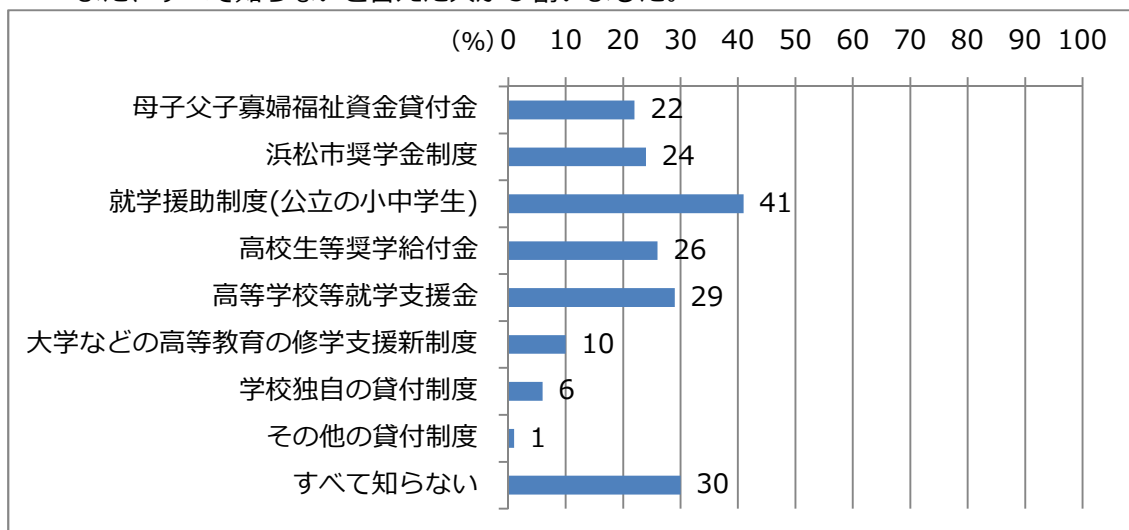
児童扶養手当、母子家庭等医療費助成の認知度は高いですが、他の事業等の認知度は低い傾向にあります。



イ 子どもの就学関係のひとり親支援制度の認知

就学援助制度の認知度が4割を超える以外は、いずれも低い認知度となっています。

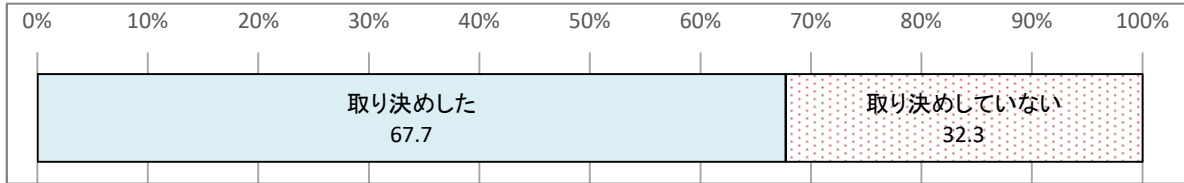
また、すべて知らないと答えた人が3割いました。



②子どもの養育費の確保状況

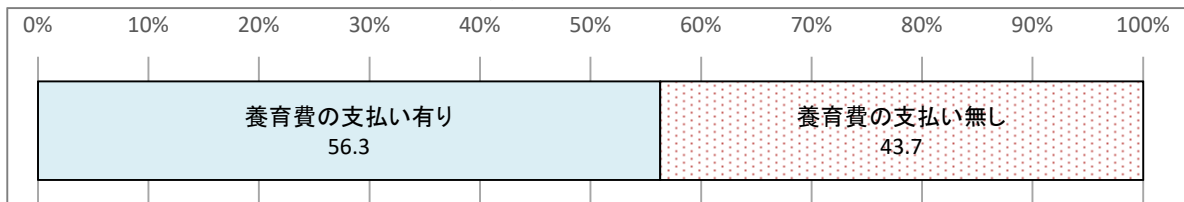
ア 養育費の取り決め状況

養育費について、約3割の人が取り決めをしていません。



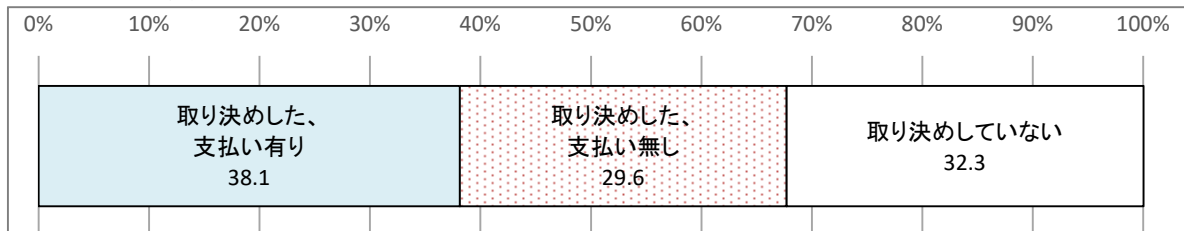
イ (「ア」で取り決めをしたと回答した人の受け取り状況)

取り決めがある人の半数以上が、養育費を受け取っています。



ウ 全回答者に対する養育費の受け取り状況

実際に養育費を受け取っている人は38.1%となっています。



3 支援者調査結果（抜粋）

（1）関わりのある子どもの状況（主な意見）

カテゴリ	支援者から見た実態
生活状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・身なりは普通で、服装など外見からは困窮していることが分からない子どももいる。 ・長期休暇には昼食が取れないこともある。 ・不衛生な室内環境で生活している。 ・保護者の多忙や経済的に苦しいことを知っているのに、必要なものを買ってもらうことを諦めて遠慮している子どももいる。
学習面	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内に学習するスペースがないなど家庭学習の環境が整っていない。 ・長時間集中して座っていることが難しい。 ・学習に対する積極性に乏しい。
生活習慣	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲームやスマホで、就寝時間が遅くなっている。 ・親の生活パターンに影響され、朝起きられず、学校に遅刻するなど生活全般が崩れている。 ・片付けができず、よく物を無くしてしまう。 ・あいさつができない。

（2）関わりのある保護者の状況（主な意見）

カテゴリ	支援者から見た実態
生活状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護を受けていないが、それ以下の収入で頑張っている母子世帯が多い。 ・近所付き合いが少なく、自らSOSを出すことができない。 ・金銭管理に課題がある。家計管理の支援が必要である。
就労状況	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間もダブルワークで働いており、金銭的にも時間的にも余裕がない。 ・パートで働いており、不規則な就労状況である。 ・母子家庭の場合、若いお母さんは正社員率が高いが、40歳以上は非正規雇用が多い。 ・ひとり親家庭では保護者が体調を崩して離職すると、すぐに生計が立たなくなることがある。
子どもとの接し方	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもへの関心が低い。 ・経済的に苦しいとイライラして子どもにあたる状況が生まれやすい。 ・働きづめであるために、子どもへの接し方以前に、関わる時間が全くない家庭もある。 ・子どもを叱ることができない。子どもとの関わり方がわからない保護者もいる。
制度の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・多忙から通知に気が付かないことや手続きができなかった話を聞く。 ・学校からの周知で、情報が得られている。 ・情報を取得する力が弱い世帯が多い。公的サービスに結びつきにくい。 ・支援につながっている人でも不十分。つながっていない人は利用できていない。

(3) 今後の支援に必要なこと（主な意見）

カテゴリ	支援者の意見
支援団体の運営面	<ul style="list-style-type: none"> ・他団体との情報交換や支援面での連携強化が必要である。 ・子どもや家庭の情報の共有の仕組みづくりが必要である。 ・学校、スクールソーシャルワーカーとの連携を続けて信頼関係を深める。 ・地域の支援団体による取り組みが長期的に継続できるための支援が必要である。 ・行政の担当者が子どもの貧困に対して関心を高めること。 ・対応するスタッフのスキルアップが必要である。
子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・現状、保護者からの申し込みがなければ何もできないので、行政・学校とボランティアが連携して支援する体制が重要である。 ・近い年齢の支援者（若者）によるナナメの関係を築く。 ・地域での理解者を増やし、見守り役を増やしていく。 ・困りごとがあったら、地域の大人に相談しやすい環境づくりが必要である。 ・学習支援に通う子どもの学習面だけでなく、心の悩みを聞き出せる関係を築く。 ・大人に裏切られた経験をさせない社会づくりが必要である。 ・行政等の専門の相談機関と連携した支援を行いたい。
支援の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・どうにもならなくなってからではなく、早い段階で相談してもらいたい。 ・教育と福祉の一体化（情報開示・情報共有）が必要である。 ・相談窓口の一元化でたらい回しを避ける。 ・地域の資源をコーディネートする機能の強化が必要である。 ・子どもが通える場所に会場を増やす必要がある。増やせなければ、送迎が必須である。 ・学習支援事業の定員をコンパクト化し、子どもの生活が見える規模で実施すべきである。 ・困窮家庭への配食サービス、フードバンクの仕組みの拡充が必要である。 ・子どもの貧困は、非行・不登校・児童虐待など多くの問題とつながっていることを、子どもに関わる機関が認識し、子どもの心身の健康を阻害しないように協力していくことが重要である。

4 用語の解説

か行	
学習支援	子どもの居場所の取り組みの一つ。地域の大学生や元教員などのボランティアが、放課後等に無料で学習をサポートし、学習習慣の定着や基礎学力の習得等を支援する。
国民生活基礎調査	厚生労働省が実施する統計調査。保健、医療、福祉、年金、所得等の国民生活の基礎的な事項を調査し、世帯の状況を総合的に把握することを目的としている。3年ごとに大規模な調査を実施し、その中間年には小規模で簡易的な調査を行う。
子育て世代包括支援センター	妊産婦や乳幼児などの状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者からの相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関との連絡調整を行うなど、妊産婦や乳幼児などに対して切れ目ない支援を提供する機関。
子ども支援コーディネーター	行政、地域支援者、学校等との連携を促進するつなぎ役として、子どもと家庭を支援する関係者間の相互連携を強化する役割を担う。関係機関を集めた連絡会の開催や、支援団体の情報収集と発信、ボランティア等の支援人材の育成など、地域での子ども支援活動の活性化のために市が設置する調整役。
子ども食堂	子どもの居場所の取り組みの一つ。地域のボランティアやNPO法人等が運営し、子どもやその保護者に対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する活動。
子どもの居場所	放課後等に子ども同士や地域の大人と気軽に交流ができ、子どもが安心して過ごせる居場所を地域で提供する取り組み。多世代交流や遊び場の提供のほか、食事の提供をする子ども食堂やボランティアが勉強を教える学習支援の活動などを含んだ総称としても用いられる。
コミュニティ・スクール	学校と地域が連携・協働する仕組み。学校に保護者や地域住民等により構成される運営協議会を設置し、学校運営の基本方針等を地域と共有する。学校と地域が力を合わせて学校運営に取り組むことで、子どもたちに学校だけでは実現できない豊かな体験や学びの機会を提供できるなどの効果がある。
さ行	
児童の権利に関する条約	1989年の国連総会採択され、1990年に発効。日本は1994年に批准。児童の権利の尊重及び確保の観点から必要となる事項を規定したもので、締結国は「児童の最善の利益」のために行動しなければならないと定められている。
児童扶養手当	父母の離婚などで、父親または母親と生計を同じくしていない18歳の年度末までの児童を養育しているひとり親家庭の父または母、または父母に代わってその児童を養育している人に支給される手当。
就学援助	公立小・中学校に通う子どもたちが滞りなく義務教育を受けられるよう、経済的な理由でお困りの方に対して、学用品費や給食費などの一部を援助するもの。

ショートステイ	「子育て短期支援事業」の略称。保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が困難になった場合等に、児童を児相養護施設などで一時的に預かる事業。
スクールカウンセラー	学校で、児童生徒や保護者の心のケアに関わるカウンセリング活動を行い、他機関と連携しながらストレスの緩和に向けた支援を行う。
スクールソーシャルワーカー	学校で、福祉的視点に立ち、課題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、学校・家庭・地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の抱えている課題解決に向けて支援する専門家。不登校、いじめ、問題行動等の未然防止や早期発見、早期解消に向けた支援を行う。
生活困窮者の自立支援相談窓口	「生活自立相談支援センター」を参照。
生活自立相談支援センター	生活困窮者の自立支援相談窓口。生活に困った方からの相談に応じて、適切な関係機関・支援窓口へつなぐとともに、必要な関係機関と連携して課題解決に向けた寄り添い型支援を行う。 ※浜松市生活自立相談支援センター「つながり」「つながり浜北」
生活保護	生活に困った方に、必要に応じた援助を行うことにより、最低限度の生活を保障するとともに、自活していけるように手助けをする国の制度。
は行	
ひとり親サポートセンター	母子家庭等就業・自立支援センターの通称。ひとり親家庭の父または母に対して生活相談、就業相談、就業支援講習会及び各種情報提供の就労支援サービスなどを行う。
ファイナンシャルプランナー	相談者の資産に関する情報を分析し、ライフイベントに沿って、資産設計のアドバイス等を行う専門家。
ファミリー・サポート・センター	育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の支援を行いたい人（援助会員）が会員登録し、子育ての相互援助活動を行う。市は会員の登録・人材育成・利用調整等を行う。
放課後児童会	就労などの理由で保護者が家庭にいない小学生に対して、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的とした「放課後児童健全育成事業」を行う施設の通称。
母子家庭等就業・自立支援センター	「ひとり親サポートセンター」を参照。
や行	
要保護児童対策地域協議会	児童福祉法第25条の2の規定に基づき、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関が情報を共有し、連携協力のもと支援を行うための協議会。
ら行	
ロールモデル	自分にとって具体的な行動や考え方の模範となる人物のこと。
アルファベット等	
SNS	「ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）」の略。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

浜松市子ども・若者支援プラン
子どもの未来サポートプロジェクト
(浜松市子どもの貧困対策計画)

令和3年〇月発行

編集・発行 浜松市こども家庭部子育て支援課
浜松市中区鍛冶町 100-1 ザザシティ浜松中央館 5階
TEL : 053-457-2793

パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

ご住所 (所在地)	
お名前 (法人名・団体名)	
電話番号	
案の名称	子どもの未来サポートプロジェクト (浜松市子どもの貧困対策計画) (案)
意見募集期間	令和3年4月15日(木)～令和3年5月14日(金)
意見欄	

- ・この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
- ・この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】 子育て支援課あて

住所 : 〒430-0933 浜松市中区鍛冶町100-1
ザザシティ浜松中央館 5階

FAX : 053-457-3011

E-mail : kosodate@city.hamamatsu.shizuoka.jp

～どうやって意見を書いたらいいの？～

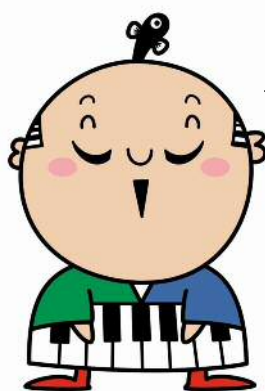
「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいかわからない場合には、以下の書き方例を参考にしてみてください。

<書き方例>

- ページにある「〇〇〇〇」という言葉は分かりにくいので、「□□□□」に変えてはどうでしょうか。
- ページの「△△△△」については、「■■■■■■」という内容を追加したほうがよい。その理由は……だからである。
- ページに書いてある目標件数ですが、「〇〇件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけるべき。

出世大名
家康くん



皆さんからの
ご意見を
お待ちしております
おるのじゃ！

©浜松市

困窮する保護者に対し、手当・助成・貸付等の支援により子育てにかかる経済的な負担の軽減を図るとともに、就業状況の改善に伴う収入の確保や、子育ての不安を解消する相談支援に取り組むことで、子どもの生活の拠り所である家庭の機能を改善させ、生活基盤の安定につなげます。

保護者の課題

- 困窮している保護者は、
○ 家計のひっ迫により、生活費や子どもの教育費に影響が出ている
○ 正規雇用の割合が低く、所得が安定しない
○ 悩みを抱え、孤立している
○ 支援が行き届いていない
○ 支援制度を知らない
○ ひとり親家庭は特に困窮している
傾向が見られます。

取り組む施策

- (施策4) 生活を安定させる経済的支援
① 手当・助成制度による子育てに伴う経済的負担の軽減
② 生活困窮家庭への経済的課題の解消支援
③ ひとり親家庭への経済的課題の解消支援
(施策5) 保護者の就業を支える就労支援
① 家庭と就業との両立支援
② 生活困窮家庭への就労支援
③ ひとり親家庭への就労支援
(施策6) 保護者を孤立させない相談支援
① 妊娠期からの切れ目ない子育て支援
② 相談窓口や支援制度の周知
③ ひとり親家庭への生活支援

生活に困難を抱えている家庭の問題解決のため、子どもや家庭に身近な地域や学校等で困りごとを早期に発見し、関係機関や行政等の専門機関と連携して、支援や公的制度につないでいく体制を整えます。子どもの将来に大きな影響を与える貧困問題について、正しい理解が進むように広く啓発するとともに、地域住民や地元企業が子どもの支援に参画しやすい環境の整備を行います。

支援体制の課題

- 貧困問題は、
○ 困っている人ほど、困窮していることを表に出さない
○ 周りの大人が、気付きにくい
○ 支援者間の情報共有が難しい
○ 子どもの貧困問題が正しく認識されていない
傾向が見られます。

取り組む施策

- (施策7) 子どもの貧困を早期発見する仕組みづくり
① 子どもの支援者への啓発や研修体制の充実
② 子どもの貧困問題への気づきを促すツールの作成
③ つながりやすい相談窓口の設置
(施策8) 子ども支援のネットワークの充実
① 教育と福祉の連携強化
② 支援団体と行政機関の連携強化
③ 支援する人材・体制づくり
(施策9) 社会全体で子どもを育む意識の醸成
① 子どもの貧困問題に関する理解の促進
② 子ども支援活動の情報発信
③ 民間企業と地域活動の連携強化

【概要版】(案) 浜松市子ども・若者支援プラン
子どもの未来サポートプロジェクト ~浜松市子どもの貧困対策計画~
(令和3年10月~令和7年3月)

1 子どもの貧困の問題

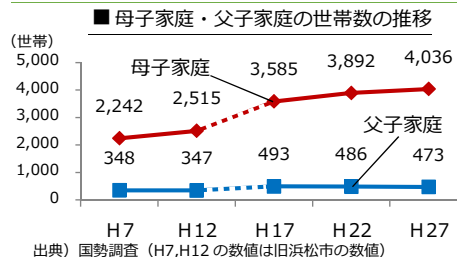
- 経済的な困窮により、一般家庭が比較的できていること*ができない子どもがいます。
(※自分の勉強机がある、必要な学用品をそろえる、高校へ進学する、家族で旅行に出かけるなど)
● 保護者の就労時間の長さや心身の不調などにより、本来家庭内で保護者からも伝えたい生活習慣や学習習慣、社会性等を習得できない子どもがいます。

このような困窮状態にある家庭で育った子どもは、将来大人になった時に、再び困窮状態になりやすい傾向があり、『貧困の世代間連鎖』が生じています。

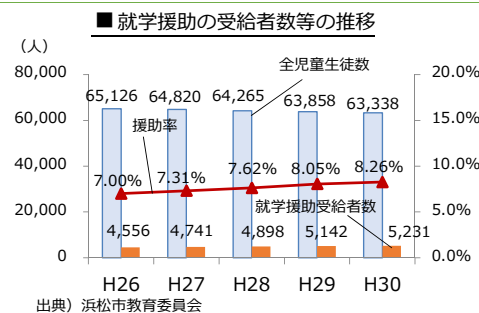
2 本市の子どもを取り巻く状況

- 子どもの貧困の状況把握と対策の検討のため、統計データの分析や子どもの生活実態調査、ひとり親家庭に対する実態調査、子どもに関わる支援者にアンケート調査を行いました。

統計データ



◎母子家庭は、増加傾向にあります。

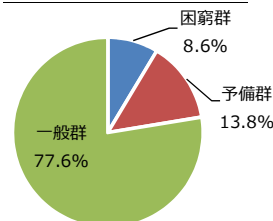


◎就学援助率は、増加傾向にあります。

子どもの生活実態調査

★所得の状況 (世帯人員で調整した所得状況から次の3群に分け分析) 【有効回答 2,779 世帯】

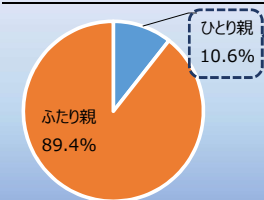
■ 経済的困窮状況 (全体)



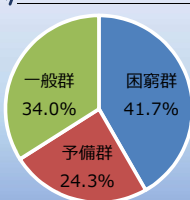
- ▶ 生活困窮群 (困窮群): 等価可処分所得*1が所得中央値*2の1/2以下相当
▶ 生活困窮予備群 (予備群): 等価可処分所得が所得中央値の1/2超3/4以下相当
▶ 一般群 (一般群): 等価可処分所得が所得中央値の3/4超相当
※1 世帯所得等を「世帯人員の平方根」で除した値 (国民生活基礎調査の基準)
※2 等価可処分所得を少ない順に並べて、真ん中の順位の人額。本調査では、平成30年国民生活基礎調査時の所得中央値 253万円を、区分の基準値とした。

★世帯構成の状況 (ひとり親かふたり親かで2群に分け分析) 【有効回答 3,059 世帯】

■ ひとり親とふたり親の割合



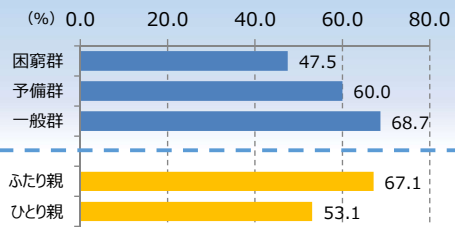
■ 経済的困窮状況 (ひとり親家庭のみ)



- ◎ 一定基準 (等価可処分所得が所得中央値の1/2以下: いわゆる貧困線) を下回る人は 8.6%です。【H30 全国調査での割合は 13.5%】
◎ ひとり親家庭においては、一定水準を下回る人は 41.7%と高くなっています。【H30 全国調査での割合は 48.1%】

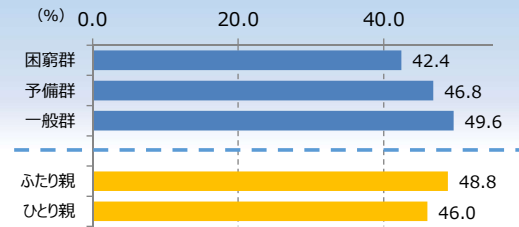
☆子どもの状況

■授業の理解度（いつもわかる、だいたいわかる）



◎経済的に困窮している子どもは、学習が遅れやすい傾向があります。

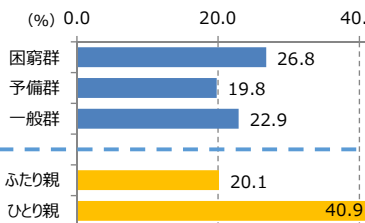
■起床（学校がある日に決まった時間に起きることができる）



◎経済的に困窮している子どもは、生活習慣が乱れやすい傾向があります。

☆保護者の状況

■仕事からの帰宅時間が18時を超える（仕事をしている母親の回答）



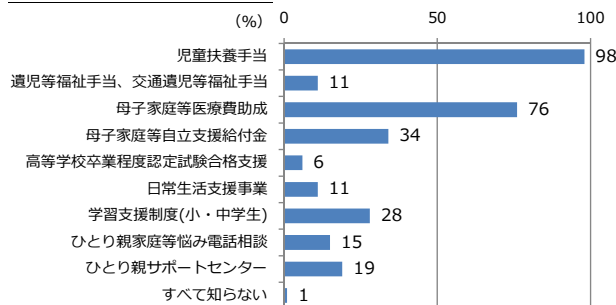
■過去1年間でできなかったこと

	困窮群	予備群	一般群	ふたり親	ひとり親
必要な食品を買えなかった	7.1%	4.7%	0.6%	1.1%	6.5%
光熱費の支払いを滞納した	6.7%	4.7%	0.6%	1.3%	5.6%
税金・健康保険料等の支払いを滞納した	13.4%	6.2%	1.1%	2.5%	6.8%
医療機関の受診できなかった	8.4%	4.9%	1.0%	1.6%	6.8%
趣味やレジャーに行けなかった	28.6%	20.0%	7.1%	9.0%	25.0%

◎帰宅時間が遅く、子どもと関わる時間が取れない家庭があります。
◎衣食住など基本的な生活の維持が困難になっている世帯が一定数ありました。また、生活を豊かにする趣味等にお金をかけられないことが分かります。

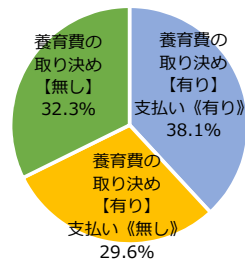
ひとり親家庭に対する実態調査

■ひとり親支援制度の認知度



◎ひとり親向けの支援サービスの認知度が低い傾向があります。
◎子どもの養育費を受け取っている世帯は4割を下回っています。養育費の取り決めがない世帯は、3割を超えています。

■子どもの養育費の受け取り状況



支援者アンケート

★主な意見

- ▶ 服装など外見からは困窮していることが分からないが、困っている子どもがいる。
- ▶ 困窮している保護者は、情報を得る力が弱いので支援に結びつきにくい。
- ▶ 子どもが困ったら、地域の大人に気軽に相談できる環境づくりが必要。
- ▶ 学習支援教室や子ども食堂の取り組みをバックアップする仕組みや支え手が必要。

3 計画の基本的な考え方

目指す姿

すべての子どもが、ひととまちに支えられ、夢と希望を持って、自分の可能性を広げることができる社会

家庭の経済的困窮がもたらす生活環境の悪化や教育機会の制限、体験機会の喪失などは、子どもの頑張ろうとする意欲や社会的つながりを弱め、学力、生活習慣、社会性などの将来を切り開く力の習得に影響を及ぼし、子どもの将来の自立を難しくしてしまいます。

これらは子ども自身や家庭の力のみで解決することは難しいため、行政や学校等、そして地域など、子どもに関わる様々な主体が連携して、困難な状況にある子どもとその家庭を支援する必要があります。

このことを実現するため、上記の目指す姿を掲げ、子どもの生活や成長を「ひと」や「まち」が支えることで、家庭の状況に関わらず、将来に向かって自分の可能性を広げることができるまちづくりを目指します。

●計画を推進するうえで、国の「子供の貧困対策に関する大綱」にて、分野横断的に取り組む基本的な方針が示されたことから、その方針を踏まえた次の3つの視点を持って、本計画を推進します。

- 視点Ⅰ** 親から子どもへの貧困の世代間連鎖を防止する
- 視点Ⅱ** 親の妊娠期から子どもの社会的自立まで、切れ目ない支援体制を構築する
- 視点Ⅲ** 支援が届きにくい子ども、家庭に配慮した対策を講じる

4 施策の展開（具体的な支援）

●本計画では、次の3つの分野ごとに施策を推進することで、目指す姿の実現を図ります。

分野 1

子ども

基本方針

子どもの社会的自立に向けた「生きる力」の育成

すべての子どもが、生まれ育った家庭の環境や経済状況に左右されることなく、夢や希望を持って成長することができるように、子どもの現在の生活環境等を改善するとともに、子ども自身の能力や可能性を広げるために必要な「学び」や「経験」等を積み重ねることのできる機会を提供するなど、将来の自立に向けた「生きる力」の育成に努めます。

子どもの課題

困窮している子どもは、

- 学習や進学の意欲が弱い
- 健康、食生活、生活習慣が乱れやすい
- 悩みを抱えがちである
- 社会性が身につけにくい
- 自己肯定感が低い

傾向が見られます。

取り組む施策

〔施策1〕子どもの学びを支える教育支援

- ①質の高い幼児教育・保育の提供
- ②学校教育等における学力保障
- ③地域と連携した学びを支える取り組み

〔施策2〕子どもの育ちを支える生活支援

- ①子どもの健康を支える取り組み
- ②基本的な生活習慣の定着に向けた取り組み
- ③子どもの悩みに寄り添い支える取り組み

〔施策3〕子どもの将来を支える自立支援

- ①社会性習得のための体験や活動機会の提供
- ②子どもの進学や就労を支援する取り組み
- ③社会的養護を必要とする子どもへの自立支援

区 協 議 会

区 分	□諮問事項 ■協議事項 □報告事項				
件 名	浜北区協議会委員のリモート出席について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>【趣旨】 新型コロナウイルス感染拡大防止対策の観点から、浜北区協議会における委員のリモート出席を導入するもの。</p> <p>【経過】 2/25：第10回浜北区協議会にて提案 3/11～3/16：希望者に対し、リモートにおける通信状況・操作確認テストを実施</p>				
対象の区協議会	浜北区協議会				
内 容	<p>浜北区協議会開催における委員のリモート出席についての可否を協議するもの。</p> <p>【実施時期】 令和3年4月に開催する浜北区協議会より開始予定</p> <p>【実施期間】 新型コロナウイルス感染拡大が収束するまでの当面の期間</p> <p>※リモート出席への詳細内容は別紙のとおり</p>				
備 考	リモート出席は、議事の内容などによりリモート出席が適当でないと会長が判断した場合は通常開催とする。				
担当課	浜北区・区振興課	担当者	松島 将人	電話	053-585-1141

浜北区協議会リモート出席の実施について

1 リモート出席について（要件）

- (1) 浜北区協議会への参加形式として、リモート出席が浜北区協議会で承認されていること。
議事の内容などにより、リモート出席が適当でないと会長が判断した場合は通常開催とします。
- (2) 音声や映像が途切れることなく配信・受信できる環境が整っていること。
浜松市に準じ「z o o m」アプリを用い、委員の自宅と会議開催会場で、映像や音声途切れることなく配信・受信できるか環境テストをします。
- (3) 関係者以外が会議に入らない状況を作れること。
会議の出席者は委員、事務局、その他議事に関係する機関と、傍聴手続きを済ませた傍聴人、報道関係者です。このため、これらの関係者以外の者が発言したり、傍聴したりすることがない状況とします。

2 運用について

- (1) 今後のリモート出席について
※会議ごとに、来場出席かリモート出席かを選択できます。
 - ・環境テスト済の方
「開催通知」記載の日までに、事務局へご連絡ください。
(ご連絡がない場合は、来場出席と判断します。)
 - ・環境テスト未済の方
事務局へご連絡いただき、環境テスト実施後、リモート出席を可とします。
- (2) ミーティングIDやパスワードについて
 - ・会議ごとに、Eメールにて、通知します。
(当日配布資料がある場合、本メールに添付します。)
- (3) リモート出席形態について
 - ・カメラは、常時「ON」にしてください。
 - ・音声は、基本「ミュート」にしてください。質問等を行う場合は、挙手をし、会長の指名後、「ミュート」を解除し発言してください。発言が終わり次第、また音声を「ミュート」に戻してください。
- (4) その他
 - ・途中参加・退出された場合については、出席したものとみなします。

3 実施期間

リモート出席における会議の開催は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点による当面の措置とします。今後の運用については、新型コロナの収束状況や社会情勢等の変化を見極め、協議することとします。